

第九章 民俗

- 第一節 舟形町の年中行事
- 第二節 小国川の魚類
- 第三節 小国川・最上川の漁法
- 第四節 長沢の紙漉き
- 第五節 長沢のサンゲサンゲ行事
- 第六節 舟形地区の病送り
- 第七節 契約講と頼母子講
- 第八節 屋根葺文書
- 第九節 堀内田植踊り
- 第十節 猿羽根地藏
- 第十一節 舟形町の石碑・石仏
- 第十二節 福寿野の若衆契約・病送り

第九章 民 俗

第一節 舟形町の年中行事

当町は小国川の流れに沿って、上は野から、下は富田まで、兩岸に細長く部落が散在している旧舟形村と、最上川で分断されている旧堀内村からなる細長い町である。

婦因関係等を見ても、昔から各地区相互の交流があつたが、長沢地区は北村山郡の尾花沢地区、堀内地区は北村山郡大石田地区や最上郡大竹地区との交流がみられるのは地理的な条件と思われる。

年中行事もそのような点からみて、各地域によつて相違があるのではないかと思つていたが、大きなちがいはないようである。

十二月二十七日 すす掃き 餅搗き

すす掃きは各戸一斉に行われた。昔の家は囲炉裏で薪を焚いたので天



昭和 30 年代後半の舟形本町まつり

最



すす掃きぼんでん

井板がなかった。一年中のすすが屋根裏まで積もっていた。これを払い落とすために、竹や木の竿の先に藁をくくりつけて「ぼんでん」(ぼった)を作り、これで払った。使用済みの「ぼんでん」は、そのまま正月まで外に立てておく。すす掃きの終わった印でもある。天井、棚のすす払いが終わると、床に敷いてある「むしろ」(藁たたみ)のゴミを除くのであるが、むしろの両端を二人で持ち、細い棒で交互に叩き合う「パーン」「パーン」という音が師走の部落にこだまし、ゴミ焼きの煙の、きな臭さがたどってくる、いよいよ年の暮が感じられた。

二十八日 餅つき 松迎え

正月の餅をつく。小さな農家でも三臼はつくので朝早くから行われる。神棚に供える餅は大中小の三つに丸めて一組となる。この外「飾り餅」として「きんちゃく餅」、十二支になぞらって藁茎十二本に餅をつけた「まえたま」(稲穂を型どったもの)、または「あけび餅」等を作った。

正月中に食べる餅は、ほとんどの家で直径一〇センチ位に丸く平べったく作り、凍るのを防ぐために空俵に藁の「ふく」を入れその中に入れるか、「水餅」といって桶に水を入れてその中に入れて保存した。

正月用の松もこの日伐ってくる。

三階松は芯を中心として三段に枝が出ているものを選び座敷に飾るもの。この他に門松用のもの、神々に供えるもの等、その家によって何組かを用意した。ところによって水木もこの日に伐ってくる。しめ縄もなう。

二十九、三十日 大晦日

松飾り、座敷の長押なげしの真中に松を飾る。松の下方に昆布を巻き水引で結び「きんちやく餅」「まえ玉餅」「あわぼ餅」等が美しく飾られる。床の間には皇太神、八幡神、春日神（皇太神以外は家々により多様）の神々の軸が掛けられ、三階餅等が供えられる。お燈明の台を大根を輪切りにして串をさし作るところもある。

各家の門口に門松をたてる（長沢地区では昆布切れを結ぶ）。

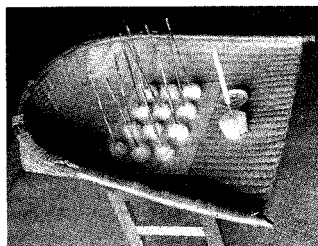
「おみだま」作り

午後（夕方）のご飯を小さく十二個握って、長沢紙を敷いた箕の上に並べ、萩箸を一本ずつ真直にご飯の上に立て、箕の先を東の方に向け、燈明をつけて拝む。この半紙と萩箸は正月十五日「月やき」をするのに用いる。

長沢地区では、「おみだま」を十五日に下げてお粥にして食べ、使用した紙はその年の天候を占うのに用いられる。正月十五日夜、この紙についた「おみだま」の跡に、一つずつ「こより」等で火をつけ、その燃え広がりによって天候を占う。丸く全部焼ければ日であり、余り焼けない場合は雨が多いということである。

白寝せ（白・するす餅）

一升杓に米をうすく敷き、その上に正月の丸餅を三つ並べ、土間にしごいた敷藁をして、その上におき、白をかぶせる。この上に元日の「若水」を入れた鉄瓶をおく。この場合鉄瓶の口をその年の「あき」の方向に向けておく。元朝にこの「若水」を沸してお茶をのむ。白は四日の朝までそのままにしておく。四日の朝、白を取り除き、一



おみだま

升杓の中の餅をとり出して、餅にくつついた米粒の多少をみる。これによつて今年の稲作の豊作は早生・中生・晩生と占つた（作だめしという）。この三つの餅は男しか食べられない。年越しの夜は「運のそば」を早目に食べる。この夜は夜更しが多く「一夜五〇日」とも言われる。

一月元日 若水とり 初詣り

早朝、若水を鉄びんと桶（新水桶）に汲んで来て、前夜土間に伏せておいた臼の上に供える。その若水を沸かしてお茶を呑み、身心を清め、今年一年間の無病息災を祈つた。若水汲みはその家の主人の勤めであるが、ところによつては子供達が駄賃（お年玉）を目当てに競つてやるところもある。

富田の場合は若水汲みのあと、主人が直ちに八幡神社に参詣して朝食（お餅・納豆汁）をたべ、この後法印様と菩提寺に年始に行く。次に順次親類を廻り、先祖と家の人に年頭の挨拶を行った。親類の多い家では年始の接待が夜半まで続いたが、近年は極めて近い親類に限られているようだ。

星川餅（舟形）

舟形本町在住の星川一族では、この日ぞう煮餅を食べる家例がある。その由来は次のようである。星川一族の先祖星川五郎兵衛は元延沢能登守の家臣であつたが、能登守が最上義光に攻められたので間道を抜け、堀内松橋の三蔵院を通り宮田（木友ウツシカワ工場脇）に逃げてきた。その日が丁度十二月二十七日で、その翌二十八日に、延沢方は星川氏と力を合わせ、沼沢新左衛門の組する新庄勢へ戦をしかけた。二十八日は正月仕度の餅つきの日であるので、沼沢方では安心しておつたところ能登守に攻められ、たちまち落城して

しまった。

星川家では、二十八日、戦に行く前に餅をつき、箕に粉をしき、それに餅をとり、粉餅にして食べ、力をつけて戦をしかけたという。

一月一日に沼沢楯落城、星川家一族は始めてぞう煮餅で祝をしたという。このぞう煮餅には焼豆腐、拍子木大根、ひこひこ(タツクリ)、ごぼうを入れて食べる。二十八日には粉餅をそのまま塩納豆とか、きなこをつけてたべるが、食べ終わってから大根汁をのむ。餅は正月まで焼いたり煮たりして食べてはいけない家例があつて、一族はこれに従つたという。

現在一族は、星川久作(久右衛門)・星川亨・星川兎(五郎兵衛)・星川郁夫(長治兵衛)・星川重夫(嘉兵衛)五軒の外、長者原星川栄(六郎兵衛)は五郎兵衛の弟といわれ五十年程前迄はその家例に従つていたという。

なお、星川一族の集結した宮田の場所に「わたらずのくろ」という畦があり、ここには杭を立て、縄を張つて渡らせなかつた(約五〇年程前まで)。

一月二日 トロロ飯、初買い、婿・嫁の正月礼

朝食に「トロロかけご飯」を食べる。

トロロをすり鉢ですって、よその人がまだクグリ(玄関)をまだがないうちに、クグリの敷居や、戸に塗りかけて一年中無病息災を願つた。所によつてはいろいろの鍵にも塗りつける風習があつた。

婿・嫁の正月礼

お供え餅といつて、台餅直径一尺位の大きな餅を三つ重ねにして持ち、夫婦揃って実家へ行き、塩納豆を出されるまで泊る。

初買い

一月三日 不浄日、納豆汁

この日は他家を訪問しない休日である。

朝、納豆をすりつぶし、青漬の山菜、わらび・うど・いもがら・きのこ・豆腐・油揚げを入れた納豆汁を食べる。薬味としてせり・ねぎ・なんば粉・しそ（しその葉を土用にとり内干したもの）等を使った。

謡初め（舟形）、書き初めを行う。

一月四日 仕事始め

仕事し初めである。荷縄・わらじ・みのを作る。舟形沼沢家ではみのを正月には作らない実例。農家では朝早く藁を打つ。

どの家にも土間の一隅に藁打ち石が据えつけられており、その上にしごいた藁をおき藁打ち槌で打つ。片手に藁、片手に槌を持って「トン、トン」と藁をかえしながら打つが、強くても弱くても駄目というので、仲々の熟練が必要であった。早朝の静寂を破って、各家で打つ音が「トーン、トーン」とリズムカルに響き、これが一日の始まりであった。

タラの木迎え（長者原、一月七日富田の項参照）

一月六日 爪切り

朝風呂にはいり家内中爪を切る。普通夜爪を切るなどいましめていた。

この日爪を切らないとむじなになる(富田)。この日爪を切っておくと、いつ切ってもよい(長沢)。

一月七日 七草粥 タラの木迎え(富田)

朝食に七種類の野菜を入れて食べる。

大晦日に供えた「オミダマ」をお粥にして、家族がお護符として食べる。又納豆汁にタラの芽等七種類の品を入れて七草とする。「オミダマ」に使った半紙と萩箸を火棚に下げて乾燥し、十五日の月焼の行事に使う(長者原)。

長沢では秋にとつていたタラの芽とせりの葉・納豆・昆布・タヅグリ、昨年の節分の豆、正月の餅切れを交え、まな板の上で包丁で叩きながら「千タラたたき、万タラたたき、長者の鐘が鳴るまでただけタラたたき。」と、三回唱えて切り交えて粥をつくる。

この粥は神聖なもので、煮ているいろりには足を出していけないとされた。

富田ではこの朝「タラの木」を伐ってきて、家の主人が、羽織・袴で床の間に向かい「千タラたたき、万タラたたき、唐土の鳥が日本の国に渡らん先にタラたたき。」と唱えながらタラの木でたたいた。

由来。昔大凶作で米が食べられない時に、草や木の実で飢をしのいだが多くの人々が餓死した。そんな事にならないように、五穀豊穡と身体堅固を祈願した行事といわれる。

一月八日 薬師参り

昔は他村から多くの人々が松橋の薬師様に初詣りしたが、現在では各家庭または菩提寺等でまませている。

一月十日 明朝の肥背負^{こえしよえ}の段取り

一月十日 肥背負^{こえしよえ}い マブシ織り 若木迎え 吉兆開き

早朝準備した俵肥（厩肥などを手頃な藁で丸く包んで俵にしたもの）を三つ背負って自分の田に運び、重ね積みにし、これに正月の飾り松をたて、餅を供えて、田の神様に正月礼をするのである。所によって松を立てない部落もある。

又、山の神様にも藁の幣をつくり、これに餅と昆布をつけた十二支を持って正月礼とし、若木を伐ってくる。富田では若木を門口に立てるが、他の地では、これで湯を沸かしてお茶をのみ息災を願うところもある。

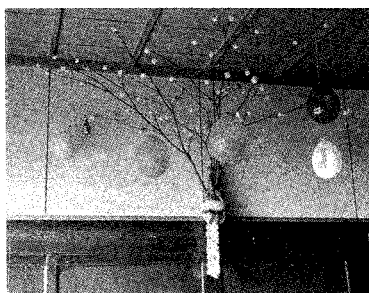
舟形では、俵肥えの上にきんちゃく餅をつけた松を立てて拝む。朝食後、馬の道具、雪ぞりに使う道具等を作る。此の日作った道具を使用すると牛馬が怪我しないとされていた。

吉兆開き

舟・米俵・土蔵等にお神酒を上げる。



松橋の薬師堂



水木だんご

一月十四日 小正月の餅つき

翌十五日の小正月に供える餅をつく、また「ダンゴ木」に飾る「きんちゃく」・「まゆ玉」・「あわぼ（粟穂）」などを作り小正月の準備をする。

まゆ玉は一二本の藁（二二支）（ウルウ年は一三本）を束ね、穂先に円い団子（伊勢参りの終わった家では四角い団子）をつける。

水木団子はウル米を粉にして作る。この団子を、みず木の枝先にさし、その外、「ふくれこせんべい」（エベス・大黒・打出の小槌・魚等に形どり赤黄青と着色されたせんべい）を美しくつり下げて、ダンゴ木を作る。商家では本物の金を下

げる家もある。

長沢地区ではみず木団子の煮汁を柿の木にやると実が多くなるといわれ、一人が鉋で柿の木の幹を伐る真似をしながら「なるか、ならねが。」という、汁を持った一人が「なる、なる。」と答えて、幹に汁をかける風習があった。かつて長沢が柿の名所といわれた頃は各戸でやったものである。

舟形の沼沢富太郎宅では、この行事を十六日朝に行う。「なるか、ならねが柿の木、ならねど、ぶつたぎる。」と言って鉋で傷をつける。このとき、他人が「なる。なる。」と答える。

一月十五日 小正月 さづき（田植） 産女うぶめ

小正月の朝早く「さづき」（庭田植）が行われる。広さ一坪位の雪の上に、正面に松飾りの松を立てる。それから藁束を五束に分けて、五列位に雪の上に差して植え込む。次に大豆からを植え込み、更に旧十一月三日の太子講に

お柴灯さいと



庭田植

用いたヨシの箸も植え立てる。また、肥料として豆の皮（正月前に「キナコ」を作る際に出た豆の皮）、または、豆皮と粟がらをまぜたものをまく。田植が終わると長虫除けの行事をする。

長虫除けの行事は、家の周囲に豆皮と粟がらを交じたものを「豆の皮、ふんが、ふんが、長虫よんな。」と唱えながらまく。

長沢地区では、長虫除けが終わると屋根のグス（棟）に「矢づめ」をさす行事がある。落雷を防ぐ行事ともいわれるが、萩と葎（ヨシ）で矢を作り、五、六本差して礼拝する。火の用心のためともいわれる。

夜、門松と藁を各戸で持ち寄りこれに火をつける。この時、古い神符や、二日の書き初めとともに燃やす。この火で煙草を吸うと虫歯にならないといわれ、大人たちは煙草を吸う。また、火種を家に持ち帰り、留守番の家族もその火種で煙草を吸った。書き初めは火勢で高く上がれば上がる程、字が上達するといわれ、子供達は期待と心配顔で、自分の書き初めの燃え上がるのをじっと見守ったものである。所によつてはこの火で息災を願って、餅を焼いて食べた。

舟形では、門松を八幡様に持ち寄り、家程に高く積み上げ、藁をかけ、その中に若勢と親方が入り、一升びんを立ててご祝儀をし



おさいと

たあとで、火を付けた。

富田ではお柴灯のあと、若衆連（青年団）が田植踊りやその他の芸をしながら各家を廻り、餅・金・酒等を貰って夜通し歌い、踊って楽しんだ（定宿は村端の庚申塚の後の森兵蔵宅）。

月やき（長者原） 月だめし（長沢地区）

大晦日、オミダマに供えた萩箸に火をつけ、これでオミダマの下に敷いた半紙に、一月、二月と唱えながら焼き、その焼け穴が大きく焼け広がれば、その月は日照り、小さい月は日照時間が少ないという風に、月々の天候を占った。

おみだま粥

長沢地区では、夜供えられた「オミダマ」を粥にして食べ、後、月だめしをやった（月やきと同じ）。

産女（うぶめ）

夜更に念入りに便所掃除をする。掃除後は便所にいかない。便所に行くとは産女が出て来て「子供をだいてくれ。」と頼む。どうしても便所に行かなければならないときは、中で産女に頼まれたら、子供を逆さに抱け。そうしないと子供にのどをかみつかれる、と教えられた。

一月十六日 さい日 鳥追い 若木迎え

この日は「地獄の釜のふたもあく。」といわれ、仏様に酒、納豆、納豆汁に餅を入れて供える（軽罪人に一日安息の日を与え、坊さんの説教等を聞かせた後で餅を祝ったとか）。

長者原の小正月

むかし、小正月の触れが長者原についたときは、十五日が過ぎて十六日の夜明けであったといわれ、長者原だけは十六日小正月となった。

鳥追い

子ども達が、早朝、前日田植えた所に参り、囲りを廻りながら大声で「隣りの〇〇さん、がかけつつかぶつて、朝起きて鳥ぼわね、ホウーホウー。」と叫びながら廻った。

若木迎え

鳥追いの後、山に若木伐りに行く。伐つてきた若木を燃やして湯を沸かし、お茶を飲むと若返える。富田では伐つて来た木を門口に立てておいた。

一月二十日 二十日正月 皿灸

朝、五月節句にとったヨモギの葉で作ったモグサを皿の「糸じり」におき、これに火をつけて、いろいろの鍵、クグリ（玄関）の敷居に悪いものが入って来ない様に皿灸をたてる。この後で家内中、頭・手・胸・腹・腰・足と

順に皿灸をたてる。

今日で正月が終わる。団子の木等の正月の飾りものをとり除くが、団子の小枝を月末まで残しておく家もある。長者原・富田では団子の木は二月一日（ヒヒテ正月）にとり除き、小枝だけを残しておく。但し、その年不幸があった場合は、その小枝をもとり去る習慣であった。

富田の二十日講

他の部落は十月二十日が契約講であるが、富田だけ正月である。約三〇戸位単位で講中を組み、各自重の内持参、講費を出し合い、その年の約束事を決める。廻り宿である。

もちよ、もちよ（餅けろ） 舟形

二十日の晩、若い衆が集まってサンタラバスに縄をつけたものをもって各家をまわり、家々の戸口から奥に投げ、「もちよ、もちよ。」という、その家の人はサンダラバスに餅やお金をあげてよこす。それをドンブクをかぶり頭を見せないようにした若い衆が引きもどして集め、寄合って吞んだり食べたりする行事があった（昭和二、三年頃まで続いた）。

一月二十一日 病送り

長者原

昼過ぎ、上の地藏堂の前で若い衆らが等身大の男、女二体の藁人形を作った。苦勞したのは男女の性を形どる

事であつた。男根は藁で編んで作り、女性は「サン俵」で作つた。この男女二体の藁人形に、これまで各戸の門口に立てていた古い小さな藁人形や、柏木の葉に包んだ赤飯、ワラツツトに入れたご飯など、それぞれの家で持つて来たものを背負わせる。

次に、人形に棒を通してかつぎ、太鼓をたたいて、大勢で「ワアーワアー」と叫んで上から下に通る。その時刻には薄暗くなるが、その叫び声を聞くと、家々の女の人は塩水を入れた茶碗とほうきを持つて門口に出、人形に塩水をかけ、ほうきで掃き清め、わが家の病を送つてやった。

家々では、この日小さな藁人形を作り、赤飯を生紙に包んで背負わせ、箸の先に赤いナンバをさした槍を人形に持たせて門口に立てた。

富田

護衛札に村中が集まり大人形を作る。各家ではそれぞれ小さな人形を作り、その腹に小豆飯を入れ、それを大人形をつくつているところにもつて行き、その腹に入れる。この人形を大勢でかつぎ、「ホウー、ホウー。」と叫びながら村中を通る。その声を聞くと、各家では塩水をたてて、奥座敷から順々にホウキで掃き出し、門口の外まで病を送り出す。大人形は村端れの大川に投げ込んだ。

なお、長沢と舟形ではこの行事を「さなぶり」に行う。

一月二十九日 晦日餅（閏月は三十日）朝餅つき



病送り人形（長沢）

二月一日 ヒヒテ正月

長者原・富田 この日に団子木を取り払う。

菱餅 前日についた餅を菱形に切つて、二つ重ねて神仏に供える。

初 午 (二月の初めての午の日)

稲荷様に油揚げ、油揚げご飯、天ぶら等とお神酒を供えてお参りする。

節 分

節分はこの家の主人がするのが例である(富田では主人は肩衣と袴をつけて行う)。いろりに正座し、いり鍋に豆を入れ、ワラで作った鬼の手(長沢地区では萩の枝を三角に折り曲げてつくった)でかき交ぜながら「豆のふ」(皮)が切れるまでゆつくりと煎る。又タツクリ(ヒコヒコ)を萩の串にさして、少しあぶり、「やこがす」を作る。煎り上がった豆を一升杓に入れ神棚に供え、「やこがす」を戸の口(玄関)・サマ(高窓)・裏口等にさす。次に主人が豆を入れた一升杓を持って「福は内、鬼は外、鬼の目玉をぶつつぶせー」と唱え、家の中にまく。残った豆は「小袋」などに入れて保管し、山や川仕事、雪降し等の危険な仕事をする時、怪我しないように三粒食べてから出かける。又子供の着物の襟に入れて魔除けとした。家風によつては、その夜家内で豆を全部食べ、一年の安全を祈る家もある。

二月十五日 涅槃会(お釈迦のどんこまき)



初 午

お釈迦様のなくなった日である。お寺ではこの日、だんごまきをする。お釈迦様の涅槃（ネハン）の絵図を拝んで、赤青白の小さな団子を拾ってくる。この団子は節分の豆と同じように魔除けとする。

三月十六日 山の神

この日から山の神が田の神になる。朝餅をつき、一升枧に藁を敷き、これにちぎった餅一六ヶならべて山の神に供える。

この日は山、川に出ないで家で休む。山の神荒れといって天候の悪くなることが多い。

三月三日 ひな祭り

普通の家では粗末なひなしかなかったが、お供物は豪華であった。自家製のくじら餅、中に餡を入れ、食紅で着色したエンガラ餅、菱餅、白酒等を供え美しく飾った。

中には昔の古い豪華なお雛様、多くの錦絵を周囲につけて飾る家もあった。子供達は各家に「おひな見」に行き甘酒などご馳走になった。

春の彼岸 肥引き

春の彼岸になると肥引きが始まる。

厩肥や堆肥をそりにつけたタガラに入れて運ぶ。広いたんぼの雪原に縦横にそり道が出来る。自分の田の適当なところに直径一メートル程の穴を掘る。土までは一メートル程の深さである。その中に肥が積まれる。肥引き

の姿が見えると春であり、農繁期の初まりであった。

木出し

秋に伐つて山積みしていた薪を雪道を利用して運ぶ作業が木出しである。これは一年間に使う薪である。

部落総出で、山際に道をつけ、薪を運ぶ。この作業は重労働であった。急斜面の雪そりは危険なので、藤つるで作った「こだつ」をそりにかませて、滑り止めの工夫をした。

彼岸の入日、中日、送り日には寺に詣でる。寺では、地獄・極楽の大まんだら（絵図）をかけて、子供達に針の山、血の池などの話を聞かせる。彼岸には「みそかぶ」を必ずたべる。七軒の「みそかぶ」を食べるとなだれに遭わないなどといって、各家でそれぞれ持ち寄りする。

四月一日 わたぬぎのついたち

季節の変わり目という程度で格別な行事は行わない。

四月八日 花祭り 薬師祭り

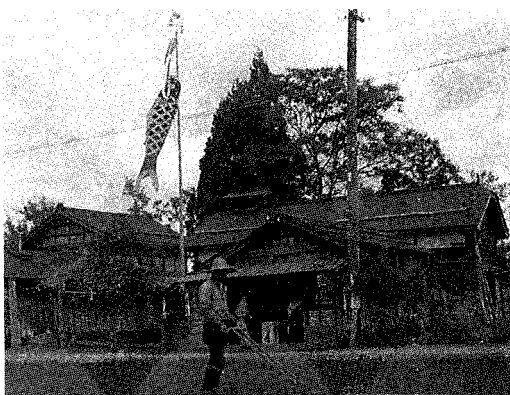
お釈迦様の生まれた日である。寺では花御堂の誕生仏を甘茶の中に安置する。松橋のお薬師様の祭りもこの日である。昔は他部落の人も多勢参詣し、出店も出て繁昌した。今は猿羽根山の地藏様にお参りする人が多い。

四月十七日 運開き

六月一日 芋むきの朔日・歯がため

山芋を掘って来て神に供え、家の人も食べる（三朔の一）。

しみ餅をそのまま食べる習わしがある。しみ餅は寒中に凍らして自然乾燥させて作る。保存食としては最もすぐれたものである。その作り方は寒中の最も寒い日を選び、餅を幅約五センチ、長さ約一〇センチ、厚さ約一センチ位に切り、藁で一個ずつ編んで一〇個位をひと下げとして水に漬け、雪をまぶして外につるして凍らせるのである。凍った餅は空俵



鯉のぼり（舟形）

別名高い山ともいう。仲間同士で、高い山に登り、見晴しのよい所で陣取って、酒盛りをすると運が開ける。

五月五日 端午の節句

戸の口、裏の口の屋根の軒先に菖蒲とよもぎを三個所にさす。笹巻きを作って神仏に供える。朝食のときシオデ二本を両耳穴に当て、クルクル回しながら「ええごと聞け、えぐないごと聞かねで、ええごと聞け。」と唱える。これは、家族皆んながする。

笹巻。笹の葉二枚重ねて巻きその中にモチ米を入れてミノゲで結んで蒸す。この日、よもぎをとって干しておき、正月の皿灸に用いる。



すみ餅の保存（長沢）

に入れ、戸外の木につるす。雨や雪が俵の中に入らないように、ふたをして風通しのよい軒端または柿の木の枝等につるしておき、六月一日に初めて出して食べるのである。

苗開き

吉日を選んで苗開きをする。

七枚の葉のついたホウの木を枝のまま伐り取ってきて、その葉に「アラネコ」と煎豆を入れて包み、田の神に供える。

よてな

各家で田植えの終わった日に餅をついて祝う。

さなぶり

村中田植えが終わった頃、村触れして一斉に休む。

七月七日 墓はらい（新八月）

早朝お墓の掃除をする。墓前に葭と柳を使って供物台を作る。柳の小枝を立て、葭を折り曲げ棚をつくり、これをみのげで結んで作る。柳の小枝は皮をむき、葭も前から準備して真直になるよう柱等に結んで乾燥



土葬の墓

させて置く。

七月十三日 (新八月) お墓まいり

この日は家の仏壇も飾る。盆棚が組立てられ、または仏壇の前に藁で飾りをつけ、ききょう・あわ花・萩の花等を飾る。藁の前飾りには、小さな青りんごを糸でつるし、掛そうめんも掛ける。蓮の葉を裏返してその上に赤飯・エゴ・枝豆・そば草・ささげ・茹子……等の作物を供える。

墓参りは、夕方家族皆んなで出かけ、墓前の棚に供物をあげて拝み、仏を家にお迎えする。家に帰ると迎火をたき、精霊をお迎えする。

七月十六日 (新八月)

十三日にお迎えした精霊を、お墓にお送りをする。送り火をたく。

八月十五日 豆名月

枝豆と甘藷(さつまいも)を蒸して盆に盛り、高窓にあげて月に供える。子供達が頃合いを見計らって、家々を廻り、「豆あげだがワ。」と外から聞く。「あげだがらとっていけ。」と内から答えると、子供達がそれを戴いてくる。

九月九日 菊の節句(重陽の節句)

朝餅をつき、菊の小枝を添えて神棚に供える。産土様といって村中の神々に餅を小さくとって一つずつ供える

(長者原)。

九月十三日 栗名月(仲秋の名月)

栗といもを高窓にあげて月に供える。豆名月と同じ様に子供達が貰いにくる。

九月十九日 三九日(みつくにち)

九月の九日、十九日、二十九日をいう。

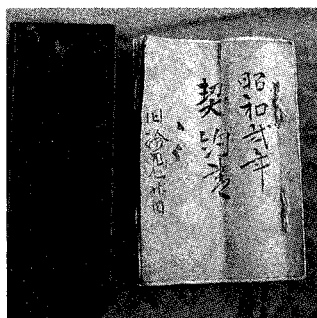
この日は餅つきをする。富田だけは前日の十八日に餅をつく。十九日は猿羽根侯の落城の日といわれ、十九日の餅つきが一日繰上げられたといわれる。

九月二十九日 刈上げ

稲の始末を全部終えて餅をついて神にお供えする。又牛馬にも小さくちぎってフスマ・コヌカをまぶして食わせる。この日ばかりは「橋の下ホエド(乞食)も餅をつく。」と言われた。農民の収穫の喜びが遺憾なく表現されている。又一升枴に藁ぼちちを作り、稲の上に供える。

十月五日 づづくりエベス

「土作恵比須」がなまって「づづくりエベス」になったという説もあるが、この日はぼた餅にごろあずきをつけて戸棚(恵比須)に供えた。



契約書（長者原）

富田を除く部落はこの日一斉に行う。各部落各組とも大同小異なので、ここで長者原部落について述べる。現在は簡略化されているが、昔は村堅めの最大の儀式であり、厳肅かつ何人も違約することの出来ないものであった。主に佛事（不幸）の際の取決めが多かった。講中（組員）の数は各部落によって違う。

講中で不幸があった場合、昔は徒歩でその親類に「不幸」を知らせるしかなかったが、その際たとえばどんな不便な遠い所でも、またどんな風雨、風雪の悪天候でも「知らせ」を頼まれたら「いや」とはいえず、実行しなくては行けない。昔は土葬だったので、この場所に穴を掘ってくれといわれれば、たとえそこを掘れば前の遺体が掘り返されると解つていても、掘らねばならなかつ

十月十日 大根・かぶの精進

この日は大根、かぶを食べてはいけない日である。大根・かぶはこの日一晩で大きくなるから、「十日過ぎたら大根、かぶ摘みしろ。」と云ったものである。

十月十六日 山の神

この日は「お田の神」が山に登って「山の神」になる日。餅をついて供え、神に感謝する。

十月二十日 二十日講（契約講）

た。だからこそ契約講に出る場合、「お日待袴に羽織姿」で出席したものである。

長者原部落では昔は二人の講中が上、下二つの契約講をつくっていた。講中の組合せを見ると、明らかに相互扶助が根本であったようだ。

其の後、大正十四年十月二十日に上、下組に属していない人たちで新契約組が組織され、現在は七人ずつの三組である。若し七人組の中で不幸が出来た場合、六人が当番班となつて、「知らせ」の遠い所、不便な所、穴掘り、棺かつぎ等を行う。

宿については輪番制、上・下・新それぞれ「トウ(当)」を決め、「トウ」を受けた人が契約講の宿をする。その宿の七人組が夫婦二人連れで、酒肴の仕度一切をする。当日の酒肴料は会費制で、鮭料理が主であった。

その日の使いは七人組で、二、三日前に自分の講員に使いする。当日全員が集まつて協議し、取決め事項が部落全部に知らせる必要がある時は、二人の使いが他の二組に連絡する。

終わつて、明年の「トウ」渡しをする。最初に今年の「トウ」(宿)人が「モッキリ茶碗」で冷酒をつぎ、自分で呑んで七人組員に次々に廻す。みなが呑みほしたところで、明年「トウ」を受ける人に「トウをお渡しする。」といつて、その茶碗を渡し酒をなみなみつぐ。新しく「トウ」を取った人が組合全員(二十一人)に「みなさん、「トウ」は確かに受取りました。何もないがよばつて来て下さい。」という。みんなが「ごつつおうさまです。」といつて「トウ」の受渡しを終わる。こんどは「トウ」をとった人が最初に茶碗の酒をのみ、七人組に廻す。みなが呑み終わつたところで茶碗を床の間に伏せる。

昔は帰宅するとき、「お包み」と言つて、自分のお膳に残つた魚を柏木の葉に包み「ワラツツト」に入れて持ち帰る習しであった。

十一月三日 太子（ダイシ）講 餅つき

太子（ダイシ）様には多勢の子供がいたので、餅を品々沢山作って供える。又多勢の子供に食べさせるのに長い「ヨシ」の箸を用いたことから、長い「ヨシ」の箸を餅と一緒に供える。この箸は正月十五日の雪中田植えに使うので、それまで神棚にあげておく。この日は「太子（ダイシ）講荒れ」といって、天気荒れる日が多い。

太子（ダイシ）講は十三日（中の太子）二十三日（終わりの太子）の三回あるが、十三日（中の太子）を、から太子講といって何も供えない。なお、「ヨシ」の箸は三膳分供える。

十一月二十三日 終わりの太子講

ぼたもち又はくだけもちどちらでもよい。

十一月十五日 釜湯。川勘定

釜を使用する家では、これにもちを供える。また、この日、鮭の大助が「鮭の大助今通る」と呼びながら川を登って行くという。この声を聞くと不幸がおこるというので、この声を聞かない様に餅をつく。この日、鮭の漁を終わり、漁場の各組毎にこの年の秋川の収支を決算して、利益をそれぞれ分配して、ご祝儀をする。これを「川仕舞」あるいは「川勘定」という。

もともと餅は晩についていたが、川小屋で夜まで呑んで騒いでいるので「川よど」等は餅を食べられないので

いまは朝餅にしている。

十二月五日 づづくりエベスのお年越し

ボタ餅をついて戸棚に供える。

十二月七日 お七日 成道会

さげさげ（さんげさんげともいう）。湯殿山のお年越の日である

（詳しくは別にのべる）。

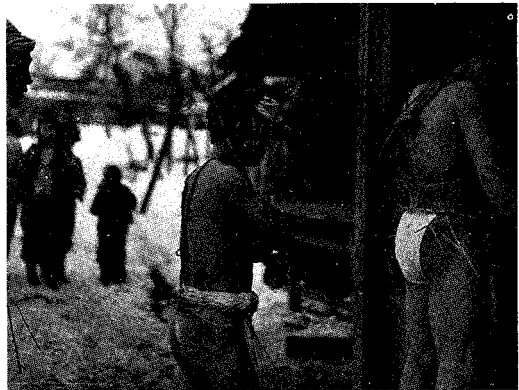
十二月九日 だいごく だいごく

この日は大黒様に（長沢地区では神棚とは別に大黒様を祀っている）

マツカ大根（ふたまたになっている大根。大黒様のワカイ）を供え、青、黒大豆を生のまま大槌でつぶして、料理の中に入れる。夕食後主人が豆を煎り一升枀に入れ（ところによつては金も入れる）、大黒様または大黒柱の前で「だいごく、だいごく、福だいごく、キツカズ大黒、耳あげで、豆あがれ。」と枀を振りながら三度唱える。

長沢地区の唱えごと。

「だいごく、だいごく豆あがれ、福だいごく豆あがれ、きんかずいだいごく豆あがれ。」となえる。なお、豆の入った料理は多い程よい。



さげさげ（内山）

十日	琴比羅様のお年越し	お柴灯	富田
十二日	山神様のお年越	お柴灯	富田
十三日	虚空蔵様のお年越し	お柴灯	富田
	古峯様のお年越し	お柴灯	富田
十四日	八幡様のお年越し	お柴灯	富田
十七日	観音様のお年越し	お柴灯	富田
二十日	すすはき	長者原	
二十三日	沢口地藏様のお年越し	お柴灯	富田
二十四日	地藏様お柴灯		長沢地区

第二節 小国川の魚類

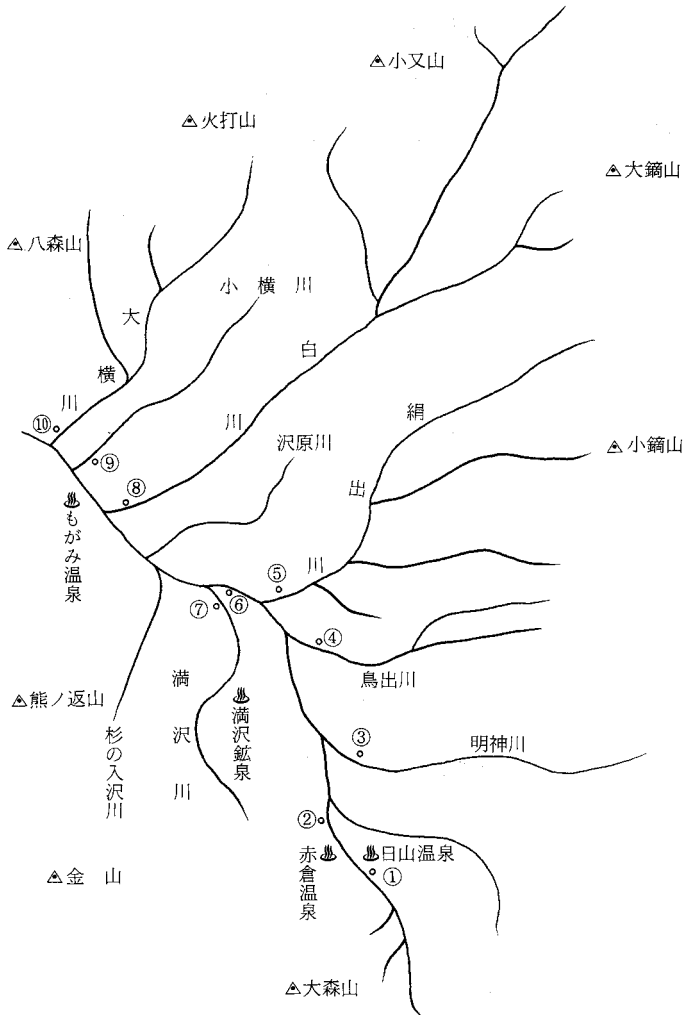
舟形町の人々の生活は小国川を抜きにしては考えられない。小国川の水は農業用水に、生活用水に、そして動物蛋白質資源を育ててくれる水として重要である。この項では特に動物蛋白質資源である淡水魚について述べてみたい。



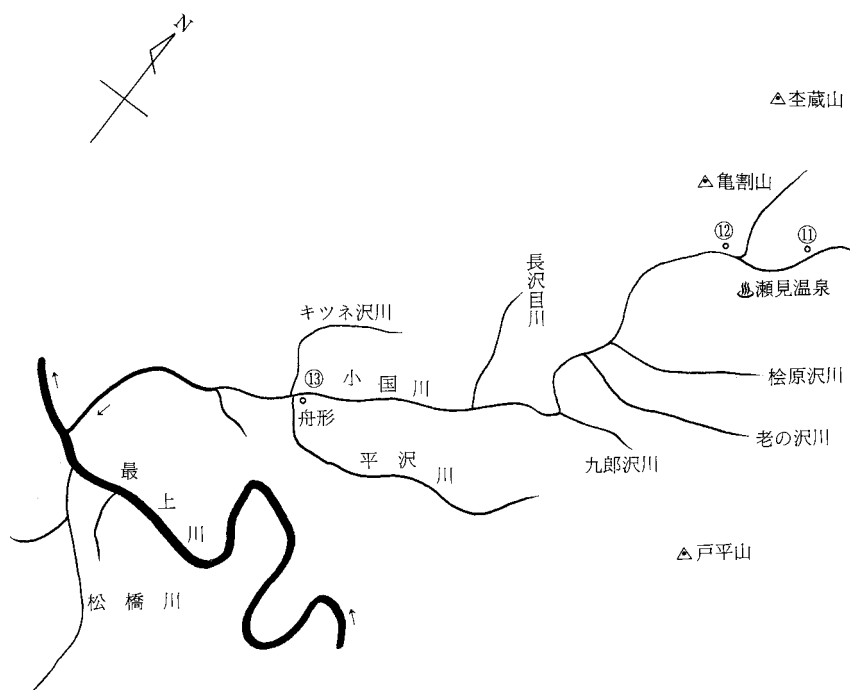
地藏尊（長沢）

小国川は最上町の翁山より流れを発し向町盆地を通り舟形町を流れて最上川に達する全長三八、九九〇メートルの山形県第七位の中河川である。

小国川の水質は飯沢正氏の分析によると(一九七七)第一・二表及び次の図の如くである。なお、小国川は向町盆地において、赤倉温泉、満沢鉱泉、もがみ温泉、最上白川温泉、瀬見温泉等の温泉があり、これら温泉の湧出成分がすべて小国川に流出する。



第一図 小国川流域調査地点 (飯沢正 1977)



1:170,000

Mg ²⁺	Cl ⁻	SO ₄ ²⁻	4.3Bx	NH ₄ ⁺ -N	NO ₃ ⁻ -N	NO ₂ ⁻ -N	PO ₄ ³⁻	SiO ₂	Fe ²⁺ + Fe ³⁺	COD	Q
(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(O ₂ mg/l)	(m ³ /sec)
2.30	10.8	36.5	0.31	0.044	0.065	6.75	0.0080	38.8	0.27	0.56	0.43
0.72	6.1	5.5	0.22	1.01	0.065	5.93	0.0081	12.8	0.057	0.23	0.88
1.09	9.1	4.1	0.22	0.12	0.081	6.75	0.0074	18.1	0.080	0.49	0.37
0.76	7.2	5.3	0.40	0.00	0.094	7.11	0.022	18.0	0.24	0.21	2.17
1.43	7.9	3.7	0.25	0.12	0.078	9.55	0.023	16.7	0.052	0.26	1.14
1.09	9.4	5.3	0.36	0.13	0.072	8.73	0.012	24.9	0.11	0.63	0.29
0.56	7.9	3.7	0.39	0.089	0.054	11.17	0.011	25.7	0.16	0.87	0.60
1.43	6.3	9.8	0.38	0.086	0.051	6.30	0.0092	30.0	0.11	0.80	1.17
1.51	7.6	16.5	0.28	0.015	0.059	9.91	0.0081	32.5	0.11	0.87	1.49
1.01	8.6	6.2	0.34	0.17	0.081	7.56	0.0091	23.1	0.064	0.31	—
0.38	7.9	9.5	0.26	0.00	0.084	4.76	0.0062	21.6	0.064	0.34	—
0.99	8.6	8.6	0.32	0.11	0.079	6.30	0.0085	20.4	0.075	0.45	—
1.17	9.1	11.1	0.33	0.14	0.092	6.30	0.0071	20.9	0.11	0.43	—

第9-1表 小国川流域の水質調査成績(1977)

		Ta	Tw	比導電率	pH	RpH	D	O	T-Re	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺
地 点	月 日	(°C)	(°C)	(uv/m)			(o ₂ mg/l)	(o ₂ do)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)
⑦ 満沢川	8.24	24.3	21.0	122.0	7.0	—	9.53	109.8	117	13.0	1.9	10.6
⑩ 大横川	8.24	22.2	17.1	42.0	6.7	—	9.24	98.8	32	5.2	0.9	3.4
⑨ 小横川	8.24	21.6	18.1	50.0	6.8	—	8.40	91.6	42	6.5	0.9	3.7
⑧ 白 川	8.24	22.7	18.8	42.3	7.2	—	9.06	100.2	55	6.8	1.0	8.0
⑤ 絹出川	8.24	22.4	19.6	51.3	6.9	—	8.68	97.4	38	6.0	0.9	3.9
④ 鳥出川	8.24	21.0	19.8	65.7	6.8	—	8.18	92.1	52	7.6	1.1	5.8
③ 明神川	8.24	22.0	19.2	59.1	7.0	—	8.73	97.2	58	7.6	1.0	6.3
① 赤倉上	8.24	21.5	16.9	58.2	7.1	—	9.19	97.9	59	7.5	1.0	5.6
② 赤倉下	8.24	21.0	18.5	97.0	7.0	—	8.88	97.6	79	9.3	1.1	7.0
⑥ 満沢川 手前	8.24	22.1	19.9	71.2	6.8	—	7.33	82.7	63	8.5	1.2	5.5
⑪ 瀬見上	8.24	21.5	17.3	62.3	6.9	—	9.36	100.5	52	7.3	1.1	6.2
⑫ 瀬見下	8.24	21.2	18.0	63.9	7.0	—	9.25	100.8	59	7.9	1.1	6.3
⑬ 舟形橋	8.24		19.4	3.1	7.1	7.1	10.12	113.2	54	8.2	1.1	6.7

K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	Cl ⁻	SO ₄ ²⁻	4.3Bx	NH ₄ ⁺ -N	NO ₃ ⁻ -N	PO ₄ ³⁻	SiO ₂	Fe ²⁺ +Fe ³⁺	COD
(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(O ₂ mg/l)
1.6	6.8	2.1	12.0	16.9	0.30	0.25	0.03	0.02	17.3	0.72	0.89
1.7	7.8	2.1	11.2	14.8	0.38	0.61	0.09	0.04	23.2	0.42	2.60
1.3	5.2	2.0	8.2	8.6	0.31	0.17	0.10	0.02	16.3	0.04	0.30
1.3	8.2	0.4	8.5	7.8	0.34	0.10	0.12	0.05	18.4	0.05	0.72
1.4	7.6	0.3	9.0	12.3	0.20	0.18	0.68	0.02	15.1	0.04	0.84
1.2	5.7	1.1	5.7	9.0	0.29	0.30	0.11	0.02	24.8	0.11	0.41
1.6	5.8	2.5	10.0	9.0	0.27	0.18	0.24	0.01	15.9	0.11	0.25
1.6	7.4	1.4	7.5	12.6	0.32	0.04	0.24	0.02	21.8	0.28	0.34
1.7	8.6	1.4	11.6	17.7	0.33	0.11	0.16	0.02	19.2	0.27	0.27
1.5	5.0	1.2	10.2	14.4	0.27	0.01	0.30	0.04	16.7	1.30	0.44
1.5	1.1	0.8	5.7	0.08	1.00	1.00	0.05	0.02	14.4	0.81	2.50
1.6	5.4	1.0	8.3	8.3	0.21	0.11	0.07	0.02	14.3	0.11	0.61

第9—2表 小国川（舟形橋下）の水質調査成績

			Ta	Tw	比導 電率	pH	RpH	D	O	T—Re	Na ⁺
年	月	日	(°C)	(°C)	($\mu\text{S}/\text{m}$)			($\text{O}_2\text{mg/l}$)	(O_2do)	(mg/l)	(mg/l)
1976.	6	6. 26	22.8	19.2	84.8	7.1	7.1	9.40	104.6	66	8.7
	7	7. 23	32.0	27.5	72.8	7.4	7.4	8.72	111.7	68	9.7
	8	8. 20	20.5	18.3	61.6	7.1	7.1	9.54	104.5	56	7.3
	9	10. 4	19.5	15.3	57.4	7.0	7.1	11.35	117.0	46	6.7
	10	11. 1	11.2	8.0	56.3	6.8	6.8	11.45	99.8	52	6.7
	11	11. 30	3.0	2.8	60.2	6.8	6.8	12.87	98.1	64	7.6
	12	12. 21	3.0	3.0	55.7	6.7	6.7	13.11	100.5	57	7.6
1977.	1	1. 30	-1.5	0.5	74.3	6.8	6.8	17.97	128.6	73	9.0
	2	2. 22	0.5	0.0	82.3	7.0	6.9	16.96	119.8	73	9.7
	3	3. 29	8.2	6.3	53.6	6.9	7.0	12.60	105.3	74	7.1
	4	4. 28	14.0	8.0	28.8	6.7	6.8	10.99	95.8	36	3.8
	5	5. 27	18.0	13.8	66.3	6.8	6.8	10.96	109.4	52	6.4

※1976年10月4日は9月，11月1日は10月とみなす。(飯沢 正 分析)

小国川を河川形態により分類すると、小国川と明神川が合流する付近より上流及び向町盆地の各支流、(明神川、鳥出川、絹出川、満沢川、白川、杉ノ入川、小横川、大横川、及び桧原沢川、老の沢川等)が上流域(Aa型)、つまりイワナ、ヤマメ域にあたる。明神川との合流付近から下流、最上川との合流点までが中流域(Bb型)でアユ域にあたり、サケの産卵場になっている。下流域(Bc型)のコイ、フナ域は部分的に存在するものの殆んどないといつてよい(最近コイ、ニゴイが増えてきたがこれは河川の濁れが大きくなったために最上川より上つてきたのである。)いわば、全流域が在来イワナ、サクラマス(ヤマメ)、サケ、アユという内水面で最も重要な種類の棲息地域となっている。

小国川流域には約三三種類の淡水魚がいるが、最上川との関連で見ると、さらに数種類が追加されるものとみられる(山形県の内水面には約六三種類が棲息するといわれる)。この中で特に小国川流域に棲息しているものを中心に述べてみたい。一般的生態や分布については木村重氏(一九六五)の調査を中心にし、小国川については、尾形文雄氏(舟形町長沢)の意見を参照にした。(一)は方言である。

1 ヤツメウナギ科

(1) カワヤツメ(ヤツメウナギ)

数年を海ですごし、口の吸盤で魚に食いつき、その肉を吸食する。夏品種と冬品種があり、前者は五〜六月に川を溯り、夏に産卵する。(七〜八月にかけて最上川には四〇センチ前後のものが



カワヤツメ

すんでいる。後者は九、十二月に川に上り翌年の早春に産卵する。従って一般には産卵は四月下旬、八月下旬まで続くようにみえる。

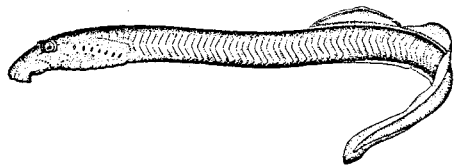
川に溯ったカワヤツメは食物をとらず水温が一四、一五℃のころ、砂礫底に口で凹地をつくり、一尾の雌と数尾の雄が産卵行爲を行う。生殖期の雌のしびれは大きくなり、雄の肛門に生殖突起があらわれる。

産卵後親魚は死亡する。卵は七、八万粒で二週間前後で孵化して親魚と異なった形をした幼生（アンモシース）となる。幼生は川の中につき、有機物をとって数年経た夏に変態し、その翌年五、六月頃海に下る。成魚は長さ五〇センチ前後、まれに六五センチ以上になる。

シベリア系の魚で日本海側に多く、北海道より鳥取県まで分布する。小国川では長沢の堰堤より上流には溯らず、秋から春にかけて数多く集まる。ビタミンAが豊富で昔から夜盲症の妙薬、強壯薬としても利用されてきた。蒲焼きや、味噌煮にして食べる。

(2) スナヤツメ（ビンノツ）

一生を淡水の川や溝、水田間の水路等で過ごす。産卵期は四、七月で砂礫底に凹地をつくって産卵する。幼生（アンモシース）は泥中の有機物や微小動物を食い、孵化の翌年秋ころ変態する。成魚は消化管が退化し、全く食物をとらず一回産卵して死亡する。秋は夜間のみ活動し、寒中は砂泥中に潜み集団で越冬する。生殖期の雄雌の区別はカワヤツメと同じである。体長は一〇、一四センチ。シベリア系の陸類型の小魚である。四国と九州南部を除く日本全土にすむ。山形県では新庄、谷地、溝延間に多い。小国川では砂地に潜んで越冬したも



スナヤツメ（ビンノツ）

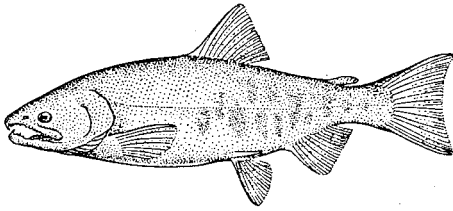
のが産卵期（五、六月）になると傾斜のゆるやかな平沢川、長沢目川のような小沢に上り何百尾と集団をなし、岩盤に吸いついたり、時にはたまになつたりしている。薬用に利用される。

2 サケ科

(1) サケ（ヨウ、サケノヨウ）

雄は二年、雌は四、五年で成熟する。本県の河川では九月中旬より十二月中旬に産卵のために溯る。水深五〇〜九〇センチの砂礫底にひれて穴をほり、産卵後は砂礫で被う。八〜一〇℃で約二ヶ月で孵化し、翌春六センチ大となり雪どけ水と共に海に下る。親魚は産卵後多くは死ぬ。幼魚の多くは生まれた川に再び溯る回帰性を有するといわれる。川に溯るサケは全く餌をとらない。生殖期の雄は吻と下あごが伸び、犬歯は強大となり、雌と共に体が黒紅の雪状斑ができる。大きき七〇センチ前後になる。北太平洋系の魚で日本海側では島根県の河川まで溯る。小国川では現在塞の神の淵まで溯るが長者原から一の関付近で産卵するものが多い。年間一、サ〇〇〇尾ほどの漁獲高がある。

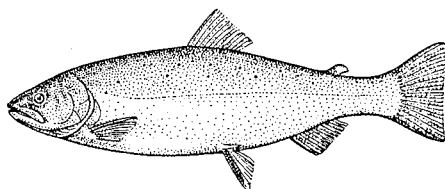
なお、明治年間より大正四、五年間にかけては最上町の大堀付近にまで溯上し産卵した。大堀の地名は鮭の堀りつき場に由来するといわれる。漁法は居繰網、三枚網（地獄網）等で捕るが、現在では一般の人々はサケを捕えることはできず、稚魚の孵化、放流を行った人々のみが漁業権を所有する。現在鮭の孵化場は長者原にある。



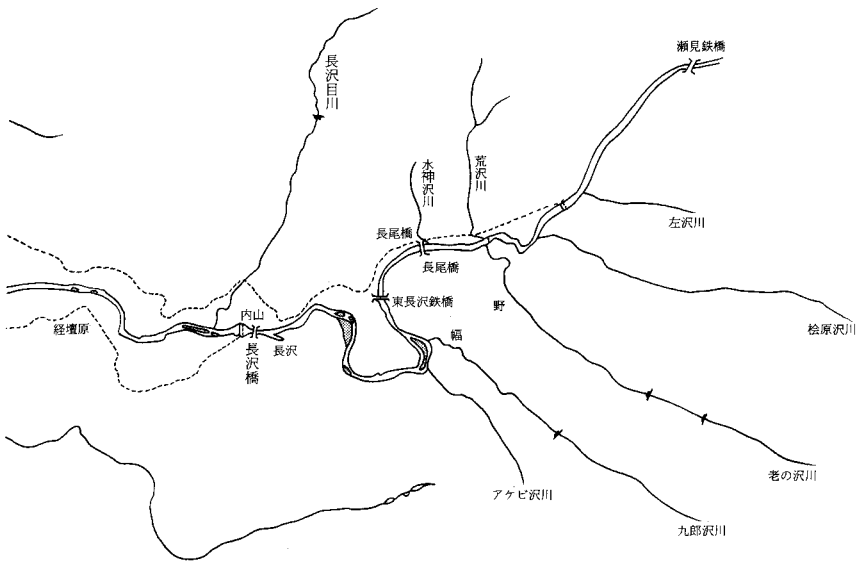
尚サケの方言である「ヨウ」は「イオ」即ち魚の意味に由来する。サケは魚の中の魚になる。また「サケのオオスケ」というのは体長最高一・五メートルにも達する「マスノスケ」ではなからうか。マスノスケは日本海側では新潟県が南限とされている。

(2) サクラマス（マス、カワマス、雄をカノマス）

降海後一〜二年で成熟した親魚は四〜七月頃、産卵のために川のかなり上流まで溯る。川では水生昆虫などを食い、産卵後の親魚は死亡する。小国川ではサクラマスの多くは雌であるが、まれにカノマスと呼ばれる小型（三〇〜四〇センチ）の雄がいる。産卵は一尾のサクラマスと雄である多数のヤマメが集まって行われる。雌であるサクラマスのわきに大きいヤマメから順に並び、小さいヤマメがサクラマスに近づこうものなら、大きいヤマメがかみつくので、産卵期におけるヤマメは体に傷が多い。産卵後水温八℃で約二ヶ月で孵化する。稚魚は翌春まで砂礫層下にひそみ、雪どけ水と共に浮上して水生昆虫をとる。そして一年半を川ですごした後春三〜四月にかけて降海する。生殖期の雌は体が黒味をおび、大きさ六〇センチ前後になる。北太平洋系の魚で北九州の河川まで溯る。本県では最上川を中心に各河川に溯る。小国川では六〜八月頃までに水温の低い深い淵に入っているが、夏の集中豪雨等の増水期に更に上流の老の沢川、白川、大横川等の支流に入り、九月下旬〜十月上旬にかけて産卵する。夏のサクラマスは極めて美味である。



マ ス

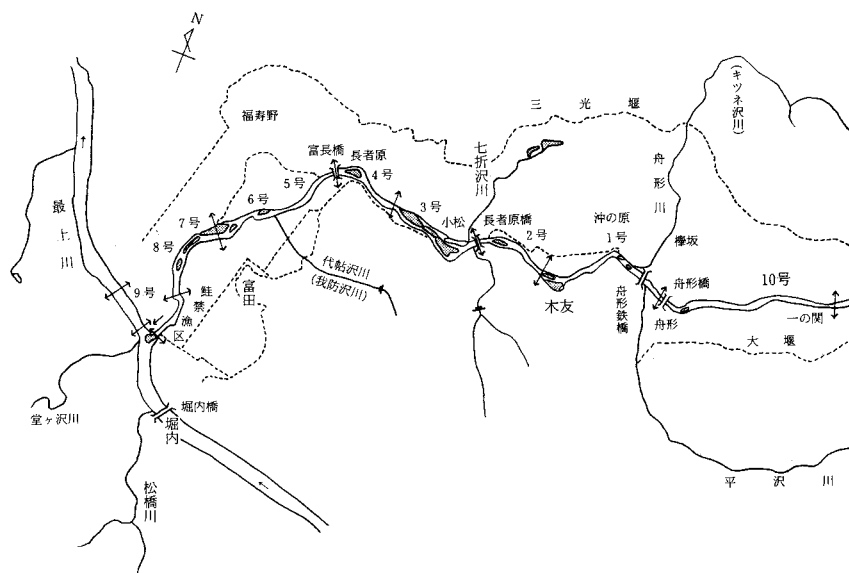


第 9 - 4 表 長者原孵化場における採卵数 (1979)

月 旬	10 月				11 月				12 月			
	雌	雄	計	採卵数	雌	雄	計	採卵数	雌	雄	計	採卵数
上 旬					37	38	75	54,500	19	17	36	30,800
中 旬	41	41	82	47,800	16	23	39	18,800				
下 旬	43	52	95	48,000	40	39	79	65,900				
合 計	84	93	177	95,800	93	100	193	139,200	19	17	36	30,800

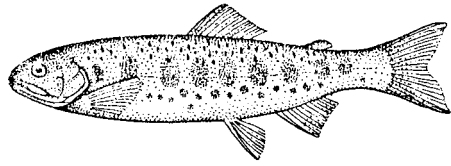
総計 雌196尾, 雄210尾, 計406尾
採卵数265,800数

第二図 小国川流域における鮭の漁業区域と捕獲数（1980）



第9-3表 小国川流域の鮭捕獲数（1979）

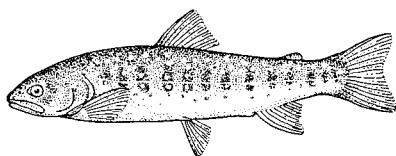
月 旬 漁業区	10 月		11 月			12 月		合 計
	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	下 旬	上 旬	中 旬	
1 号	49	31	17	6	2	7	0	112
2 号	4	8	2	6	0	0	0	20
3 号	14	7	3	0	7	15	6	52
4 号	22	53	69	38	44	13	0	239
5. 6 号	54	43	60	27	97	72	19	372
7. 8 号	7	5	6	3	12	8	0	41
9 号	5	1	5	5	10	6	0	32
10 号	57	46	0	1	0	0	0	104
合 計	262	194	162	86	172	121	25	972



(3) ヤマメ

サクラマスが降海せずに河川に残ったものである。形は小さく最大で三〇センチ前後にし
 か達せず、体側には終生小判形の斑文（パーマーク）があり雄魚が多い。雄は一年で成熟し、
 河川型として残り、雌は一年半後の春に降海するが、これを「銀毛ヤマメ」と称する。銀毛
 ヤマメは降海準備のために、うろこにグニャンという銀粉を沈着し銀白色となり、塩分調整機能
 ができるようになる。そのほか外形的にはやや細身になり、背びれ、尾びれ、胸びれの端が
 黒ずんでくる。また体内には一センチほどの卵巣が発達しており、降海後日本海で成長し、
 サクラマスとなり、再び生まれた河川にもどってくる。かつて小国川では四月頃下降する沢山
 の銀毛ヤマメがあり、「下り築」で沢山捕えたといわれるが、現在は非常に少なくなった。銀毛
 ヤマメがサクラマスになつてもどつてくることを思えば捕えるべきではない。

ヤマメの生活区域はイワナのすむ下流域で夏の水温二〇℃以下の清冷域で、水生昆虫や動物性プランクトンを
 餌とする。また陸上から落ちる昆虫や他の魚の卵や幼魚を餌とする。小国川流域では老の沢川、九郎沢川、桧原沢
 川、長沢目川及び向町盆地の各支流に多く棲息している。しかし、近年砂防堰堤の築堤により、サクラマスの遡上
 が不可能（垂直に二メートル以上の落差がある場合）になり、堰堤より上流のヤマメは絶滅してしまつた河川が多い。
 現在新庄盆地にすんでいる堰堤より上流のヤマメはすべて放流したもので、多くは関東山地の河川型であり、銀毛
 化はすすまず、雌雄とも降海せずに河川型として残っている。なお放流したものの中に一部アマゴとの交配による
 雑種がまじっている。卵数はサクラマスの二、五〇〇粒前後にくらべ二〇〇粒以下で、産卵期は秋の彼岸頃であ



イワナ

(4) イワナ

る。産卵期には体色に黒味をおび、雄は鼻曲りとなる。夏のヤマメは美味である。

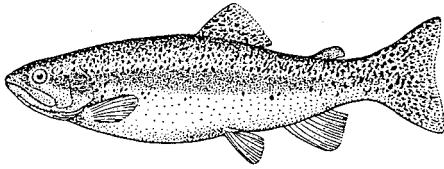
終生川の上流で水温一五℃以下の清冷な谷川にすむ、背から体側に、眼のひとつより小さい白色の斑点があり、側線から腹側には小さな橙色点が散在する。孵化後三年で成熟し、十一月に溪流の砂礫間に産卵し、砂で被う。産卵は雌雄一対であるが、一尾の雌に数尾の雄が並んで産卵する場合もある。産卵の場所は河川の最上流や支流の小沢の小さな淵の下の砂礫の所である。イワナの餌は水生昆虫や落下する陸上昆虫であるが、時にはカジカ等の小魚（最上町の親倉見ではカジカを餌にはえ縄をしている。）やサンショウオ等を食し、また小型のヘビ等も食う。体長は三〇センチ以上に達し、日本海側では青森県より鳥取県までの川にすむ。小国川流域での老の沢川、松原沢川や向町盆地の各支流に多くすんでいる。イワナは完全に陸封化された魚で降海性はなくなり、砂防堰堤の上流にも棲息する。イワナに以たのにエゾイワナがあるが、これは体側に赤色や橙色の斑点は全くなく、眼のひとつのみ大の白い斑点を有するので区別ができる。北海道と本州の北部に分布し、日本海側では最上川が南限とされているが、新庄盆地内の河川では確認されていない。エゾイワナで降海性を有するものをアメマスと称し、体長は六〇センチにも達し、肉は桃色をおびている。

(5) ニジマス（カワマス）

養殖種、原産地は米国で、明治十年に初めて日光中禅寺湖や猪苗代湖に移植され、ついで各地にひろがった。

産卵期は十一月から翌年三月で抱卵数は二、〇〇〇粒〜五、〇〇〇粒である。日照時の調節で産卵期を早め、人工採卵ができる。水温一・五〜五℃で二五日〜九〇日で孵化する。棲息の適温は一五℃前後である。昆虫を主食とするが、人工飼料で養殖する。本県では東根市荷口の湧水地帯をはじめ、山形盆地の養魚池に多く飼われ、生産量の八〇パーセント以上は県外と海外（主に米国）に送られる。川や湖沼にも放流されている。

小国川には昭和三十年頃に放流されたが、現在は少ない。自然産卵は上流に湖沼のある河川でないと難しいといわれている。河川に放流され野生化したものは二五センチを越えると肉が桃色をおびてくる。体長は八〇センチにも達するが普通二〇〜五〇センチである。小国川でも五〇センチ、二キログラムに達するニジマスが捕えられている。ここでサケ科の魚の起源とその後の分化発展について述べてみたい。



ニジマス

サケ科の魚はすべて共通の原種より生まれたといわれる。地史的には第三期末期（四〇〇万年頃）にニジマス属とイワナ属が共通の原種より分化しつつあったといわれる。起源地は北大西洋の冷水域であった。やがて第四紀洪積世（二〇〇万年〜一万年前）の第一氷期（ギュンツ氷期、約一〇〇万年前）に入ると、ニジマス属とイワナ属は完全に分化していった。これらは氷期、間氷期のくり返しの中で、北米大陸を沿岸ぞいに北極海からベーリング海に入り北太平洋に出たのである。即ちアジア大陸の沿岸に達したニジマス属やイワナ属はベーリング海、オホーツク海、日本海、東シナ海を南下し、四回の氷河期をへて分化発展していった。一説によると、ニジマス属の中で東シナ海で分化したのがヤマトマス（アマゴ）、日本海で分化したのがサクラマス（ヤマメ）、オホーツク海で分化したのがサケ（シロザケ）、ベーリング海で分化したのがベニザケといわれている。

一方イワナ属もイワナ、アメマス（エゾイワナ）、オシロコマ、カワマス、ゴギ等に分化発展していった。

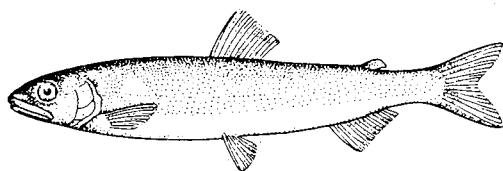
ニジマス属もイワナ属も、冷水系の魚であるために氷河期には南下し、間氷期には北上して分布範囲を広げていった。しかし降海性を有するサケ科の魚の一部は間氷期に入り水温が高くなるにつれて降海が不可能になり、より水温の低い河川の上流に上ったのである。即ち陸封化され河川型となり残ったのである。サクラマス（ヤマメ）は関東山地では雌雄とも河川型のヤマメであり、北海道の北東部では雌雄とも降海型のサクラマスが多くなる。しかしこの中間にあたる東北地方では、雌が降海型のサクラマスとなるが雄は河川型のヤマメになるものが多い。イワナも東北南部より以西には陸封された河川型が多いが、東北北部より北海道へゆくにつれて降海型のアメマスが現われてくる。

以上のようにサケ科の魚は氷期、間氷期を通じて分化発展し、現在もなお発展途上にあるといわれる。

3 アユ科

(1) アユ

アユは一属一科の魚でヤマメのすむ流域の下流で、夏日中の水温一八℃前後の中流に多く、日中は石や礫に付着する藻類を食い、縄ばりをもつ。九月上旬～十月中旬に川を降り、流れのゆるやかな砂礫底に夜間産卵する。水温一五～二〇℃では二～三週間で孵化し、直ちに海に入って越年する。翌春三月下旬～四月中旬に群をなして海岸にき、六月頃に

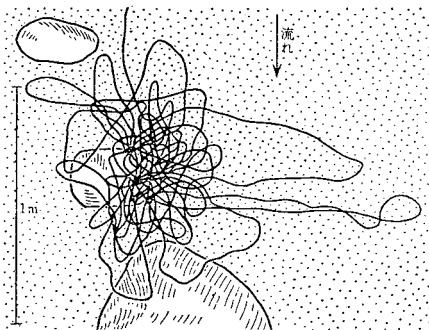


アユ

川に溯る。稚魚は歯があつて動物プランクトンを取り、川に上つてから歯を失う。満二年で成熟し、産卵後死亡するが、未産卵で越冬するアユもいる。生殖期の雄は口の周辺や頭、胸びれなどに白く固い粒状の追星があらわれ、かつ頭部や背側は黒色(サビ)となり、腹側には橙色の縦条が生じる。大きさ一五〇センチに達する。最上川での産卵場は鮭川と合流する蔵岡付近、下流の狩川、余目付近である。小国川では最上川との合流付近である。産卵は一尾の雌に数尾の雄が並んで行うが、雌は卵の成熟が早い方から順に産卵に参加するために雄が多いようにみうけられる。産卵後雌雄とも死亡する。原産地は本州以南から台湾までと朝鮮や中国の一部であるが、現在は放流によつて北海道南部にまで分布する。また琵琶湖産のコアユ(終生湖水にすみ、稚魚も海に下らず、降海するアユに較べて八〇一二センチと小さい)や北上川河口でとれる稚アユを各河川に放流している。最近ではダム築堤のときに魚道を設置しないために、アユの遡上の消えた河川も多い。舟形町長沢の伊藤貞義氏は昭和四十七年から琵琶湖産の稚アユを移入し、小国川のそばに養殖池をつくり養殖事業を行っている。小国川のアユは古くより知られているが、特に瀬見く長沢間の「松原アユ」が型もよく美味として知られている。魚法は投網、刺網、釣りでは友釣り、コロザシ(ガラガケ)、ドブ釣り等で捕える。友釣りはアユの生態上の習性を利用したものである。即ちアユは川底の石に付着する藻類を食むために一平方メートルくらいの場所に一尾の割で縄ばりをつくつて生活するので、他のアユが侵入すると追い

(アユの泳跡図)

アユの泳跡をトレースすると美しい図案ができる。線の密な部分から遠くへ出ているのは、他のアユを追いかけたときのものである。(6分間の泳跡)



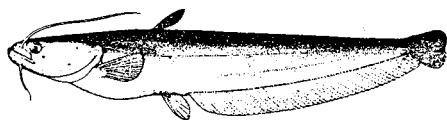
(アユの話より)

出す習性をもっている。そこで化アユ(種アユ)を侵入させて追わせ、針にかけさせる釣りである。アユが縄ばりをつくれる場所は平均的にみて川の全面積の六〇〜七〇パーセントであり、川幅二〇メートルの川では一キロメートルあたり一万尾ぐらいといわれる。一方アユの数が増加するにつれて縄ばりに侵入するアユが多くなるのでこれを追い切れず、縄ばりを維持できなくなり、群れアユと共に行動するようになる。アユの縄ばりの形成過程は古く第四紀の洪積世(二〇〇万年〜一萬年前)における四回の水期に由来するといわれている。即ち、水期における寒冷な気候下では藻類の生育が悪く、アユが十分藻類を食^はみえなくなり、「種」の絶滅を防ぐために「縄ばり」様式によって「種」の保存をはかったといわれる。即ち、四回の水期を経過しながらしだいに縄ばりが形成され、現在の温暖な気候下でもその習性が残ったのである。特に琵琶湖に入ったアユは水期での藻類の生育が悪かったとみえて、縄ばり行動がはげしい。それは第四水期の主ウルム第三亜水期(二五、〇〇〇年〜一七、〇〇〇年前)では現在よりも気温が七〜九℃も低下し、現在の北海道の北東部より低かったといわれる。つまり琵琶湖のアユは水期にはすべてのアユの中で一番寒い環境にすんでいた。そのため琵琶湖産のアユは縄ばり意識が強く、その放流アユは友釣りの対象魚にむいていることになる。

4 ナマズ科

(1) ナマズ

泥底で水草の茂った止水を好み、夜間活動して他の魚類やカエル等を貪食する。本県下では七月前後に小川や池沼の水表にある藻に産卵する。二〇℃前後の水温で約一〇日で孵化する。



ナ マ ズ

一〇センチ前後の幼魚までは口ひげが下あご二対と上あご一对であるが、後に下あごの一对が消失する。二年で成熟し、二〇〜三〇センチになり五〇センチ以上に達する。小国川流域では松原付近まですむが、かつて産卵のために水田にも上ったが、現在は農業のため水田にはいらなくなった。インドシナ系の魚であるが、庄内地方に天保年間（一八三〇〜一八四四）に移入され、その後県内に繁殖したといわれる。

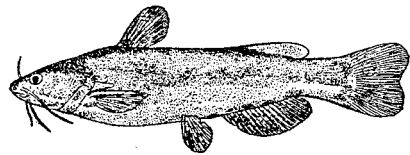
5 ギギ科

(1) ギギウ（ギバチ、ギアラバチ）

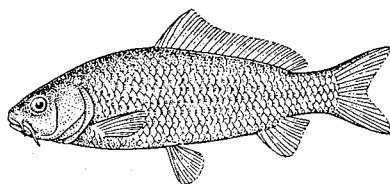
各河川の中流以下にすみ、夜間は岩かげ等より出てきて小魚やエビ、底生昆虫などを食う。本県では七月頃、水の浅い小川などの石の下面や水草の根に卵塊をうみつける。幼魚は秋の末に本支流の深みに降り、翌春の出水時に群れて、砂泥質の小川に溯る。大きいのは二〇センチに達する。インドシナ系の魚で日本のみにすみ。日本海側では秋田県より福井県まで不連続的に分布する。明治十年頃より庄内地方に出現し県内に広まったが、最近では県下全般に激減している。小国川流域では支流の白川に棲息しているといわれる。胸びれのとげをすり合わせ、ギーギーと音を出すのでギギウといわれる。

(2) アカザ（アカメロ）

ギギウに似ているが体色は黄褐色。河川の中流以上でヤマメのすむ流域に棲息する。産卵は本県では六月頃、



ギ ギ



6 コイ科

(1) コイ (コエ)

急流の瀬にある石の下に塊った卵をうみ、雌が保護する。大形の水生昆虫やエビを食い、一〇センチに達する。ギギウと同じく夜行性である。インドシナ系でギギウより冷水を好む。秋田県より島根県まで分布するが、本県下では少ない。小国川流域では上流にわずかに分布する。胸びれのとげにさされるとはれる。

本流や支流で河川形態では下流域 (Bc 型) のコイ、フナ域に棲息するが、沼や湖にもすむ。各地で養殖や放流を行っている。産卵期は四月〜七月で水温は一八〜二二℃程度の頃である。浅い池の岸や水の停滞した川岸などにおいてヨシ、マコモ、キンギョモ等の水面に近い部分に卵をうみつける。産卵行動は日の出から正午頃まで行われる。幼魚は水草の多く生えた止水を好み、動物プランクトンや付着物を食う。成魚は中流域の川では大きな淵だけに棲息し、下流域や池沼では全面に、湖では沿岸部に棲息する。冬はやや深い所にあつまり、特に七℃以下に水温が下がると活動しなくなる。成魚は底生動物と泥上の付着藻類を食うが、貝類を特に好み、臼歯状の咽頭歯で貝類を割る。体長は天然水域では三年で四〇センチを越える。成熟は雄は二年、雌は三年にはじまり十年程度で最盛になり、一五年以上では衰える。卵数は二〇万〜七〇万粒にもなるが若年魚や老年魚では産出されずに再吸収される卵数も多い。中国大陸系の魚でアジア、ヨーロッパに分布する。

小国川では長者原から上長沢にかけての大きな淵にすむが、上流にいくほど小型になる。大型のコイは長沢の

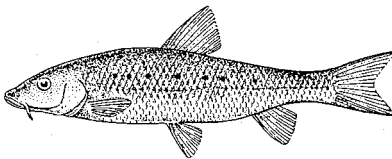
「塞の神」の淵までである。小国川では最近コイが非常に多くなっている。長沢橋の下の淵では数百のコイが群をなして棲息している。これは河川の汚染が進みコイの棲息条件に適してきたためである。逆にアユ、サクラマス（ヤマメ）等の魚にとっては棲息しにくい条件になってきた。小国川にとってコイやニゴイの増加は喜ばしいことではないのだが、日本人にとってコイは重要な動物蛋白資源であるために河川の汚染との関連についての関心はうすい。

(2) ニゴイ（カワザイ）

コイと同様に河川のBc型の地域に棲息する。産卵は四月～六月にかけて三〇センチ～一メートルの水深の砂礫底で行われる。産卵数は三万粒前後である。体長一五～二〇センチのものは砂礫底や岩礁部に群れをつくっており、水生昆虫や貝類などの底生動物を食う。三〇センチ以上のものは五メートル以上の深い場所を好み、淵に集まる。

小国川では昭和三十年頃までは経壇原の大きな淵までであったが、現在は長沢の「塞の神」まで溯っている。水の温い所を好むようである。「塞の神」より下流の大きな淵には数百のニゴイが群れをなしている。

小国川の汚染と共に最上川から上流に上り河川汚染のバロメーターにもなっている。中国大陸系の魚で北海道を除く全土に分布する。



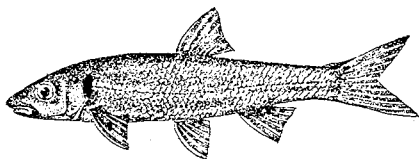
ニゴイ

(3) ウグイ(ハヤ、カワザツコ、ツキサツコ)

川の上流から下流にかけて広く分布する。酸性水域にも強い。産卵は五月〜六月にかけて行われる。産卵期には雄雌とも体側に三条の朱赤色縦条が現われ、雄には追星ができる。この時期のウグイを一名ツキサツコとも称する。産卵場は水深一〇センチ〜一・五メートルの砂礫底で水が底へすいこまれるような場所が選ばれる。産卵は集団で行われ、一ヶ所に数百と群れて、日中産卵するものが多い。大型のものほど早く産卵する。二年で成熟し大きいものは四年で最大四〇センチにも達する。産卵場を人工的につくり集まったウグイを投網で捕えることが多い。シベリヤ系の魚で全国の川や湖沼に分布し、本県でも多い。小国川でも上流から下流にかけての全流域に棲息しているが、最近骨の曲ったものや黒い斑点を有したり、カビのようなものが生えていたり、ぬるめきの失ったウグイ等が多くみうけられる。特に長沢より下流域に多くみられ、小国川の河川汚染の進行をあらわしている。

(4) マルタウグイ

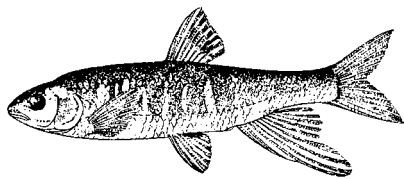
ウグイに近いのにマルタウグイがいるが、主に川口や湾内にすみ、五月〜六月の産卵期には中流域まで溯る。この頃朱赤色の一列の縦条が出現し、外見的にウグイと区別できる。産卵はウグイが日中であるのに対しマルタウグイは夜間である。最上川から小国川の下流に溯ってくる。体長五〇センチに達する。



ウグイ

(5) オイカワ (ジンケン、ピアコ、ザッコ)

川の中、下流や池沼に広く分布する。水温一八〜二〇℃の夏に砂礫底で産卵する。一〇センチ以上に成長し、産卵期の雄は下体が暗紅色を呈し、体側は赤と暗青色の模様を生ずる。雄は雌より大きくなり、尻びれも大きい。また吻や眼のまわりに白色の追星を生ずる。産卵は五月下旬から八月下旬まで水深五〜一〇センチの流れのゆるやかな平瀬の砂礫底で雌雄一対で行われる。中国大陸系の魚で、信濃川や利根川以西に分布しているが、昭和(三十七年)に入ってから琵琶湖産の稚アユに混入したものが繁殖したものとされる。



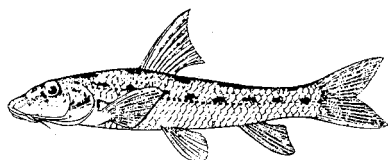
オイカワ

カマツカ

小国川では全流域に分布するが、冬の水温は温い所を好むようで、あまり低いと仮死状態で川床に沈むようである。「ジンケン」という方言は人造絹糸に由来するもので、人造絹糸の布地は非常にきらびやかであるが弱い布地であった。オイカワもあざやかな色をしているが捕えるとすぐに死ぬ弱い魚であり、また名も知られていなかったので「ジンケン」と名をつけたのであろう。舟形町長沢の尾形重次郎氏が最初に「ジンケン」と呼んだといわれている。

(6) カマツカ (スナハミ)

川の中の下流域と沼地の砂底にすむ。胸びれで砂礫をのけ、下向きの吻を伸ばして底棲動物



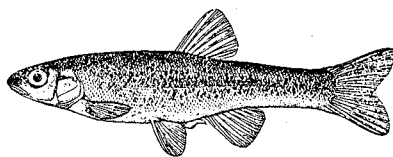
をあさり、鰓孔から砂を吐出す。三年で成熟し約一六センチに達する。産卵期は六月頃で卵を砂底に埋める。中国大陸系の魚で、北海道や青森県を除く全土に分布する。本県では最上川の下流に多い。夏の増水期に上流の支流まで溯る。小国川では最上町の鶴杉の上流付近まで棲息している。長沢橋下の淵にも沢山すんでいたが、灌漑用堰堤を高くしてから水流がゆるやかになり、砂泥が底にたまり、カマツカはすくなくなつた。

(7) アブラハヤ (ニガザッコ)

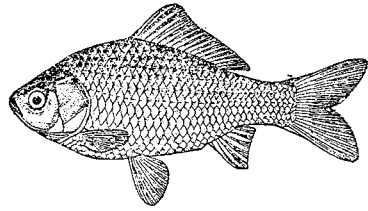
本流より支流、ことに山間部の流れのゆるやかな淀みや池沼にすむ。産卵期は初夏で一尾の雌に多数の雄が群れ、砂礫底に吻を突こんで産卵する。二年で一〇センチになり成熟する。小国川流域では平沢川や長沢目川のような流れのゆるやかな支流に多い。最近小国川の下流にも多くなつてきた。シベリア系の魚で本州、四国、九州に分布する。腸が苦いためニガザッコと称されるが、秋、降霜後、苦味がなくなり食べられる。

(8) ギンブナ (フナ)

体色は淡緑色で青味をおびた銀色の光沢をもつ。山間溪流部を除いて全県下の川や沼、水田地帯にみられる。雌は二年、雄は三〜四年で成熟する。中層を泳いで動物性の食物をとる。雌が雄にくらべて極めて多い。フナには底性のキンブナや表層性の大きいゲンゴロウブナ (ヘラブナ) などがある。中国大陸系の魚で全国の泥底の水域にすむ。東北地方には特にキンブナが多い。



アブラハヤ



ゲンゴロウブナ

(9) キンブナ(フナ)

体色は赤褐色ないし昔褐色で金色の光沢をおびる。フナの仲間でも最も底性的で、水底の昆虫や動物プランクトン、小さな貝類や水藻を餌とする。川より池沼の泥底にすみ、群れをつくらず冬は泥中に体をうずめて越冬する。骨はかたいが味はよい。産卵後、水温二〇℃で五日で孵化し、二年で成魚となる。雌雄ほぼ同数いるが、県内での産量は少ない。全国の河川にいるがイワナやヤマメのいる清冷水域にはいない。

(10) ゲンゴロウブナ(ヘラブナ)

ギンブナより体長が高く(平べったく)銀白色で水表をおよいでプランクトンを食う。琵琶湖特産であったが、成長が早いので各地に移植されている。最大四〇センチほどになる。釣りの対象魚として放流されたものが多い。小国川流域ではフナ類についてはあまり関心がもたれていない。

(11) タナゴ

体色はうすい青色で口ひげは極めて短かく頭の上後部に目立たない淡青色の斑紋が一つあり淡青色の縦条が背びれ前端の直下から尾びれの前まで走る。産卵期の雄は体側の下半部がやや桃色をおびる。また眼の周囲には追星ができる。雌には輸卵管がのびる。産卵期は春で二枚貝(ドブガイ(ヌマガイ)、マツカサガイ(スズラツカイ))のえらに卵を産みつける。溜池や沼に多い。最大一〇センチに達するものがある。小国川流域では三光堰等の灌

漕用水路の流れのゆるやかな所にすんでいたが、現在は非常に少なくなった。同時に二枚貝も少なくなっている。

(12) モツゴ

一年で成熟し、八センチ前後になる小魚で沼地や小川にすむ。産卵期は夏で、卵は水草に付着するが、多くの雄は口の後方に白い追星ができる。中国大陸系で、日本海側では最上川付近が北限である。小国川流域では平沢川上流の沼地にすんでいるといわれるが確認されてはいまい。

7 ドジョウ科

(1) ドジョウ (ドンジョ、ドンキー)

泥底の流れのゆるやかな川や水田、沼池に多い。雄のひれは雌より長く、特に胸びれは著しく長く且つ先端はとがる。雌の胸びれは丸い。産卵期は四月下旬から六月下旬までが普通である。小溝の水草や田の稲株などに産卵するが、はなれるものが多く、泥にまみれながら発生する。雄は雌が来るのを水底で待ち、一尾の雌に数尾の雄が吻で吸いつき、水面をかきみだしながら、一尾の雄が骨質板の背びれの前後にある筋肉突起で、雌の腹部を巻いてしめつける。産卵行動は雨あがりの早朝に多く二〜三回と続けて行われる。孵化後一〇日で全長二センチとなり、成長の早いものは一年で成熟するが多くは二年で成熟し一〇〜一二センチになる。冬は泥底にもぐって冬眠する。中国大陸系の魚で全国に分布する。小国川流域では出水のある小川



ドジョウ

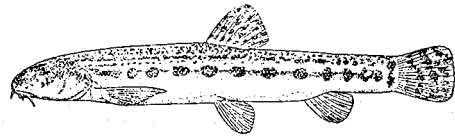
にはほとんどすんでいる。一時農薬のためにほとんどみられなくなったが、最近除々に増加している。水田は乾田が多くなったので灌漑を行っている時はいるが、秋に水を落すので棲息できなくなり小川に下る。冬は泥の中で越冬するが、出水のある小川は温かい水なのでイモリと一緒に集まって越冬する。

(2) ホトケドジョウ

流れのゆるやかな冷い泥底の小川や小溝の水草のかげなどに集まっている。産卵期は晩春一〜二日で孵化する。雑食性で小型プランクトンを食い六センチに達する。冬は湧水近くの泥の中にひそむ。シベリヤ系の小魚で日本特産である。小国川流域では向町盆地の支流の湧水地帯にすむ。

(3) シマドジョウ

水のすんだ川の中下流や沼地にすみ、特に砂底を好む小魚である。体側中央線上に八〜一六個の暗褐色の斑が並ぶ。産卵期は初夏で小川の水草の茎や根に一個ずつ産む。小国川では「塞の神」より上流の砂底にすんでおり泥底の所には見られない。中国大陸系の魚で北海道を除く全土に分布する。



シマドジョウ

8 ライギヨ科

(1) ライギヨ

頭部はヘビに似て、体側に二列の黒斑点の並ぶ円筒形の魚である。朝鮮でカムルチーと呼び、台湾の別種をライヒーと言う。原産は朝鮮半島や中国大陆であるが、大正時代の末期に日本に広がり、最上川では酒田付近まで野生化している。産卵は夏で、水草の巢を水面に浮べ、その中に産卵する。八〇センチ前後に育ち、川魚やカエルを貪食する害魚である。冬は泥中や水草の中で越冬する。空気呼吸をする。最上川と小国川下流部に棲息する。

9 クモハゼ科

(1) チチブ（ナベカツカ）

二つの腹びれが癒合して吸盤状になっている。大きさ一二センチ近くになり、主として汽水域にすむが川の中下流や池沼にもすみ、小魚や水生昆虫を餌とする。産卵期は初夏で、石の下面に産卵し、雄が保護する。孵化した稚魚は直ちに降海し、二〜三ヶ月後に再び川に戻り底生生活に入る。終生淡水にすむものもある。中国大陆系の魚で、全国の内湾や川の下流にすむ。本県では最上川下流に多くカジカと混棲する。小国川では下流に多かったが最近では瀬見付近まで棲息している。上流のものは降海しないようである。

(2) ヨシノボリ

川の上流から下流までと湖沼にすみ、水生昆虫や藻類を食い、時には共食いをする。産卵期は夏で石の下面や礫に生みつけ雄が保護する。雄の背びれは長く、産卵期の体は黒色になる。インドシナ系の小魚で全国の砂礫底の川や湖にすみ。本県では河川や沼池に多産する。小国川流域では各支流の流れのゆるやかな小沢にすみ。

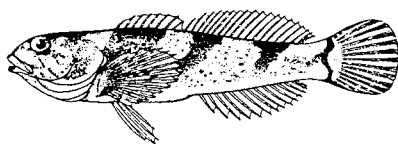
10 ウナギ科

(1) ウナギ

淡水に棲息するが産卵は深海で、日本産のウナギは沖繩の南方ないし台湾の東方であると推定されている。幼生は扁平で透明なレプトセファルス型である。シラスウナギは変態を完了してウナギ型になったもので、体長四〇センチで川に溯った後約二週間（水温一二℃）で体色が異変し、全長一六センチになり、鱗がではじめる。淡水で五〇一二年生活し産卵のため降海する。体長四〇〇九〇センチであるが一メートルを越すものもある。インドシナ系の魚で日本全土に溯るが、日本海側には少ない。本県では二〇五月頃に稚魚が溯る。小国川では鵜杉付近まで溯り淵や瀬にすみ。時にはマダラなウナギがいる。昼間は岩穴や大石の下に潜み、夜間に活発に餌をとる。主に小魚、甲殻類、貝類、大型の水生昆虫などを食う。なお、最上町満沢において昭和五十二年より温水（三〇・二℃）を利用しウナギの養殖が行われている。

11 カジカ科

(1) カジカ(カツカ)

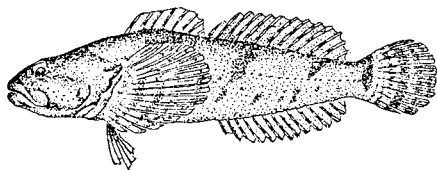


カジカ

砂礫底の川と湖沼にすむが、本県では川の上、中流の瀬にすむ河川型が多い。産卵期は三〜五月で瀬の石の下に塊った卵を産む。大型卵(径三ミリメートル)と小型卵(二〜二ミリメートル)の二型があり、小型卵は沼湖型に、大型卵は河川型に多い。産卵数は一五〇〜二〇〇粒で、孵化後一七日で一〜二ミリメートルになり成魚は一五センチにもなる。食物は主に水生昆虫や小エビ類である。シベリア系の魚で日本全土の清冷水に分布する。本県では各河川の支流に少みられる。小国川流域でも多く棲息し、主要な漁業資源の対象であったが、最近是非常に少なくなっている。主にヤスで突いて捕えるが、春には上り簞でも捕える。

(2) アユカケ(アユクイ)

川の中、下流の底生生活魚であるが、冬産卵のため海に下り、晩春に体長三〜五センチに育って川を上り、夏は中流の瀬や石の多い淵にすむ。秋は夜間に川を降り、下流で越冬する。稚魚は水生昆虫を食うが、一〇センチ以上になると魚を餌にする。アユが好物で、鰓骨にある太く鋭い棘でアユをかけるとの説からアユカケと呼ぶ。ほぼ二年で成熟し一六センチ以上になる。最上川では冬季清川付近に多いが、夏は小国川でも長沢〜長者原にかけて



アユカケ

棲息する。シベリア系の魚で北海道を除く川で特に水のきれいな流れのある砂礫底にすむ。日本特産、塩焼きが美味とされている。

12 メダカ科

(1) メダカ

冷水と急流を除いた全県下の河川、池沼、水田地帯に群れている。雄の背びれ膜には大きな欠刻があり、かつ尻びれが雌よりも長い。普通三ヶ月で成熟し、月に二、三回産卵する。インドシナ系の魚で北海道を除く日本全土にすむ。小国川流域では池沼や小川や水田の溝などにすむが最近は数が少ない。

13 その他

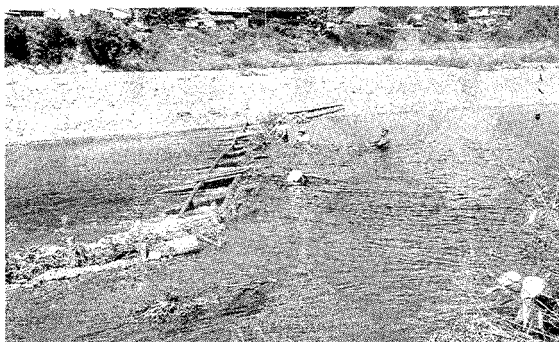
その他小国川の下流から最上川にかけて棲息が推定されるものに、マスノスケ、ソウギョ、ハクレン等があげられる。また淡水魚ではないが内水面漁業の対象となるものにモズクガニ、エビ類、二枚貝（ドブガイ、マツカサガイ）、タニシ等があるが、モズクガニ以外は全く少なくなり捕えることがでなくなった。

以上小国川流域の淡水魚について述べたが、年々増加する河川汚濁や砂防堰堤の築堤や護岸工事のため、魚が棲息できなくなったり、湖上でなくなったりして、棲息分布に変化が生じている。最近では工場排水の規制や一部農業の使用禁止によりやや効果があらわれてきたが、戦前のような自然状態に回復するにはまだまだ規制の強化

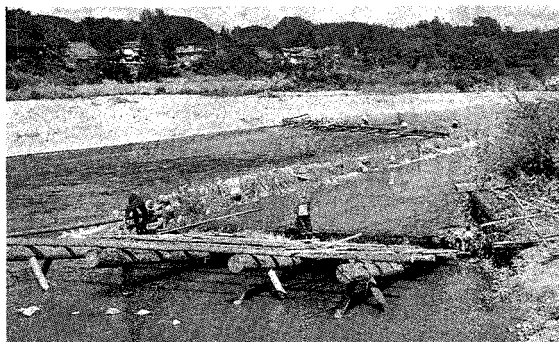
小国川の築作り



魚が落ちる所を作る。



築とめを作る。



築作りの全景（長者原）。

が必要である。例えば各家庭より排水される中性洗剤の使用規制や畜産尿の排水規制の強化である。また河川の砂礫採集による汚濁を防ぐために沈澱池を作ることも必要である。更に溯上する魚のために砂防堰堤に魚道を作ったり、魚の隠れ家のために魚礁を作ることも必要である。アユ、ヤマメ、カジカ等が沢山すみ、サクラマスやサケが数多く溯上する清流をとり戻し魚が豊富にすめるように自然を保護することが、小国川を観光の対象にしている舟形町の使命でもある。

第三節 小国川・最上川の漁法

1 小国川の漁法

川の魚をとる方法は、川の大小、また上流・中流・下流、あるいはそれぞれの地域によって異なるが、小国川の漁法は四季折々の魚の習性を巧みに応用した方法で、まさに生活の知恵を生かした漁法である。その人たちは、自ら学び得た漁法を、他人には決して教えないという独特の気風をもっている。又彼等は「百姓するより、岩の上でオネ（唄）かいていた方がよい。」といわれていたほど、漁業を生活の重要な収入源としていた。その代表的な村は長者原であるが、この村を中心に、今は絶えたものも含め四季の漁法を、相馬門策、高橋力男の両氏からの聞き取りを基にして述べてみたい。なお禁止されている漁法は㊦とした。

(1) かま漁法㊦

この漁法は、冬期間の流水雪から身を守る魚族の習性を応用したもので、十一月末頃、降雪前に「かま」を作る。「かま」には「岩がま」と「砂利がま」の二種類がある。「岩がま」は淵の岩場に、半坪位の面積を深さ約一メートル掘りさげ、大きな穴を作る。この穴と川との間に幅・深さそれぞれ四〇センチ位に掘って魚の入口をつくる。穴の中に玉石を積み重ね、その上を藁で覆い、これを柴で押え重石を幾つか置く。魚はこの玉石の間に入る。

(2) 砂利がま^禁



岩がまの跡 (富長橋付近)

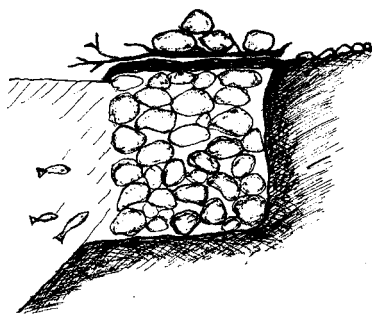
漁期は正月から春までの二、三回で、口元をしつかり塞ぎ、「かま」の中の石を全部取り除いてバケツ (昔は手桶) で水を汲みあげて中の魚をとる。これで獲る魚はザツコ・ナマズなどである。漁獲量は、多い時には一回でナマズ一〇二・三〇匹、雑魚二〇キログラム前後であつた。ナマズが多く入れば雑魚が少ないと言われている。

「岩がま」はこれを作つた者が、毎年使用するのが通例であつた。「岩がま」の跡が富長橋附近に数多く残っている。

遠浅の処は魚が寄りつかないので、水の深いところや淵などの川岸につくる。約一坪位の場所を入口は二メートル位にし、深さ約一メートルに掘る。その他は「岩がま」と同じ方法で作る。魚をとる方法は、入口に「す」を張つて塞ぎ、中の石を取り除いて網ですくうことが、前者と異なる。漁獲量も少ない。また、「岩がま」と違い、毎年作らねばならない。これでとれる魚の種類は「岩がま」と同じである。

(3) スガ (氷雪) がえ^禁

前述の「かま」と同じように、魚が流水雪を避け、岸に寄つてゐるのをとる方法である。



砂利がま断面図



鰍留め（長者原地区）

真冬の厳寒期には、ときどき吹雪のため、流れのゆるいところは凍結し、その上に雪がつもるので、岸から沖へ向かって雪でおおわれることがある。このようなときは、川に流水雪（ザイという）が盛んに流れだす。

この漁は晴れ間をみて、比較的浅い所を、岸から何間か先の方の雪を踏み、これで川の方へ逃げようとする魚の逃げ道を塞ぎ、その内側を「カイスキ」（木製の雪かき用具）やスコップで掻き回して、雪と一緒に掘り起こして魚をとる方法である。

(4) 寒鰍つき

昔は寒中に股引・ハバキ・草鞋といったいでたちで、ガラス箱を用い「やす」でカジカをついた。その後ゴム長靴に変わった。

(5) 鰍ど（筵）

深い雪がとけ始める春彼岸頃、産卵のため溯ってくる鰍は、身重になっているので急流をのぼれず、流れの緩い岸辺を溯上する。鰍を、川留めを作ってそこに筵を仕かけて獲る方法である。鰍筵は、乾燥した萩の茎で作るが、大きさは直径約三〇センチ、長さ約六〇センチ、アゲの長さ約三〇センチである。

鰍筵をかける場所は、比較的水勢の強い瀬の場所である。まず、ここの流れをせきとめるように、岸から沖へ八〜九メートル位杭を打ちこむ。この場合、留めの先端が僅か下手に下がるようにし、留め全体がいくぶん弓状になるようにする。そこに川柳の枝や板をたてて、流れをせきとめる。留めの先端の部分は、幅一メートル位、

大きな石を取り除いて鰍がのぼれないようにする。一方、岸から約二メートルの間、この留めから水が僅かに越えるほどに調節して水を流すと、留めの下に小さな泡が生ずる。この泡が、岸際に仕かけた笊から流れ出る水によつて、留めにそつて沖方向に押し流されるようにするのが骨である。この笊から流れ出る水の加減で、鰍の入り方が異なる。水勢が強すぎると雄鰍ばかり入つて、雌鰍は入らない。笊は、夕方仕かけて、翌朝あげる。この仕かけ方は、笊の上端を水面にすれすれに沈め、流されないように石でおさえる。この場合、笊の上をワラ・コモなどで覆うことをしない。これで覆うと、中が暗くなるので、鰍は笊の手前から引き返して入らないからである。

この漁法は、雪代期の水景の増減が甚しい時節だけに、笊の仕かけ方が難しい。昔はこの方法による鰍漁は、瀬つき・鮎・鮭と並び、小国川の四大漁法ともいうべきもので、小国川の流域至る所でみられた。

卵がはち切れそうに入つた鰍は、一串に二匹ずつ刺して焼き、一〇串一把にする。この鰍は、春一番の風味として大変珍重がられた。

長者原附近のかじかは、「長者原鰍」といつて名物になっていた程で、村中の人が競つてこの方法で鰍をとつたが、中でも叶内亀蔵という人は、毎朝一升桮で三杯もの鰍を獲つたという。しかし、現在小国川漁業組合では、一人につき三箇以内の笊しか許可していない。

これも最近は、鰍が極度に減少し、また、笊に「アオミドロ」がしばしば附着して、水の通りが悪く、不漁に近い状態である。現在この漁法でとっている人は、極く僅かである。

(6) 瀬つき

五月頃、瀬に群がつて産卵するハヤを、投網でとる方法である。

瀬つきといえ、腹に太い赤の美しく縦縞の入ったハヤをこの方法でとつて川原で焼いて食べるのが、この地方の名物で、春の風物詩となっている。この瀬つきの季節は、四月末から五月末頃までであるが、最盛期は李の花の咲く頃である。その前半によくとれるのは大型のマルタウグイである。このウグイは雪代水の流れが強くつき当たる淵に産卵する。これを舟にのつて投網でとる。又後半になるほど小型のものになる。

ハヤが産卵する場所を「マセ」という。ハヤは砂のあるところや、藻類のついている石（石垢いあかという）には、卵が附着しないので産卵しない。ハヤが卵を産むのは、きれいな石が水勢で絶えず流動し、推積するような場所である。このような場所は、川の流れによつて自然にできることもあるが（これを「天然マセ」という）、また、人工的に作つて産卵させる場合もある。これを「流しマセ」、または「穴マセ」といつている。

瀬つきは、水温と関係が深く、気温の上昇にともない産卵も旺盛になり、最も水温のぬるむ午後三〜五時頃が最もつき易く、大量にとれる。

また、産卵場所を、よくニゴイ・マルタウグイ・鰍などが廻遊し、産卵を食い荒すことがある。このような場合は、瀬つきが水面から下流に向かつてはねたり、横にはねたり、はね方が異常に乱れる。また、マセ附近で散発的にはねる場合は、そのマセは終わりに近いので、他の産卵場所を探さなければならない。漁をする人たちは、このような魚の習性を知り、色々な漁法を考えたのである。

この瀬つきの漁法に関して、人工的に作る「流しマセ」・「穴マセ」と、自然にできる「天然マセ」について詳しく述べてみたい。

(a) 流しマセ

「流しマセ」を作るには、本流が深く、しかも流れが比較的ゆるやかな場所をえらび、その近くの中洲とか浅瀬に人工水路（幅約二〜三メートル）を作つて水を分け流し、再び本流に注ぐようにする。この水路の大きい石を全部取り除いて、小砂利が流れやすいようにする。この小砂利が水の流れによって、絶え間なく押し流され、これが本流（沖水という）のところに注ぎこむと、その流れによって砂、芥は洗い流されて、きれいな小石だけとなって段丘状に堆積する。瀬つきはこの上部へ群をなして産卵する。これを約四・五キログラムの網足のついた投網を使用し、水温がぬるむ午前一〇〜一一時頃までと、午後二時頃から日暮れまでの二回漁をする。

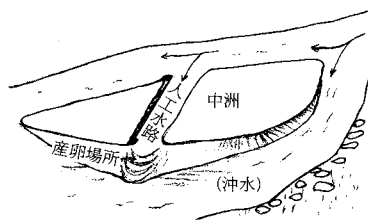
漁獲量は場所にもよるが、一網で一六キログラム獲った者もいるという。普通多くて七〜八キログラム位で、一日二〇キログラム前後である。

(b) 穴マセ（メタマセともいう）

この漁法は留めを作り、その上手に一坪位の穴を掘つて、その中に産卵させて、投げ網でとる方法である。

場所は深い流れのある個所の上手の瀬に、幅二〜三メートル位流れをせきとめるように杭を打ち、そこに板を並べて流れをせきとめ、板の上から水が流れるようにする。この場合六〇センチ位の落差を作る。これに上手から水を流すと、自然にここに小さな滝ができる。これから約一メートル下手に、深さ約一メートル、広さ一坪位の穴を掘る。掘った砂利は、下手に捨てないようにする。又小石が流れやすいように、留めから穴まで、大きな石を全

流しマセの図





部取り除き、ここに篩ふるいで撰別した小石（大きさ五センチ以下）を敷きつめる。小石をとる方法は、近くの砂利をとって、これを篩にかけ、砂やごく小さい石を除いて選別する。この際掘り起こした小石は湿っているため砂が附着しているが、予めとっておくと、砂が乾いて自然に落ちる。また、冷たい石よりも、あたたまった石の方がよい。留めから流れ落ちる水によって、小石と小石の間に泡が沸騰するように立ち、その小石が浮かされ、下流の穴に押し流される。更に沖水（本流）によって砂・芥が洗い流され、小石だけ段丘状に堆積する。魚はその上部に産卵するのである。この場合、段丘状の斜面が小

石が自然にころげ落ちる位、急勾配であれば好んで産卵する。これが緩斜面になると産卵しなくなる。また、この穴マセは、滝壺の部分に敷き詰めた石が絶えず流されるので、時々川原の小石を篩で選別し、補給しなければならない。この「穴マセ」は、穴の底に砂が出るようであれば、そのマセには産卵しないが、これ以外のところであれば、深い流れのあるところの上手の瀬なら、どこでも作られるという利点がある。このマセは、流しマセより手数がかかる割合に魚獲量が少ない。

(c) 天然マセ

「瀬つき」は、自然の瀬のところで、きれいな小石だけが堆積するような場所に産卵する。このような場所は、瀬と淵の境目とか、比較的落差があり、小石が絶えず流動するようなところできやすい。

このような自然に産卵する場所を総て「天然マセ」という。中でも淵に産卵するのを「コウリマセ」と言っ



天然マセ（富長橋下）

期には増水し、水勢は一層強くなるので、小石の堆積が良好となり、産卵しやすくなる。

四月末頃、ここに産卵期の早い大型マルタウグイが産卵する。この産卵場所は、雪代のため川底が見えないので分からない。然しその目安は次のようである。七〜八寸（二一〜二四センチ位）位の赤い腹をしたハヤが、水面上に跳ねるときは、その附近である。そこに網をうつと、大きさ五〜六〇センチ位のマルタウグイが捕れるという。

又雪代期が過ぎ水が澄むと、魚が水面近くに浮上するので、黒っぽい魚影をかすかに見ることが出来る。その附近が産卵場所である。このマルタウグイは、産卵を終えると、すぐ川を下る。

最上川の松巻で捕ったマルタウグイは重さ六〇〇匁（二・二五キログラム）もあったが、小国川では富長橋附近で獲った重さ四〇〇匁（一・五キログラム）のマルタウグイが最高であったという。

コウリマセの場所は、小国川流域に数多くあるが、とくに富長橋の真下ではよく目にする事ができる。

よくハヤがつく。これについて述べると、岸が凸状の断崖になっている場所の下手がこの適地である。川の流れが断崖に突き当たると、そこが極端に深くなる。この場合、淵の上手に瀬があつて、断崖が凸状に出張していると、この突端に水流が勢いよくつき当たり、流れは反対岸方向にそれるようにして流れる。一方、この突端部の下手は淵になり、本流とは逆方向に水が流れ、岸伝いに巻く大きな渦が生ずる。このような場所は、激流が岩床にぶつかるので、水流が川底から大きく沸き上がる状態になる。これを「コウリ」といつている。

上流から流された石は、沸き上がる水と一緒に浮き上げられ、下手に堆積する。魚はそこに産卵する。このような場所を「コウリマセ」という。雪代

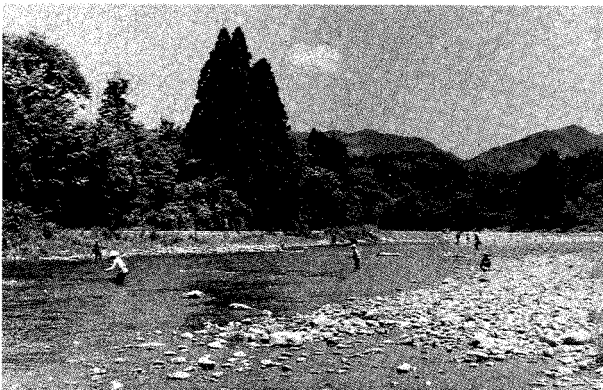
(7) やつめ鰻

昔は現在ほど豊富ではなかったという。

三月の雪代期に鰻箒でも獲れるが、むしろ産卵期に多く獲れる。産卵時期は早いもので四月下旬から始まり、六月中旬頃まで続くが、最盛期は五月中旬である。産卵場所は小砂利がかったところをえらび、その小石を口で吸いつけて下流に運び、直径五、六〇センチ位の場所を凹状に掘る。好条件の場所なら畳八畳位の広さ一面に産卵する。その産卵場所の部分だけが白っぽく見えて、遠くからでもそれとわかる。

やつめを獲るには、主に軍手をはめてつかみ獲りするのが普通である。又素手です早く軽くつかんで獲る方法や、中指に引っかけて、やつめが「く」の字になる程強く握りしめて獲る方法もあるが、素手で捕る場合は何れも熟練を要する。又、投網でも獲るが、網に入ったやつめは網の最上部（ユヅという）に集中する。これを素早く岡に引き揚げないと網の目に尾鰭を差し入れ逃げようとするので、網が破られてしまう。

最上川でのやつめ漁は、小国川より少し遅れ六月中である。水深が深いのでつかみ捕りは出来ず、舟を利用して投網か三本錨針（鋼製の針金で自製する。釣り針状に曲げた部分に、指が入る位にしたものを



昭和27年頃の鮎釣り風景（長沢地内）



小国川の投網（昭和27年頃）

三本組み合わせて、いかり状にしたもの）を、長さ約一メートルの竹にとりつけたもので引っかけて捕る。

(8) 鮎

鮎は、年魚、香魚などともいわれ、清流に住む代表的な魚である。小国川の鮎は昔から有名で、明治十五年に行われた水産博覧会に、富田の平向仁助が、生目五〇匁の鮎三匹を出品することを、山形県令に願ひ出ている。又松原鮎については、山形新聞に「明治天皇が東北巡幸なされた折に食卓に載せたが、あまりのうまさに後で再び宮内庁に献上を命ぜられた。」と書かれたように、大型でしかも美味で名高い。

小国川漁業組合は、以前から琵琶湖産の稚鮎を放流しているが、昭和五十三年度には、一、一五〇キログラム、五十四年度には一、二八〇キログラムを放流した。放流の時期は、五月下旬～六月初旬である。

鮎漁の最盛期には、全域にわたって多くの釣り人たちが立ち並ぶ。しかし、昔は今日とちがひ生活のために獲った。

その漁法は永年の間に培われた技法である。その概略を以下に記してみたい。

(a) 投網

投網による鮎漁は、昼は比較的漁獲が少ないので、専ら月の出ない真暗闇の漁が主であった。これを「夜川ぶつ」と言っている。「夜川ぶつ」は、舟を使用する「舟ぶつ」と、舟を使用しない「かちぶつ」の二つの方法がある。何

れも「網持ち」（網足の重さ約四、五〇〇グラム）と「火ぶり」（たいまつ持ち）が二人一組である。父子とか夫婦の場合が多い。火振りに用いる松明は杉皮を何枚も束ねて作ったものや、「オノガラ」といって麻を剝いだあとの茎を乾燥し、それを適当に束ねたものを使用した。後、後にカーバイトを使用するカンテラに変わった。網持ちが網を打った直後にその松明を振ると、赤々と燃える火に鮎は恐れて浮上するのを網をたぐって獲る。「舟ぶつ」は網をうつ人と火振り（舟漕ぎを兼ねる）が乗り、石突きという金具のついた棹で舟を漕ぐ。網持ちは鮎先に乗って舟漕ぎに指図しながら網を打ち、一晩中淵一ヶ所で漁する。最初に川のほぼ中央を下流から上流へと溯りながら、舟の右側、左側にいる鮎を何回も網を打って獲える。再び舟を下して、右岸または左岸寄りを溯りながら中央の鮎を捕る。このようにして、何回となく繰り返し掻き回ることによって、鮎も狂ったように逃げまどい、一団となって一ヶ所に寄るようになる。ここにまた網を打って獲える。一晩の魚獲量は多くて八〜一〇キログラム位である。

夜川打ちにこんな逸話がある。網打ちは、一回毎の期待と獲れた時の満足感を味わいつつ網を打うが、その指図によって舟を漕ぐ息子は、暗闇の中夜明けまで一睡もせず続けるのであるから、つい寝気をさし、誤って鮎先を岩にぶつけ、網をかまえていた父からしたたか叱られた事が、今でも忘れられないと語ってくれた人もある。

また、嫁にきたときから夫と共に漁をしたというある老婆の話であるが、ある晩、身の毛もよだつような恐怖感に襲われ、どうしても指図された場所へ舟を出すことができず、夫からどなられ、泣きながら一晩中舟を漕いだことがあったと、昨日今日の如く語ってくれた。

このようにして一晩中苦勞してとった鮎は、主婦達がその晩のうちに大小を区分けし、きれいに板に並べ翌早朝売りに行く準備をした。鮎の並べ方は鮎板といって薄い箱の中央に大きい鮎を、その左右に中、小と体裁よく一匹ずつ並べて、一箱二〇〇匁（七五〇グラム）にする。女たちは、これを何箱も重ねて背負い、早朝舟形・新

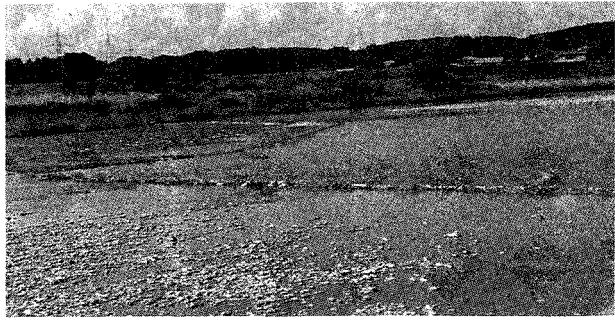
庄・大石田方面へ売りに行った。

また、男は網を繕い、渋柿(俗にマメ柿といい、果実の大きさ二センチ前後で、渋用の柿として植えていた。)から製した渋汁に網を漬け、これを乾かして次の晩の仕度をするのである。現在では昔と違って火振りは堅く禁ぜられているので、このような漁は出来ない。

昔は次のような投網の方法もあった。これは主に落ち鮎(産卵のため川を下る鮎をいう。)をとる方法であるが、まず留めを設け、留めの上手に五、六人ずつ兩岸に分かれ、網をかまえて立ち、魚群の近づくのを見て一斉に網をうつ。

この落鮎をとるのは西風が吹いてよく晴れた日が最もよい。このような場合、落ち鮎は、五〇匹も一〇〇匹も群をなして川を下る。この落ち鮎は留めに妨害されて下れず、留めを伝わって岸边から再び上流へ溯る。これを鮎が巻いてくるという(この鮎の群を巻き鮎という)。この時、鮎の群は小波を立てて登る。漁する人は、これをめがけて一斉に網を投げる。この有様は、水しぶきを上げ全く壮観だったという。巻き鮎の立てる小波は素人には、指差して教えられても川の波と見分けがつかない。

また、最上川(本合海)では、これと同じ要領で、さし網を用いて現在もとっている。これは川留めをつくり、後述する移動差し網のように一回毎に網をはり、落ち鮎をとる方法である。鮎漁をする場所を決めるには、先着順に順番をつけ、川留めに最も近い所から上手に一番・二番・三番……とする。又一回毎に、一番だったものが最後尾にまわるというように輪番制にする。この順番によって五・六人が間隔をとって一列にならび、差し網を構えて落ち鮎がくるのを待っている。この落ち鮎が、川留めを伝って巻いてきたら、一番から次々すばやく網を張らねばならない。この漁は人数が多いだけに、真剣そのもので、鮎が巻いてきても誰も教えようとはしないので、初心者にはこの漁が難しいという。



差し網留め（長者原地内）

(b) 差し網さしあみ

差し網漁には二つの方法がある。川留めによる定置差し網と、移動しながらとる方法の二つである。後者の差し網は、網をしかけて下流の方から水をかけたり、石を投げたりして、鮎を追ってとる漁法である。これは一回毎の漁獲量は少ないが、前者と異なり、夜間もやれる。

次に川留めをして、差し網でとる場合もある。適地は瀬の上流であるが、そのような場所はごく少ない。毎年同じ人がその場所で漁をする慣習がある。川留めは両岸より沖方向へほぼ直線に杭を打ち、それに柴を二五センチ位の太さに束ねて川底に一列に沈め、これを流されないように石で押える。この場合、両端のところを四・五間、岸から離してつくる。次に川留めの両端から岸へ向かって、刺し網をしかける場所を二つつくる。これを袖そでという。川留めの端から岸に向かって、下手に斜めに約四・五間杭を打ち留めをつくる。この袖の部分が瀬になるようにしなければならない。

次に差し網を、川留めの端から岸方向へ直線に張るが、岸から一間位手前で、網の端を下手に釣り針状に折返して、あげをつけておく。落ち鮎はこの川留めを越えて下ることをしないので、これを伝わって岸寄りに移動し、更に仕かけた網を伝わって網の端から岸までの間を下流に下る。しかし、鮎は袖の留めに妨害されて下れず、逆にこれを伝わって溯るので、そこにしかけている網にかかる。この漁法は、投網や移動しながら仕かける差し網

と違って、その場所だけでとる方法である。又兩岸でとることができるので、掘立小屋を建てて左岸を見たり、右岸を見たりして見張っていればよい。

産卵期の落ち鮎は、いく分水量が増した時には、夜明けから日暮れまで群をなして移動する。殊に西風が吹き晴れた日は、定置差し網の絶好の日和りで、一人や二人ではとりつくせない程である。

(c) 友釣り

友釣りをする人達は年々多くなっている。最盛期の八月初め頃、川岸に一日中立ちつくし、釣り糸を垂れ、立ち並ぶ有様は、昔の子供らの水泳ぎの姿に代わって夏の風物詩となっている。

鮎はそれぞれ縄張りをもち、そこには他の鮎を寄せつけない習性がある。この習性を応用して釣るのが友釣りである。この友釣りの成否は、流れが強く、瀬の石が大きいこと、しかも鮎が石垢（藻類）をよく食べている箇所である。石垢を食べた跡は、アシ（いね科別名ヨシ）の葉に似ている。これが一つの石にいくつもついていて、水中では飴色状に見える。このような石を見分けるのが骨である。

(d) 築きずな

築の工法は略すが、これは大量の資材を使用しているだけに、洪水による流失など被害が多く、維持管理に難点がある。

築は、小国川筋では、瀬見・長尾・大谷・内山・一の関・木友・長者原の七ヶ所に設置されており、鮭も獲れ



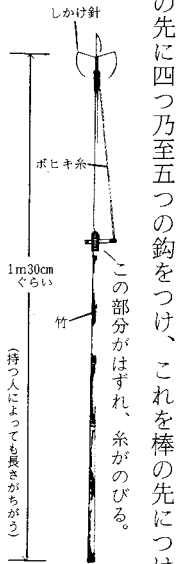
鮎が石垢を食べた跡

るが、いずれも鮎を主とする築である。

鮎は土用過ぎから大きく成長し、産卵のため下流に下る。これを落ち鮎といっている。この時期は、上流ほど早く、下流になるにつれて遅れるが、その差は七〜一〇日位という。築の鮎漁は、落ち鮎の時期が最盛期であり、上流の築より始まり、だんだん下流に下る。その時期の目安は大概二百十日頃から秋彼岸までの短かい期間である。この間、川の水量の増減が漁獲の豊凶を左右する。適度に増水した時は、一日に七〜八〇貫目の鮎が落ち、二〜三人ずつ交代で休まず拾わねばならない程忙しい。しかし、このように大量に獲えることは稀であつて、普通二〜三〇貫目位である。

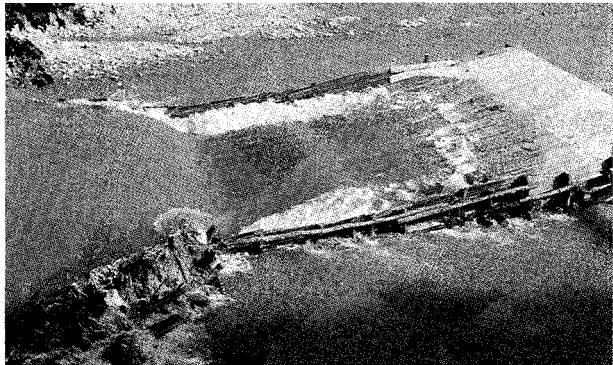
また、形の整つた大揃いの松原鮎の獲れるのは内山の築までであり、下流に下るにつれて小揃いになる。

(e) し かけ 築



糸の先に四つ乃至五つの鉤をつけ、これを棒の先につけ、水にもぐつて鮎をひっかける。鮎がひっかかると、鉤のついている糸が伸びて、鮎からとれなくなる。

現在四〇〜五〇歳位の人ならばこの漁法を知っている。熟練すれば面白いほどとれた。



築（やな）内山

(f) 鵜縄と棒たたき

鵜縄(鵜)は、川面を横断する形で、鴨などの羽をつけた縄をはり、兩岸でこれを動かしながら川を下り、鮎を網に追い込む漁法。この漁法は、昔はよく行われた。昭和三年刊『豊里村誌』には、この漁が鮎川で行われたと記されている。棒たたきは水面を竿でたたいて鮎を追い込む漁法。

(9) 鱒

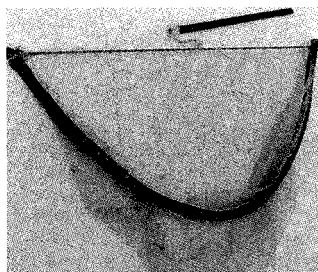
土用鱒といって夏土用に獲れる。

冷水を好む鱒は、真夏の暑さに弱り、清水^{しず}寄りといって比較的水温の低い湧水に寄る。昔から「鱒の清水寄りは三日とない。」と言われている程、漁期は短かい。

以前は川に潜って、やすで突いたりしたが、いまは禁ぜられているので投網のみで捕る。網を打った時、鮎は逃げようとして浮上するが、鱒は逆に川底に潜る習性があるので、網の足をやや重くし五・三キログラム前後にする。

(10) 川干し

鮎ほしともいって浅瀬が幾筋も分かれている場所を選び、上流をせき止め、下り竿を仕掛け、川を干して鮎を捕る。この漁法は、夏の水枯れに川遊びを兼ねて行ったものである。



鮎 網

(11) 鰍つき

捕る方法は前記の寒鰍つきと同じであるが、昔は鰍の豊富なこともあつて、初夏から初秋にかけて大人も子供も盛んに捕つたものである。川の流域に住む人たちが、気軽に楽しみながらやったのは、この鰍つきでなかろうか。

また、「夜鰍つき」といって、夜ガラス箱にカンテラを入れて川底を照らし、日中と異なり、動きの鈍くなつてゐる鰍をヤスでついて獲る。しかし、いまは禁止されているので、この光景を見ることができない。

(12) 鰍おとし

この漁法は二人で行うが、増水時を除いて、四季を問わず、瀬を利用してとる方法である。昔は寒中に股引・ハバキ・草鞋姿でとつたが、この漁法は殊の外つらかつたという。

漁具は、鰍網といって杉の枝を弓状に曲げたものに、網を取りつけたものと、落とし板といって、一・五メートル前後の一枚の厚い板に二本の柄をX型に取りつけたものであるが、これを瀬のところに流れをせき止める状態に立て、板の上縁に片足をかけ、足と柄で巧みに操作して、石を起こしながら徐々に下る。逃げた鰍は四・五メートル下流に仕掛けてある鰍網に入る。

(13) 鰍すくい

濁りにごすくいといって、洪水の時には現在でも行われている。洪水のときは、濁流のため石が流されてコロコロ



険なことが多いので、特に注意しなければならない。

(14) カ ニ

カニは秋彼岸頃から川を下る。落葉の季節がカニ漁の最盛期である。

漁具は「カニ簀」といって直径約六〇センチ、長さ一メートル位の笹竹などで作った簀でとる。まず沖から下流の岸へ向かって斜めに石を積み重ね、留めを作る。その岸寄りに簀の口を上流に向けて仕掛ける。これを「下り簀」といっている。夕方仕掛けて早朝捕る。以前は三〇枚も獲れたというが、近年は数少ない。

川蟹は昔から「三年前の古傷が起きる。」と言われる程味がよい。足・甲を取って天ぷらにしても、又蟹たたきといって、山刀で青豆と共にたたいて細かくしたものを、団子にして味噌汁にしても格別である。

濁りすくい (長者原地内)

と鈍い音がする。このようなとき鰍のすむ石も流されるので、鰍はその危険を避けて、流れの緩い岸際に寄ってくる。これを鰍網ですくいとる方法である。濁りすくいが最も適した場所は、本流が岩壁につき当たりこれに沿って流れるような場所で、その対岸が浅くなっている、流れがゆるい所である。この濁りすくいでもよくとれるのは、洪水で増水しているときである。同じ場所で何回すくっても魚がとれる。しかし、水が減少し始めると、あとはごく、僅かしかとれない。漁獲量は、昔は多いときで五升位、普通は二〜三升位とれたというが、現在は鰍が少なくなったので余りとれない。濁りすくいは危

(15) ザッコ釣り

初夏より初秋にかけて毛針で釣る。殊に真夏の夕暮れ近く、瀬で釣るが、水の冷たさも程よく感じ、又釣れた感触は結構楽しいものである。

昔の鰍つきに代わって、今は大人にも子供にも夏の楽しみになっている。

(16) 鮭

秋彼岸頃になると、小国川下流の富長橋附近で水面に幾筋も大きな逆波をたて溯上する魚影をみることができる。

鮭は古くから貴重な魚としてとり扱われてきた。「延喜式」の租税の中に、鮭を貢物として記していることや、江戸時代に幕府に初鮭を献上しているこ

と、また、水戸藩では「御用鮭」を献上した場合、最初の網より二九番まで褒賞金を与えたことをみても、その貴重さがうかがわれる。

今日にあっても鮭は、歳取り魚として欠かせないものになっている。当地では「ジンギリ」といって、今は余り作る人はなくなつたが、昔は鮭漁をする人たちは、売物にならない鮭の臓物を取り去って、その中に丁寧に塩を詰め、藁で包んで何ヶ所も結わえて下げておき、歳取り魚にしたものである。

鮭にまつわる民話も多い。『民話』第二号「鮭の大助」にも種々収録されているが、当町にも旧十月十五日、鮭の大助が、「鮭の大助今通る。」と叫んで川を溯る。その声を聞くと不吉が起きるので、それを聞かないように、この日は鮭漁を休み、川小屋で一晩中酒を飲んで大騒ぎをしたり、「耳塞ぎ餅」といって、朝餅をつく習し



鮭のふ化場（長者原）

があった。又、この日は、川勘定といって鮭漁している人たちは、秋川の収益を配分した。また、ヨウ（鮭）汁を作る時には、エビス切りといって、のど元に胸鰭をつけ輪切りにして、尾鰭と共に、エビス様に供える風習が今も残っている。

津軽石川には弘法伝説がある。弘法大師が、ある家に一夜の宿を乞い、快く泊めてもらったお礼に、「将来きつと村の重宝になるでしょう。」といって、紙包みを置いて旅立った。それをあけてみると、何の変哲もない石ころであったので、これを川に捨ててしまった。ところが一兩年して鮭がのぼるようになった。その石は、弘法大師が、津軽で宿を乞うても、さんざん悪口をいわれ追い返されたので、その川からとってきたもので、その石をとられた津軽の川には、その後鮭はのぼってこなくなってしまった。

又、遊佐町に伝わる伝説は、月光川の支流滝淵川の川の中に、大きな石があつてその石に沢山の鮭が群がった。ところが、川獺かわうさがその鮭をとり、すぐ傍の永泉寺ようせんじという寺の縁の下に、川獺のシヨンベン漬なるものを作った。寺ではその生臭いにおいは精進に障るといって、この石を吹浦の港に持ってゆき、海に捨てることになった。たまたま、米を積みに来ていた村上藩の武士が、そんなに鮭のよる石ならと貰って行き、三面川に入れたところ、鮭がさかんにのぼるようになった。これとは逆に、月光川には鮭がこなくなってしまった。

このように石と結びつけた伝説は多い。鮭と石との関係について、以前古老から、鮭の産卵場所には必ずと言ってよいほど手頃の玉石が三つ並んで置いてある。魚といえども不思議なことをするものだと聞かされたが、小国川漁法をまとめるについて、その真為を富田の高橋力男氏にききただしたところ、間違いないという。

鮭漁の豊凶のめどとして、昔から「ヨウ（鮭）の大ぞろい、鱒の小ぞろい。」といって、最初大きい鮭が多くあれば、その年は豊漁ということである。逃に、一・五キログラム前後の小型のものであれば、不漁に近い。また、



築場 (鮭) (長者原)

鮭漁の終わりの目安は黒味がかつた雌と、側面が腹部にかけて、幾筋も引つかったような傷をもつ雄がのぼるようになることである。産卵のため溯上した鮭は、温度差のない湧水の出るところを求めて、雌が何ヶ所も尾鰭で試し掘りをすす。これを「あおる」といつている。鮭があおったからといって、必ずしもそこに産卵するものではない。雌は産卵場所を定めると、すぐ掘りはじめる。その有様はさまざま、拳大の石など難なくはねのける程である。掘りかたも間合いをとつて又掘るというように、休まず一気に掘ることはしない。大抵二―三時間もかけて直径約一メートル、深さ三〇センチ前後の穴を掘り、その中に一〇センチ前後の石を三つ並べて(三つ石という)、産卵場所を作る。この大きさは鮭の大きさによつて異なる。

雌がもっている卵が成熟しておれば、鮭は産卵を始めるが、大抵は半日か一日の間、水の温度差が少ない他の古い堀りに、とつぷり入つて産卵時期を待つている。この三つ石について昔から「三つ石並べたら、その堀を大事にしろ。」と言われており、そこに必ず産卵するので、そつとおかねばならない。例外として産卵中追われた鮭は、三つ石を並べることなく、掘るだけ掘つて産卵する場合もある。また、川留め等で溯上出来ない場合には、湧水と関係なく、どこにでも産卵する。

雌が産卵しはじめると、雄は雌にすり寄つて白子をかける。産卵が終わると雌が万遍なく砂利をかける。この動作を何回も繰り返して産卵を終える。産卵を終えた鮭は、尾鰭がすり切れ、魚体は傷だらけとなり、色あせて死ぬ。よくこの季節には川原で鳥が群がり騒ぐことがあるが、この下には弱り切った鮭や、その死骸を見か

ける。

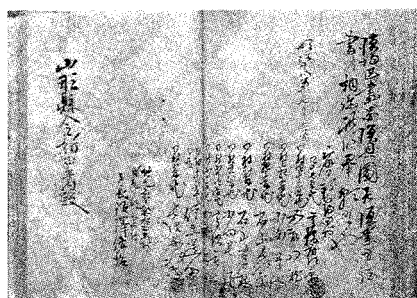
鮭の漁法は、その地域によって異なる。変わった漁法としては信濃川の上流犀川にみられる「オトリ」（種魚という）を使い獲る漁法がある。種魚は雌、これがない場合は雄を使い、鰓に麻糸を通してその端を石に縛りつけておくと、雌の場合は求愛して寄ってくる雄を、また、雄を使った場合は、けんかするため寄ってくる雄を投網で捕る方法である。

同じ信濃川の下流魚野川では、当て川網といって、川筋に網を立てる一種の定置漁業がある。鮭が網に入ると、出口を塞いで逃げられない仕組みにしておき、ここに雀おとしのような板を下げておく。この板に鮭がぶつかれば、板が鳴って岸辺の小屋に知らせる。それをすくいあげる漁法である。

また、アイヌでは鈎鉈かぎもりという漁具がある。長さ三メートルほどの棒の柄先に鈎鉈をつけておく。これで鮭を突くと、鈎鉈が反転して、鮭は動けば動くほど体に食いこむ仕掛けになっている。

小国川流域の鮭漁法は、築場や投網・立網・袋網で捕るのが主である。築場での鮭漁は、下り築の下流に小規模ののぼり築をつくり、川留めに阻害され溯れない鮭が、これに落ちるのを捕える。

また、川留めに笹竹で作った大きな笊を仕かけて獲る方法もある。この外、溯上できず、築場の下流に産卵しているのを投網や袋網で捕る方法もある。袋網（股引き網ともいう）でとる方法は、袋網を産卵場所の下流に仕掛けて、産卵場所に舟を出し、水面を棹で叩いて鮭を袋網に追いこんで摘る。この場合、水面を叩く音が静まりかえった闇夜に一きわ高く響きわたり、捕獲の合図のようでもある。以上が築場の人が行う漁法である。



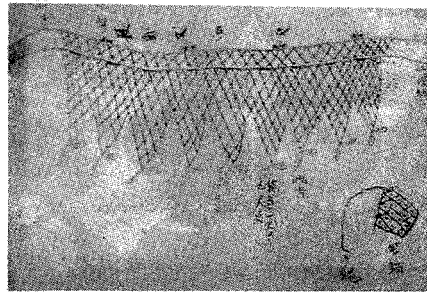
小国川漁業方法に関する資料（明治18年）
（富田高橋家文書）

立網は幅一丈（約三・三メートル）、長さは一〇間、一五間と使う人によって異なるが、一枚の平網であつて、昭和四十年頃から使用されたものである。これを仕かける場所は瀬の上流で、流れが比較的ゆるいところである。ここに網の上縁に「浮き」を、下縁に「オモリ」をそれぞれつけて張っておく。これに溯上する鮭が頭をつつこみ、動けなくなっているのを獲る方法である。

袋網漁法については、前に述べたが、富田、長者原漁民が明治十五年「鮭漁業許可願書」に「差網漁業の漁具ハ袋網長サ二丈四尺ヨリ九尺マデトス。尤モ右業ハ専ラ鮭業ヲ漁スルモノナリ。右鮭漁ハ水の暖ナル所ニ就キ小石ヲ動カシ卵児ヲ生ス。依テ右等の箇所ニ袋錨ヲ置キ其錨ノ手綱ノ探リ繩ヲ張り其ノ上流ヨリ舟ヲ乗り延リ追ヒ込テ捕漁スル漁ナリ。」とある様に、これは主に築場以外の鮭漁法であつて、湧水を求めて産卵する鮭を捕るのである。前述の「三つ石」は、産卵場所を裏づける重要な意味をもち、彼等はこれを見極めて漁をするのである。

この漁法は、落葉が網に附着し、水の通りが悪くなるので、これを時々素手で取り除かねばならない。この仕事は意外につらく、晩秋の冷水によって手が凍えてしまう。この有様は「てつかい」（手がかたわなこと）に似ているところから、この漁法を「掘りてつかい」といつている。

次表は、昭和五十四年度小国川における鮭の漁獲量であるが、最も上流は、10号区の一ノ関で、また十一月以降の漁獲が殆どなくなってしまう、また、1号区、その下流2号区によつてもわかるように、水温の高い初期には上流に溯上するが、後期になるにつれて水温が下がり、溯上しなくなる。



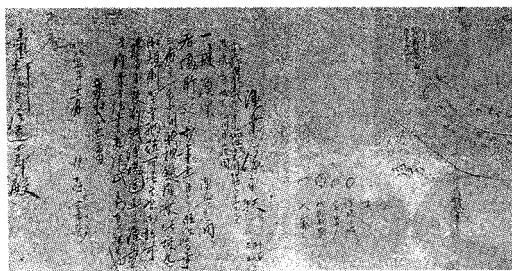
袋網（股引網の図）（高橋家文書）

ふ化の状況は、永年鮭ふ化を管理してきたという老婆に聞いたところによれば、明治末期頃は若者二人が雇われ、ふ化場に毎日泊まり込みで、多いときは一日に一二〇尾位採卵したという。又雄の捕獲数が少ないこともあるので、常に一五〇六尾位いけどりして池に放していたものであるという。又大正元年の鮭の総漁獲量は、三、六八九貫（一三、八三三キログラム）と、「舟形村事務報告書」（高橋家文書）に記されている。このように、当時の小国川は鮭の豊富な川であった。これに比べ、昭和五十四年の捕獲数は千尾足らずであり、採卵した数は雌一九六尾、雄二一〇尾である。採卵した数の最も多い日で一〇尾であり物の数ではない。

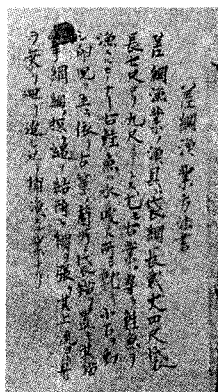
年次は不詳であるが、鮭漁の盛況を物語るものとして、小国川の有利な漁業に比べ稲作は煩わしく、田圃をただで呉れるといっても、貰い手がなかったとも語り伝えられている。

又、文久年間の文書に鮭漁の川小屋で博奕を行い、一人二貫文宛の過料を納め内済にしたというのがある。明治元年当時は、酒一升代金二〇〇文であったのに比べ、鮭一貫目の代金四貫文という高値であったから、鮭は彼等にとつて貴重な生活源であった。それだけに鮭漁については、その漁場をめぐる村々が度々争いを引き起こしている。

『資料集』の第八集（松井秀房筆写文書）によれば、小国川筋の鮭漁場は堀内村・富田村・舟形村三か村の漁場であったが、長者原村は元禄十六年猿羽根村（富田村）から分村したため、堀内村・富田村・長者原村・舟形村四か村の漁場となった。



漁業之儀に付願（高橋家文書）



差網漁業方法書
(高橋家文書)

また、昔は、長者原村の渡舟場（富長橋下流約五〇メートル）から最上川合流点まで、長者原村・富田村・堀内村三か村の入会地であつた。このような事情から長者原村は、代官へ村の窮状を歎願したため、堀内村・富田村ではやむなくそれぞれ持分の一部

第9-4表 昭和54年度鮭捕獲数(漁業区別)

月 別	10 月		11 月			12 月		合 計
	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	
1 号 区 (角形橋下流)	49	31	17	6	2	7	—	112
2 号 区 (木 友)	4	8	2	6	—	—	—	20
3 号 区 (原 下)	14	7	3	—	7	15	6	52
4 号 区 (富長橋上流)	22	53	69	38	44	13	—	239
5 号 区 (白 山)								
6 号 区 (白 山)	54	43	60	27	97	72	19	372
7 号 区 (富 田)								
8 号 区 (富 田)	7	5	6	3	12	8	—	41
9 号 区 (最 上 川)	5	1	5	5	10	—	—	32
10 号 区 (一 関)	57	46	—	1	—	—	—	104
合 計	212	194	162	86	172	121	25	972

小国川ふ化事業資料による

第9-5表 昭和54年度(月別)鮭採卵数(小国川ふ化事業資料による)

月別 旬別	10 月				11 月				12 月			
	メス	オス	計	採卵数	メス	オス	計	採卵数	メス	オス	計	採卵数
上旬					37	38	75	54,500	19	17	36	30,800
中旬	41	41	82	47,800	16	23	39					
下旬	43	52	95	48,000	40	39	79					
計	84	93	177	95,800	93	100	193	139,200	19	17	36	30,800

鮭ふ化親魚数合計 メス196 オス210

鮭ふ化採卵数合計 265,800

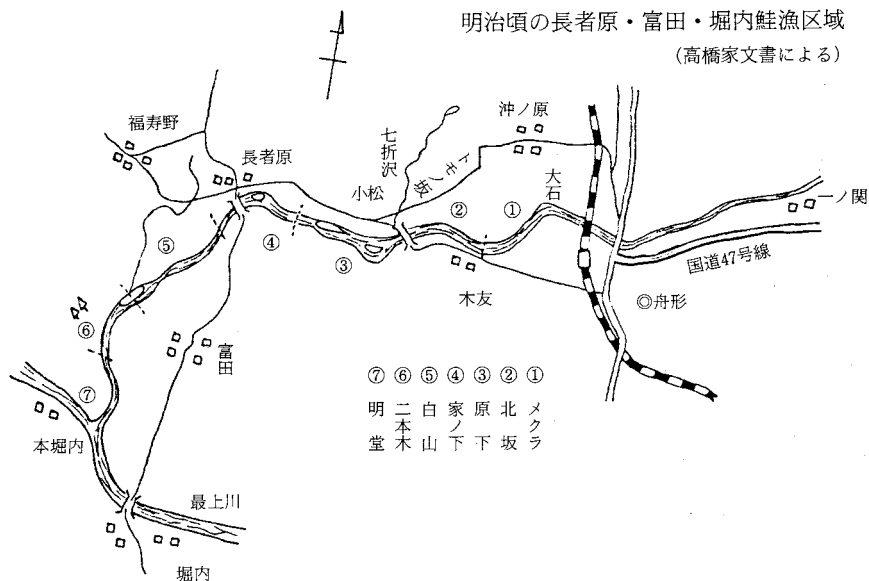
を残して、その外全部を長者原村に貸付けている。

又前掲同文書に、「中古ニ至リ仮定川運上ニ相成リ金額六十五錢舟形村、金貳円四十錢長者原村、金拾錢五厘富田村、金四十錢堀内村、是ハ先年長者原村窮村ニ立出候ニ付、堀内村之役人併村内漁業者御呼出ノ上長者原村引立迄年限ヲ以貸置候様御利解ニテ貸置候場所ニ御座候云々」とあるように、この仮定川は当分続いたものと思われる。又堀内村漁場については、「明治九年御布達ニ依リ小国川筋往古之通り字二本木ヨリ字落合迄当村漁業出願候処、直ニ御聞届相成、御規則ノ通納税年々漁業仕来リ候処、同十年中地籍改正ノ際字指場原野下ヨリ字落合迄堀内村籍ニ改リ盛ナルハ十三、十四ノ二年ニテ十五、十六大衰廃業ス。」と記されているように、堀内村では同十五、十六年は不漁年であつたことから、廃業したようである。

長者原・富田両部落の鮭漁場は、高橋家文書による明治十六年は次のようになってゐる。落合附近の下明堂は堀内漁場となつてゐる。又、両部落漁民数と漁場につい

明治頃の長者原・富田・堀内鮭漁区域

(高橋家文書による)



ては、メクラ・北坂・原下、この延長六四〇間が長者原一二名の漁場、家ノ下二四〇間は富田四名、二本木一〇七間は富田二名、白山、上明堂の二ヶ所六一三間は長者原一八名となっていた。鮭漁場は鮎定置差網のように、慣例として年々この区域で操業していたと思われる。

鮭資源の保護については、古くから種川といつて、天然繁殖河川で親魚の捕獲を禁じ、保護につとめてきた。この種川の最も古い歴史をもつものは、寛延三年（一七五〇）頃、新潟県三面川で青砥武平次の提唱で村上藩によつて初められたのが最初といわれ、又山形県でも、月光川水系の滝淵川、牛渡川において、文化三年（一八〇六）庄内藩によつて行われた。この種川制度は明治にはいつてから北海道、その他でも採用された。

鮭、鱒、鮎の資源保護策として、山形県では県令乙第九一号河川漁業及び種川取締規則を定め、明治十七年十月一日より施行し、これに違反した場合は違警罪を適用した（勸業月報一四号）。その第十六条に「毎年九月二十日ヨリ十二月十五日迄毎日曜日午前第六時ヨリ翌月曜日午前第六時迄一昼夜ノ間都テ鮭魚ノ漁業ヲ為スベカラズ。」とあり又、第二二条に「左ニ掲クル諸川々ヨリ上流三百間及下流最上川筋接続ノ沿岸六百間川幅三分ノ一以内ニ於テ毎年四月十七日ヨリ六月二十五日迄同十月一日ヨリ十一月三十日迄鮭鱒魚ノ漁業ヲ為スベカラズ。西村山郡寒河江川、北村山郡丹生川、最上郡鮭川、同郡小国川、飽海郡相沢川、田川郡赤川。」としている。このように禁漁区を設定し、毎日曜日の漁業を禁止した。この取締規則は、慣習によつて鮭漁していた彼等にとっては、厳しいものであつたに違いない。

これを物語るように、「最上郡舟形町大字長者原において鮭人口孵化場を設け、小国川の禁漁区より親魚を捕獲して人工孵化事業を行い、三〇万尾の稚魚を放流した者もあつたが、経営その他に不適當な行為であつたので奨励金の交付を見あわせ、秋の成績いかんによつて親魚特別捕獲許可を取り消す見込みとなつていた。元来小国川

は、最上川支流中でも鮭の湖上の多い川であったが、明治四十三年無届で休業しながら禁漁区より鮭を捕獲したのであった。」と『山形県史』本篇六に記されている。

明治三十七年に長者原・富田両部落の漁民は、鮭の漁業権争いを起こした。この争いのために、長者原部落では裁判費用として、部落共有地を何か所も売却してこれに充てたと語り伝えられているに過ぎないが、その売却のあらましは次のようである。

長者原部落は、明治四十一年に訴訟費の弁済方法として、部落総会を開きその決議によつて共有地である山林、原野四か所を三、〇一〇円の大金で部落民四〇数名に売却した。因みに、『山形県史』本篇三に所収の本間家卸売米価変動によれば、同四十一年の石当たり平均米価は一六円五六銭であった。これからも当時の争いの察しがつく。この両部落民の争いが発端となつて、大正六年に再び長者原部落同志で、鮭の漁業権争いを引き起こした。この争いの模様をその場に居合わせていたという古老は、當時を次のように語る。

漁業権を失つた大勢の部落民は、村の神社で酒四斗を飲み干し、ある者は立てない程泥酔し、二艘の舟に分乗し、乗り切れない者は徒歩で最上川合流点の上流、上明堂の川小屋へ殴り込みをかけた。川小屋へ火をつけろという者や、罵りあう者、石を投げる者など、恰も川中島の戦いを思わせる石合戦であつたという。

しかし、それ以来漁業権を失つた彼等は、農業に活路を求めるようになった。その後富田、長者原漁民が合同でふ化組合を設立して、築を設置し、当番制で築の管理に当たり、休業した者には、上げ金として、一人当たり鮭十貫匁を支払った。後に鮭漁権利者一人につき、鮭三貫匁宛上げ金を支払うことにして、築の権利を譲り



県の漁業許可証（昭和3年）

受け、個人経営となったが、度々の洪水に築場の流出に遭い経営困難となり、その後経営主は幾度も変わった。築は明治十四年富田地区矢弓に富田村加藤八蔵が設置したが、川留めにより同地区の被害を受けることから、昭和十一年頃、富長橋上流の現在地に移したものである。

漁業権については、大正初期以来争いがなかったが、昭和三十五年に再び争いを起こした。昭和三十年に総工費二〇〇万円をかけて三〇〇万粒のふ化能力をもつ現ふ化場を同所に改築した。前掲第二表に示すように、昭和五十四年度ふ化事業は二六万尾余を採卵ふ化し、餌付して、体長五〜六センチになった鮭稚魚を雪代水に放流した。現在、小国川流域には築場は七ヶ所に設置されているが、最も鮭の捕獲量が多いのは、富長橋上流の築場である。また、鮭漁業区域は合流点より上流一、〇〇〇メートルの地点まで禁漁区に設定されているが、これを除き一の関まで九区域、それに最上川一区域となっている。

2 最上川の漁法

次に最上川（舟形町を流れる）の漁法について述べる。ここではすでに「巻」や「掻き倉」は全く絶えてしまった。しかし、伝統的な漁法である居繰り網は近年まで行われていた。これも昭和五十六年に最上水系における増殖用親魚確保のため禁止になった。

(1) 居繰り網（巻）

この漁法は、「堀内石井家文書」にみるように古くから行われていた。すなわち慶応二年の記事に「同年同月（十

一月) 十五日私し久次郎又忠治久右衛門いくりの処、当年ハ前代ヨリ無是故鮭大不足ニ而、私し組ハ売本取候得共十五日勘定ハ売人分七百文つつこげ也、尤大取之組ハ四本高、猶又売本も不取方も四組有、右之者ハ金売歩斗之コゲ出し、為後日也。」と記されている。当時堀内では、六組で居繰り網をしていた。又この年は、稀有の不漁年で、最も多く捕獲した組で四尾にすぎず、その他の組では一人分七〇〇文、あるいは金売歩も損をしている。また、漁場や舟を出す順番もくじで決めているが、鮭漁についてい分いざことがあつたことが、「万留帳」の随所にみられる。

この居繰り網を用いての漁法はこれを使つていた堀内の高山徳太郎さんによれば、次の通りである。堀内で行われていた居繰り網は、那珂川のカマス網と似ているが、那珂川の場合は枝川を主としているのに、当地区では本流で行われている。この漁法については、『舟形町史資料集』第八集) にも記載されている。これによれば、居繰り網ハ平袋一個ヲ有ス、其ノ網ハ長五間半袋ノ長九尺、該魚ノ河流ニ溯ルヲ木製ニテ長四間巾二尺斗ノ漁舟ニ艘ヲ一組ニシ、一艘ニ、二人都合四人乗込、長三間半ノ木竿ニ此網ヲ繋キ、水流ニ随ヒ、之ヲ流シ該魚ノ網中ニ入ルヲ伺ヒ以テ捕獲ス

とあるが、近年まで同じ方法で行われていた。居繰り網の長さ五間半(約一〇メートル)、幅九尺(約三メートル)、網の口元約一メートル開くカマス状の大きな網である。これを太さ約四センチ、長さ五・五メートルの細長い木製の竿に取りつけ、気の合った四人が、二艘の舟にのつて、上流から下流へ引いて捕る夜間の漁法である。この漁法を行うには、日中鮭の産卵場所(「堀り」という)を確認しておき、「堀り」一つ宛居繰り網漁を行う方法と、「流し」といって、居繰り舟を下しながら溯上する鮭をすくい取る二つの方法がある。

居繰り網の要領は舳先に網を操作する「サオダテ」と櫓で舟を操る「カイカキ」が、夫々二人宛二艘の舟に乗

り、舳先を上流に向け接舷し、リーダー格のサオダテが、網を相手のサオダテに渡し、居繰り棹の下部（ジョウツケ）に網の端を結びつける。準備が終わると「開け」といって、網の長さ一杯に、舟を平行に開き、居繰り棹を片足（素足）をかけて固定し、網の上縁につけてある約一・五メートルのサイナワ（魚が網に入ったことを知るための網をもって網の口を二尺五寸（七五センチ）位にあけ、鱸からカイカキが音を立てないようにして下る。この際、サオダテは予め水深を居繰り棹で測り、浅ければ棹を斜めにして加減し、又、深ければ棹を立てて川底すれすれにする。棹の先端には「エスガリ」といって、石に触れても音のしないように藁で作ったものをつけてあるが、底の石に触れないようにしなければならない。石に触れた場合、その音で鮭が逃げてしまいか、相手のサオダテが鮭が網に入ったと感違いすることもあるからである。

「堀り」に近づいたら、沖の舟はこれを巻きこむように岸方向へ漕ぐ。鮭が網にかかった感触（サワリという）で双方のサオダテが、反射的に「オイッ」とかけ声をかけて、鮭が逃げられないようにサイナワを離す。と同時に居繰り棹を上げねばならない。次に舟を寄せ網をたぐって鮭を捕る。このようにして居繰り網が終われば、相手の網を居繰り棹から解かせ、これを舟に納めて再び上流にのぼせ、別の「堀り」の鮭を捕るのである。

居繰り舟は鮭を捕るため、一晚中何回ともなく舟を上下しなければならない。この漁法を、昔から「居繰り泣き泣き」といっている。これは、舟を漕ぐことの苦労を表現したものである。

この漁法で、最も難しいとされていることは、サオダテの勘である。この勘は、サイナワを持つ手先や、居繰り棹を押えている足のうらによつて知るのである。サオダテは、いくら冷たくとも素足で棹を押えなければならぬ。この勘についてのべる。

まず、鮭が網の上縁（上アバという）にあたった場合は、居繰り棹を押えている足に、素人には分からない

いほどの、微妙な「サワリ」を感じるといふ。又鮭が網に入らず、網の縁をこすつてあるくことを「アバワタリ」といつている。このような場合に、「アゲロ」と声をかけ、網をあげると、鮭がころげ落ちるように網に入ることがある。又川底の石やアシの根等の芥に網が触れた場合は「ムスリ」といつて違つた感触である。サオダテをする人は、勘の鋭い人でも五年以上の経験を要するという。

漁獲量は、一回で二く三匹である。昭和二十五・六年頃は、多いときに一晚三〇尾位獲れた。然し三十年頃から少なくなつたという。又初網から五〇尾捕つたら五〇餅、一〇〇尾目で一〇〇餅といつて税う風習が全も残っている。

この漁法は、鮭漁ばかりでなく、六月には夜間鱒漁をする。又寒中には、天氣のよい日をえらんで鯉漁もする。この季節、鯉は動きが鈍くなり一ヶ所に群がつている。昭和五十四年に居繰り網は、前掲第四表に示すように、小国川鮭ふ化事業漁獲の三パーセントの捕獲に過ぎない。高山氏は、「永く続けたい。」という言葉にもかかわらず、この漁法は禁止のためでできなくなつた。

(2) 巻持網

この漁法は、昭和十八年頃まで続いたが、今は絶えて見ることが出来ない。この漁場の工法、鮭漁に経験のあ



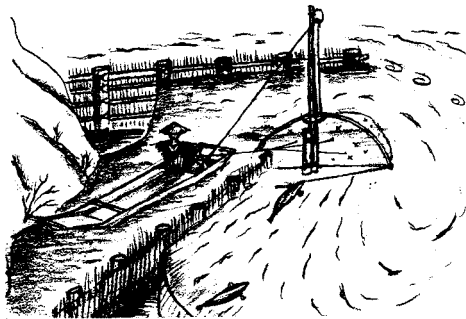
居繰り網（堀内地内）

る堀内加藤喜良さんからのききとりを基にまとめた。この漁法は他の居繰り網、搔き倉と異なつて、舟に腰を下ろし、鮭のかかるのを動かず見張つておればよいので、昔から「巻大名」といわれた程、楽な漁法である。しかし、大量の資材を必要とするのが難点である。

この漁法は、自然に渦の巻いている所（「巻き」といわれる）に頑丈な川留めを、上流と下流の二ヶ所に設け、鮭が流れのゆるい岸際からのぼれないようにする。溯上する鮭は、この自然の渦にのり、下流の川留めを伝つてのぼり、そこに仕かけてある鰹網と同型で弦の長さ五メートルもある大きな網に入る。このとき、すばやく網を引き上げて鮭をとるのである。

この巻持網を設けるのに適する場所は、岸がS字型になっている所で、この出張っている箇所から、本流が反対岸の方向に流れ、そこに大きな渦を巻いているところである。川留めは出張つているところに作る。当町では、明治十二年、太郎野の地内岩巻というところで、川留めの上流五〇間、岸から五間の区域を漁場として、太郎野佐藤七兵衛がこの漁法をやっていた。巻持網の場所は此一か所しかなかったようである。

川留めの工法から述べる。川留めは夏の渇水期に、川底の岩肌があらわれた頃に作る。先ず上手の川留めを作るには、岸から沖に向かって約五間に七、八か所の割で、岩に直径五〇センチ位、深さ一メートル位の穴を掘り、そこに太さ約三〇センチ、長さ四メートル位の腐食しにくい栗丸太の柱を建て、隙間に石を打ちこみ固定する。これに切口直径二〇センチ前後の杉長木を横



巻持網の図

にし、等間隔に四段にして、これを番線で結いつけて格子状にする。これに柴を立てて結び、川留めにするが、この留めから水が越えないようにする。これと同じ方法で下手にも留めを作る。網をしかける場所は、下手の留めの先端である。先ずこの位置を定めねばならないが、その位置は、上手の留めの先端、約二メートル手前の地点より、下流方向へ約二間下ったところである。留めを、この地点から下手の岸方向へ七、八間位斜に作る。この出先きに、巻持網をつるす杉の柱を建てる。この柱は長さ七メートル位、切口の直径二〇センチ前後の太さで、皮を剥き、きれいに節をとって滑りをよくする。この先端に、木製の輪とか滑車を取りつけ、これに予め上げ下げする綱を通しておき、出先きの杭に垂直に建てて固定する。巻持網にその綱を結びつけ、この柱に仕かける。仕かけ方は、綱の口を下手に向けて、巻き水が綱に入るようにする。この場合綱が巻き水によって動かぬように、細い綱を綱の両端に結いつけ、岸の柳などに結わえておく。

又鮭が網に入ったときに、手ごたえを知るサイナワを、風のつり糸のように網の部分に何ヶ所もつけておく。見張りは、舟の鱸にのり、これを持って鮭のかかるのを待つ。強い手ごたえを感じたら、すばやく綱をつるし上げて鮭を捕る。

捕獲量は、昔は一晚で五、六〇尾も捕れ、一網に二尾も捕れることは珍しくなかったという。見張りは二時間交代であった。

(3) かきぐら（掻き倉）

この漁法は年代は明らかでないが、堀内橋上流において鮭漁したといわれる。この漁場の工法、その他について、詳しく知っている人は当町にはいないので、以前にこの漁法を営んだ新庄市本合海阿部重道さんからのきき

とりを基にまとめてみたい。

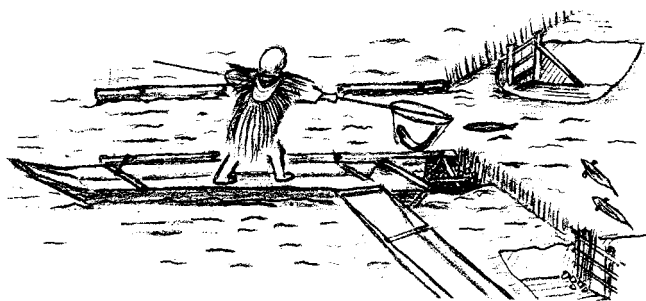
この漁法は川に漏斗ろうとじょう状の留めを作り、その漏斗状の細い部分にあたる所に魚道をつくり、ここに溯上する鮭を「つき網」という魚具ですくい取る方法である。この留めは湧水期に造るが、最上川は枝川と異つて深いので総て舟で作業をする。場所は浅瀬を選び、予定地の川の主流が何処になつてゐるかを見極め、それを軸として幅一間、長さ二間の魚道を作るが、先ず馬というものを作らねばならない。

これは、太い杉丸太（又は雑木）に穴を彫り、ここに適当な細い丸太をうちこみ、これを立てると馬に似てゐることからこのようにいわれる。この馬は、昔から川留めに使用された。その用途によつて、穴の数は四個、六個、八個とそれぞれ異なる。かきぐらに使う馬は、穴の数が八個である。この作り方は、太さ二四〇五センチ位、長さ二間（約四メートル）位の杉丸太に、断面X型になるようにして、一個所に二個の穴を彫る。これと同じ要領で等間隔に四個所に穴を彫つて、この穴に直径一四〇五センチ、長さ一メートル五〇センチ位の杉丸太をうちこんで立つようにする。次に石をつめてこれを固定するため、馬の足の下部に手頃の丸太を結びつけ、これに柴をしいて底をつくる。

魚道の作り方は、この馬を二つ作り、一間位の間隔に、川に平行に並べて立てて、これに石を詰めて固定する。また、鮭がなるべくこの中心部をのぼるように、両側に生杉の葉を下向きに掛けつける。

次に川留めであるが、魚道の下手から、岸方向と沖方向（川幅三分の二まで）へ八の字に作る。岸方向の川留めを「手前のテ」といい、沖方向を「沖のテ」といつてゐる。

川留めは、一列に一間間隔に杭を打ちこみ、これに杉長木を横に三段結びつけ格子状にする。この作業は最も困難なもので、禰一つで水に潜つてしなければならず、息苦しくなつたら何遍も息を吸いなおして作業をつづけ



掻き倉の図

る。

この作業が終わると、留めに「そだ柴」で作った長さ一間位の柴垣状にしたものを立てかける。この作り方は、長さ約七尺（約二・一メートル）の稻杭二本を一・二メートル位離し、平行に地面に並べる。これに「そだ柴」を一本ずつ並べるのであるが、その間隔は鮭がのぼれない程度にして、これを動かぬようにしっかりと結びつける。このようにして川留めの長さだけ何枚も作ったものを舟に積み、川留めの上手に三人がかりで一枚ずつ立てかけて固定し、足元に石を入れる。この場合に、鮭が川留めから越えないように、柴の先きを水面から出し、水の流れによって、これがすすきの穂のように、ゆらゆらと揺れ動くようにする。鮭はこのような状態を恐れるからである。鮭はこの留めを伝わってのぼる。

この魚道の岸側に、カキ舟（普通の川舟である）を一艘繋留しておき、これに乗って「つき網」で鮭を獲る。「つき網」は、柄の長さ約三メートル、この先にタモ網に似た楕円形の網（長径約一・二メートル、網の深さ約一・二メートル）を取り付けたものである。このつき網を魚道の手先に、水勢に押し返されないように、斜めに力を入れて突き刺すように入れる。そして網の袋が弛まない程度の早さで、下手方向に舟を漕ぐように、網をかいて獲るのである。主に網を操作している人の直前か、少し下った所が一番獲れるという。

この「つき網」の順番は、くし引きで決める。一番網は日暮れ（つつくらみといっている）から始まり明方まで行う。また、幾分増水し、少し濁り加減のときは、「昼がけ」といって日中でもやる。網の操作は、一時間に約一

七〇回を下らないという。普通二時間交代というから根気のいる重労働である。

昔からこの漁法は、「かけ(かき)ぐらほいど(乞食)」といわれているが、乞食はこまめにしなければ、貰いが少ないことを比喩したもので面白い。この掻き倉漁は、巻持ち網漁と同じく莫大な資材を要するのが難点である。八向山上流で行った掻き倉漁は、一晩に多いときで六〇尾位であったというが、堀内ではあまり捕れなかったといわれている。

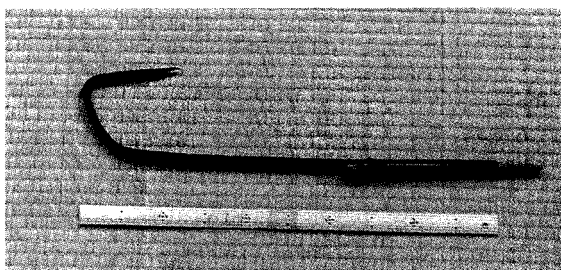
(4) 築 場

これについて設置方法その他不詳なので、高橋家文書に基づいて記す。これによれば、明治十三年、佐藤長太郎が、折渡のところの中洲に築場を設置し漁をしていた。その築漁業願に「当郡内最上川筋折渡りニ於テ、築漁業仕度奉存候。尤揚り高大凡魚類式百七拾尾并雑魚拾五貫、此ノ代価九拾七円五拾銭見込ニ有之、通船堤防ノ妨碍等モ無之、収税之儀ハ、御規則之通上納可仕ニ付、願之通御聞届被成下度、依テ築場模様画図相副此段奉願候也。」とある。魚類二七〇尾となっているが、その内訳は、鮭二〇〇尾で代金八〇円、鯉四〇尾で六円四〇銭、鰻三〇尾で三円六〇銭、雑魚一五貫となっている。この時の築税は一〇円であった。築場には築免許の高札を建てておかねばならなかった。

最上川は支流と異なって、洪水の様相が違い、度々築場が流失して、長続きはしなかった様である。

(5) 鉤による鮭漁

この漁法は長さ約二間の柄に、あげのついている鉤をつけ、これに石に当たっても音がしないように布切れを



鮭の「ひっかけ」

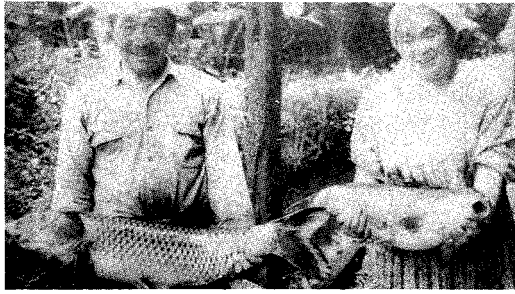
巻いて、鮭の産卵場所(堀り)に静かに入れておくと、鮭が産卵するのに邪魔になるので、これを払いのける。この感触と同時に引張り鮭を引っかけて捕る。この漁法は魚体を傷つけるので、この鮭からとった筋子は、孵化に適さない。この漁法は余り知られていないが、以前は小国川でも最上川でも行われていた。鉤は五ミリほどの太い鉄で、二〇数センチの大きさである。「ひっかけ」という。

(6) カニハエナワ

この漁法は秋彼岸頃、月が出ない夜間に舟を使用し、深さ二メートル位の場所で行く。流れの緩い所を選び、縄に身欠き鯿をつけて獲る方法である。

ハエナワに用いる縄は、わらを「わら打ち槌」で柔らかく打ち、普通の縄よりも、よりを強くして手になったものである。まず手縄を五〇メートル位用意し、これにカニの餌として、身欠きにしんを三分の一に切ったコデナ(ミゴ)を付けたもの。長さ約二〇センチ)につけたものを、約一・二メートル間隔に結びつける。ハエナワの仕かけ方は、縄の端を川岸の柳の木にとけないように結びつけ、舟を漕ぎながら沖に向かってハエナワを張る。この場合流れないように、縄の端に石臼のおもりつけて水中に沈めておく。

カニはこの餌を食べているのを、岸の方からハエナワを静かに引き上げて、獲るのである。このハエナワ漁は、真暗闇を利用して漁するもので、夕方仕かけておき、午後八時から一二時まで約三〇分毎に、一人で舟を漕いで漁するのである。獲ったカニは昔は桶に入れたが、最近は一斗缶を用いる。一回の漁は四〇五枚程度、一



釣上げた鯉（堀内）

晩四く五〇枚は獲れる。この漁法は盛んだったというが、今はやる人が少ない。又この外、簀による方法があるが、小国川のカニ漁と同じである。

(7) つ り

最上川において、以前居繰り網で捕った鯉は、体長三尺二寸（約九七センチ）、目方は三貫二〇〇匁（二キログラム）の雌で、卵は片子で一升枡に一杯あったという。また、昭和四十八年九月、堀内加藤久助氏は体長九五センチ、重さ九・五キログラムと体長八一センチ、重さ一一・〇キログラムの大鯉二尾を同じ日に釣り上げ、山形新聞のニュースになったことがあった。同氏はその後、昭和四十九年八月と翌年六月にも一一・五キログラム、一〇キログラムの大鯉を夫々釣り上げた。餌は、甘藷を輪切りにし、水煮して水に入れ冷やしたものが一番よいという。しかし煮方がむずかしく、堅ければ食いつかない。また、柔らかすぎると餌を投げる時、針からとれてしまうという。

釣り場としては田植え後の六月以降、水田の排水が最上川に注ぐ所が最もよいとされている。これはゴミと共に、色々の餌が流れるので格好の鯉溜り場となる。加藤氏はこのような場所を選び、最上川左岸堀内橋の上手樋管附近で、右の大鯉を釣りあげている。

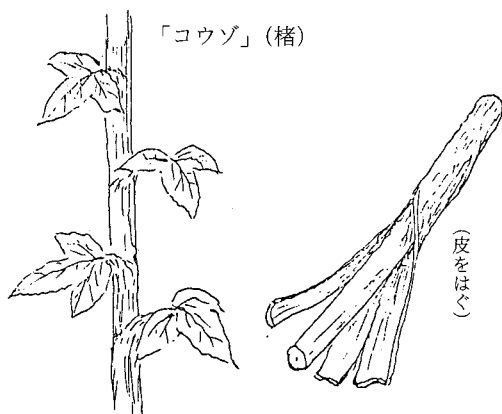
第四節 長沢の紙漉き

長沢は古くから和紙の製造が盛んであったが、戦後パルプ紙に押されて次第にすたれてしまい、昭和三十九年頃遂にその製造が途断えた。長沢紙はコウゾを原料とするもので主に障子紙として使用された。

紙漉きを行っていたのは、主に下長沢地区の農家で、楯・宿・下場・平石地区である。

その起源については、史実となしうるものはなく、全く伝説に頼るしかない。長沢に鶴楯という楯跡があるが、この楯を築いたのが鎌倉武士の流れを汲む長沢監物という人で、その家来に鬼王、伊東団三郎という武士がいたという。伝えでは、この二人が紙すきの法を伝えたという。

我が国の和紙の歴史を見ると、推古天皇の頃に高句麗から伝えられたとされているが、その後奈良時代に入って、美作・美濃・出雲地方で製紙が行われ、次第に各地にその技術が広がっていったという。平安末期には、東北地方でも美しい和紙を産するようになったという。足利義政



時代、伊豆地方でミツマタを原料とする紙をすいたと記録がある。このことから推すと、原料がコウゾであつても、鎌倉の和紙づくりが団三郎らによつて長沢に伝えられたということは、全くあり得ないことではない。

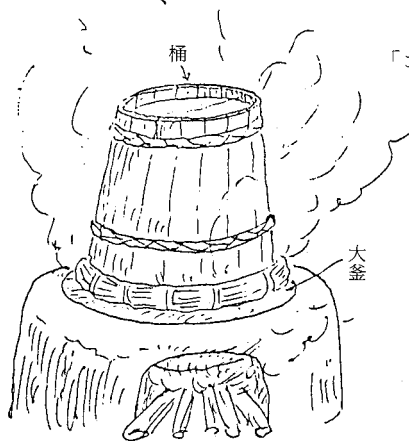
長沢の紙すき法は、各地に伝わる手法と大差なく、コウゾの白皮を利用して製する。コウゾは山地に自生しているものもあるが、山畑などに栽培されて品種の改良がはかられた。自生のものよりも栽培されたものは皮の質も良く、美しい繊維がとれるので、長沢の紙すき農家ではその栽培に力を入れた。昭和初期に叶内幸藏さんがこの栽培に熱心で、荒地を拓いてコウゾを作った。

コウゾの植え付けは春に行う。苗木は桑の苗木と似ている。秋までには一五〇センチから二〇〇センチにも延びるが、紙の原料とするまでには繊維が少なく、やはり二年か三年目にならないと良い皮がとれない。但し、一〇年以上もすると株が大きくなり良質の木が延びなくなるので、植え替えが必要である。

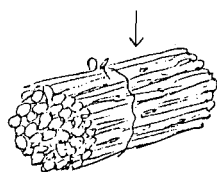
コウゾの皮は秋が最も良質になるので、落葉が終わると刈り取りが行われる。刈り取った楮は細い枝をはらつて二尺五寸位に切りそろえて蒸す。紙すき農家には専用の大釜が備えられていた。

コウゾ木を蒸すには、束ねた原木を大釜の上に載せ、その上から桶

「コウゾ木の蒸し方」



(コウゾの木を束ねる)



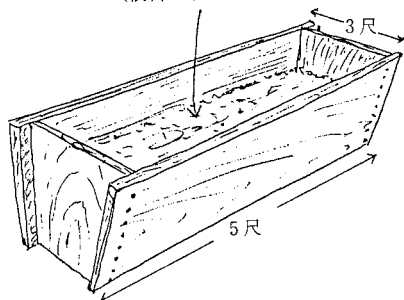
をかぶせ、二時間くらいかけて蒸す。蒸し上がったコウゾは水をかけて、冷やしてから皮をはぐ。

こうしてはがした皮をひとつかみ位に束ねて軒先きに吊して乾かす。この後、皮をさらに水に漬けて黒皮はぎを行う。この表皮と白皮を分ける作業は全くの原始的な方法で行われる。適当な木や板の上に古わらじ等を置いて、これを台として、小刀等を使ってコウゾの表皮の黒い部分を除く。これは一本一本丁寧にやらなければ美しい紙が出来ないので、根気のいる作業である。これをはがすとき、はがれた皮に、白皮がついているのは捨てずに集めておいて、二番皮として用いる。この皮ですいた紙はカス紙と呼ばれ、非常に丈夫である。おにぎり等を包むのに用いられた。こうして得られた白皮は干して保存する。その保存期間は二、三年が限度だとされている。

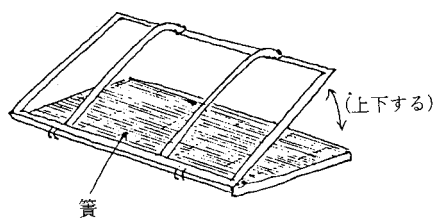
いよいよ紙すきが始まるが、まずこの白皮を半日ほど清水に漬けてから大釜で煮る。煮え立ってきた頃、木灰（いろりの中ほどにある灰が最良という）の汁を入れるが、これはアルカリを入れて皮をやわらかにするためである。一時間ぐらい煮込み、皮が手でちぎれるようになる頃を見計って釜から揚げ、すぐ水に浸して洗う。木灰の汁を洗い流すのである。この水洗いは流水や清水で行うが、水晒しといわれる大切な紙すきの

「ふね」

(紙料と水を入れる)



「紙漉き枠」

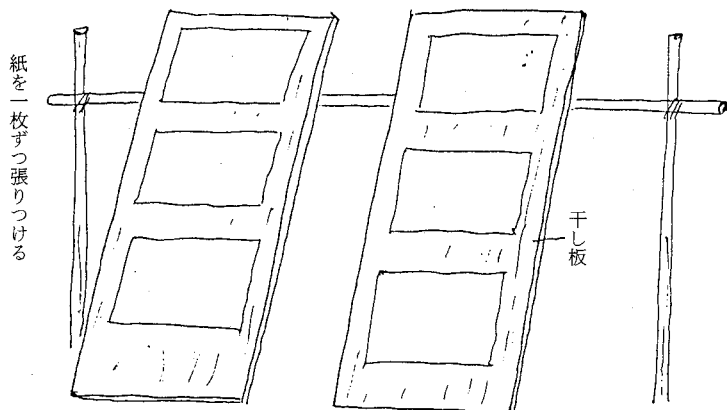


工程である。晒しを終えた皮はさらにゴミ等を取り除き、大きな玉状にしぼり固める。次にこの皮の玉を厚い板の上に載せて、棒でたたきつぶす。これは楮打ちといって夜なべに行う。相打ちといって向かい合つて二人で交互に打つのもあり、その音はひとつのリズムとなつて夜おそくまでひびいた。こうして打たれた皮は繊維がくだけてやわらかい綿のようになると、いよいよ紙すきにとりかかる。

紙すきには「ふね」と呼ぶ容器を用いる。幅が三尺、長さが五尺、深さが二尺五寸位の厚い板造りのもので、このふねに水を入れこの中にやわらかになつたコウゾを入れて棒でかき混ぜる。この時粘着剤として「ねり」を入れる。この「ねり」はねり木（ノリウツギ）の樹皮を煮て作つたもので、ドロドロの液である。この「ねり」は繊維をからませる役をするもので、その量は永年の経験がものをいうのである。

ふねに入れる水と原料の割合も永年の勘で交ぜ合わせるが、大体水七割と紙原料三割といわれる。「ねり」を入れて棒でかき混ぜると、もう紙漉きの準備は出来上がる。

紙を漉くには寸法に応じた簀を用いる。馬の尾の毛で編んだこまかい簀は、紙漉道具の中でも貴重なものだとされ大切にされた。この簀を木枠にはめ、これを弾力のある竹などに糸でつるしてふねの中の紙料を掬いと



るのであるが、この技術も又年季のいる作業である。両手で素早く液をすくいと、適当な厚さになったら余分の液を簀杵から捨てて、水分がうる過したところを見計ってさつと揚げる。次に、紙料の吸い付いた簀杵から外し、盤板の上に紙だけを外して置く。こうして一枚ずつ漉き重ねていくが、一枚毎にミノゲといわれる細い干し草を挟んで区切りとする。

紙すきは「寒ずき」といって寒中の頃が良質紙が出来るといわれ、雪の降る季節が最盛期である。寒い季節の水仕事だけに辛い作業である。

こうして漉いた紙は重石を使い水分を搾ってから乾燥させる。ジャッキ等を使用する時もある。昔はすべて板干しであった。「紙すき板」といって幅一尺二寸、長さ六尺、厚さ八分位の干し板に一枚ずつ張って外に出して天日で乾燥する。冬陽の弱い当地はこの乾燥が思うようにならず、後には、すべて火力乾燥に切り替えられた。

乾燥を終えた紙は四面を「紙だち包丁」という特別の刃物で裁断される。この裁断で出る端紙は捨てずに、別の紙料に解かして再生される。

長沢紙の寸法は「大奉^{ほう}」、「中大奉^{ちゅうだいはう}」と「半紙」とに分けられる。半紙は一番多く生産され、八寸三分と幅が決められる。中大奉は九寸三分、大奉は一尺三分にと、それぞれ裁断される。半紙は主に障子紙として用いられ、一帖（一〇枚）ずつ分けて束にする。長沢紙は村の主婦達が近郷に行商で売歩いた。しかし、仲買人がいて売り渡す家もあった。

昭和七年頃の記録（長沢小学校の郷土調査）によると年間の生産量は次のと



長沢紙漉き屋敷

おりとなっている。

紙売りは主に女ご衆の役目で近郷近在は勿論、遠く鳴子まで出かけたものという。

部落名	生産額	価 格
楯	四、〇八〇帖	二四四円八〇銭
下場	八五〇帖	五九円五〇銭
宿	二、〇六三帖	一二三円八〇銭
合 計	六、九九三帖	四二八円一〇銭

なお、長沢小学校が行った昭和十一年の郷土調査に次の記録がある。

家庭工業によって出来る長沢紙は、品質良好にして古来より珍重されてきたが、蚕好況時代楮畑を桑畑にした為原料不足に陥り産額は到って

少ない。農閑期、主婦の過剰労力によって出来るものであり、原料さえあれば理想的副業なる故是非復興せしめたい。本校の楮畑作成の意図も其処にある。共同作業場に於ては機械購入の計画ありと聞く。製品は東小国、西小国方面に売り出される。

この記録にもあるとおり、昭和十一年頃から長沢小学校では、楮の植付作業を課外授業としてとりあげ、荒地を開墾したりして楮の増産に協力している。当時は舟形東部小学校いう校名で、校長は菅原佐一氏（最上町出身・故人）であった。

なお、長沢小学校と長沢中学校の校章は、いずれもコウゾの葉をデザインしたものである。



長沢紙漉き風景



サンゲサンゲの灯明

第五節 長沢のサンゲサンゲ行事

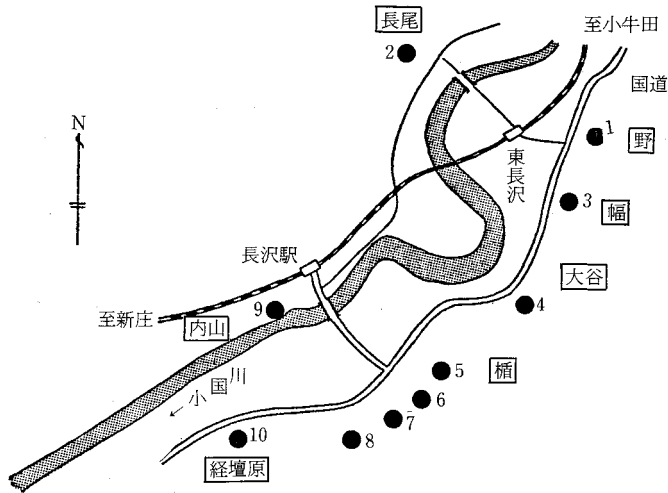
旧暦十二月朔日（又は六日）から八日朝にかけて行われるサンゲサンゲは、湯殿山の御年越しの祭りである。

村の男達は湯殿山の緑日である八日に至る数日間を村の行屋に籠り、家庭の火を一切用いず、男だけで厳しい精進の生活を過ごす。この期間、お行様（行屋に上る人々をこう呼ぶ）達は、行屋の風呂で湯垢離をとりながら、朝夕二回長い時間をかけて出羽三山の拝詞を唱え、さらに多くの神々を呼び出して、今年の豊作を感謝し、来年の稔りと天下泰平、家内安全、無病息災を祈る。

この行事は最上郡一円と北村山郡の北部にのみ見られる特殊な行事であるように思われる。

長沢集落のサンゲサンゲは、以前は集落内の各組がそれぞれ独立の行屋をもち、折目正しく行われていたが、近年はお行に上る人も少なくなり、行屋の手入れも不充分的のままに積雪で倒壊したり、また公民館に改築転用されているものが多い。以前は次掲の表の如く周辺部を含めて一〇ヶ所に行屋があったが、このうち六ヶ所は公民館に改築され、二ヶ所は雪のため倒壊、他

長沢周辺の行屋分布図



第9-6表 長沢周辺の行屋一覧

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
経壇原行屋	内山行屋	三番行屋	二番行屋	一番行屋	楯行屋	平石行屋	幅行屋	長尾行屋	野部落行屋
同右	公民館に改築	破壊	同右	雪のため倒壊	平石行屋のあとをついで公民館を使用	焼失	同右	同右	公民館に改築

の二ヶ所は焼失または壊れてしまい、僅かに昔の姿をとどめているのは内山の行屋（現在は公民館）のみである。



サンゲサンゲのお行様（長沢）

以前は一〇ヶ所の行屋は、それぞれ一五軒ほどの組によって維持されていたが、これは必ずしも最寄りの家々によって構成されているとは限らず、かなり遠方の家も含まれていた。その多くは分家したもので、本家と同じ行屋に上るといふ例であるが、三山参りのとき一緒に行つたから等というのもある。

行屋の間取りは多少の違いがあるが、内山行屋の場合は五間に三間の萱葺平屋の建物で、入口は土間、次は畳敷の広間になっている。広間には三ヶ所に炉が設けられ、正面奥に祭壇があり、出羽三山の掛軸や不動尊像の軸がかけられ、格子戸で仕切られている。土間には、風呂が据えられており、その脇に流し場がある。一般に炉が多いのが行屋の特色である。炉の火は非常に神聖視され、決してけがしてはならない。サンゲサンゲのときには、お行の始まる最初の日に火打石で鑽られ、行の終わるまで絶やさずに燃やしつづけられる。お行様の食事はすべてこの火で調えられ、家庭の火は一切用いない。

行屋の近くに湯殿山の石碑が建てられている例が多い。長沢集落第三行屋、最上町富沢馬頭観音別当東善院などの場合がこれで、ともにサンゲサンゲのときは、お行様がはだか参りを行つたところである。

お行に上るのは一家の主人であるが、長男が大きくなれば父親に代つて上ることもある。以前は三山参りを済ましたものか、あるいは来年必ず三山参りに行く若者（一五歳になると初参りをする）に限られていた。信心深い人は十二月朔日から上つたが、近年は六日から八日までの二日間、あるいは七日の晩のみの一夜行の人が多い。今年不幸のあつた家やお産のあつた家のものは上ることができない。

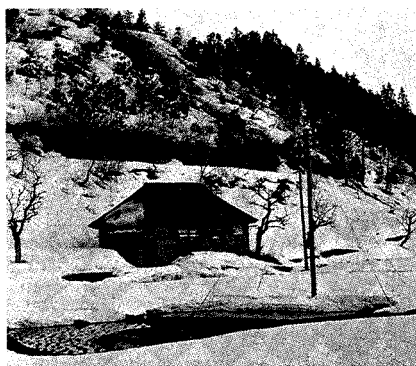
お行に上る人は、その日家族の誰よりも早く風呂に入って身を淨め、米・味噌・大根・豆腐・酒・素麺などの食料と、ふとんを持って行屋に行く。勿論、肉類をたべることは厳禁である。家族のものも、主人がお行に上っている間は精進料理である。箆りが長期にわたるときは、家庭から豆腐・野菜が届けられるが、家庭の火を通したものは一切厳禁である。また、家族のもので行屋に入ることはできない。とくに女は厳禁である。

お行に上っている間は、よくよくの急用でなければ家に帰らない。ただ、その行屋に風呂がない場合は夕方家に帰り、新しい風呂に入ってすぐに戻る。お行様の風呂は女の人が入った後は入れないので、各家では毎日風呂水をと리카え、お行様を真先に入れる。金山町稻沢の東学院では、何かの用事で家に帰るような場合は、行屋に戻るとすぐに風呂をあび、口をすすいで箆りの部屋に入る。

お行様達は朝夕風呂に入り、その後祭壇の前に揃ってお行をつとめる。このときのお行様の服装は、お山参りのときと同じく、頭に白鉢巻をまき、白衣を着し、首におしめをかける。鉢巻の両端はひたいの両脇に垂らす。祭壇には数十本の和蠟燭がともされる。もうもうたる油煙の中で、お行様の長老が先達となり、鈴を振って「あーやにあーやに、くすしくたろうと湯殿の神の御前におうがみまつる。」と唱える。これにつづいて一同が「あーやにあーやに……」と唱和する。以下出羽の神、下居の神、蜂子の神等々の神名がよみ上げる。三山参りのときのかげ所の神々の他、鳥海・葉山、近郷近在の神々がよみ上げられ、最後に村の鎮守がよみ上げられて終了



お行様の水ごりとり（内山）



長沢の行屋（昭和30年頃）

するのであるが、全部で六〇余りの神になるので、これに要する時間は二時間前後である。

唱え言葉は「あーやにあーやに……」でなく、「さんげさんげ 六根清浄 お山は八大金剛童子の一の如来」というものもある。これは天台系・真言系の別によるもののようである。村人たちは日頃自分達を守護してくれるすべての神々を行屋に招き、厳しい物忌みをして一年の罪障を懺悔し、来年の豊作を祈願する形のように思われる。お行が終わると、お行様達は炉端で雑談したり、将棋をさしたりして時を過ごす。昔は盛んに花札や宝引き（ほっぴき）などの賭事を行ったものだという。

いよいよ七日の夕刻になると、村中の各家から女も子どもも行屋にお参りにくる。それぞれ太い和蠟燭と米・賽銭を持参して祭壇に供える。蠟燭には各自の名前が記した紙札がつけられ、一斉にともされる。蠟燭はそれぞれの資力に応じて、競って太いものが供えられる。数一〇本の和蠟燭は特有の炎と真黒な油煙をふき上げて燃え、たちまち行屋は煙で一杯になる。この中で行者は、先達につづいて、独特の抑揚で次々と神々をよみあげる。この様はまことに神秘的である。この夜に限って、女の人も行屋に入ることが出来る。集まってきた主婦や子どもたちはお行様の後に並んで拝む。

お行がすむと、子ども達にみかんや菓子配られる。この後、お行様達は立ち上って肩をくみ円陣をつくって、大声で「豊作豊作。」と叫びながら力一杯床を踏みつけて炉の回りをぐるぐる廻る。この躍動で床が踏破されると「雷が落ちた。」といい、来年は豊作になると言って喜ぶ。この後はいつものように炉端で夜を明かす。三番行屋では、この夜行屋の近くの池で



舟形の行屋

水垢離をとり、湯殿山の碑に裸参りしたという。新庄市山屋では近くの山頂にある薬師堂に登拝した。

八日の朝、行屋での最後の食事が用意される。これは「ごくぞう」とよばれる特別なものである。お行に上っている間は、お行様の使用する鍋釜や膳・箸は一切洗うことを禁じている。釜に飯粒がこげついても、翌日はそのまま米を入れて飯を炊く。八日の朝に至って初めて一切をきれいに洗うのであるが、この洗い汁を大鍋に入れ、これまでの残飯など全部を入れて一緒に煮て朝食とするのである。この汁や飯はいくら多くとも、少しも残してはならない。すべてこの朝に食べ尽くす。これを「ごくぞう」とよんでいる。これは穀霊のこもる飯粒は一粒たりとも粗末にしない。湯殿山は穀物の神であるので、この祭りには穀物に心をこめて感謝しなければならないとする気持ちを表わすものと考えられる。この後、お行様達は久しぶりにそれぞれの家に帰り、ごく内輪の人を呼んで「精進おろし」をする。

このようにしてサンゲサンゲの行事は終わる。村人達は、年の暮、サンゲサンゲの行事を済まさないとい年を過ぎたような気にはなれない。新しい気持ちで新年を迎えることはできないという。

なお、七日の晩、行屋に集まった村人たちが、お行が終わった途端一斉に立ち上がって、「わっ」という喚声とともに祭壇に押しよせるところもある。これを「押せ押せ。」というが、この力が強ければ強いほど翌年は豊作になるという。

（大友義助「山形県北部地方のサンゲサンゲ行事について」『日本民俗学』八八号所収から）



病送りの人形（舟形）

第六節 舟形地区の病送り

最上地方では、脳卒中で倒れることを「あたる」という。目には見えない邪悪な魔風に「当たる」という意味に近いようである。当地方では、人の病気はこのような魔風によってひき起こされるという感覚が残っているように思われる。最上地方の各地に「病送り^{やんま}」行事が、いまなお続いているのは、このことと関係することかも知れない。

小国川に沿う長沢集落は、舟形に近い下手の方から第一・第二・第三の小部落に分かれている。この地区の病送りは旧正月二十一日と田植後のころの二回行われるが、流行病が広まったときには臨時に行われる。

田植後の病送りは定まった日はないが、田植後ほぼ一週間後のサナブリの日に行う。期日が決まると隣触れなどで、このことが村中に知らされる。この日の午後、村の若者達はそれぞれ藁束を持ち寄って等身大の人形をつくる。この場合、第一部落は男の人形をつくり、第三部落は女の人形をつくる。その場所は第一部落は新山神社の境内であり、第三部落は村の中央の延命地藏堂の前のものである。子ども達もここに集まって来て、それぞれの家の

門口に立てる小型の人形をつくる。

大きい人形は、指を六本にするなど、わざと奇形につくる。

また、腹の部分はわざと開けておいて、それぞれの家から持ってきて来た握り飯や銭を入れる。男女の人形とも、それぞれの性器を誇張して大きくつくる。男は太い棒で男根をかたどり、

女人形には棧俵で作った女陰をつける。なお、男人形には頭に二本の角をつける。

若者達が右の親人形をつくっている間、一緒に集まってきた子ども達は、高さ二〇センチほどの藁人形をつくる。この人形はなかなか手のこんだもので、頭に「ちょんまげ」と杉葉をつけ、腰に刀（木で作った）をさし、藁で編んだ前垂をつける。子ども達はこれを持って帰り、それぞれの門口に立てる。

第一部落の男人形がほぼ出来上がると、人形をそのままにして、若者達は太鼓を叩きながら、昔、楯のあった高台の旧道を通り、第三部落の女人形を呼びに行く。太鼓の音を聞くと、各家では握り飯と銭を持ってきて男女親人形の腹に入れる。子ども達も大勢集まって来て賑やかな行列になる。

女の親人形ができると、前記の太鼓を先頭に、親人形をリヤカーに乗せ、大勢で行列をつくり、新道を通って第三部落に至る。以前は親人形を柳の枝にしばりつけて、曳き廻したものであるという。行列の先頭には「疫病退散 身体健全 昭和 年 月 日」と書いた紙の幟をたてる。

この行列が通るとき、村のそれぞれの家では門口に藁を燃やして、その火の粉を人形にかける。以前は大声で「ヤンマエニゲロ ヤンマエニゲロ。」と叫びながら曳き廻したというがいまは特別の唱えことはしない。

女人形が第一部落に至ると、ここからは男人形も加わって下手の隣部落である経壇原の東入口までひき、村境





病送り人形（一の関）

ここでは村の若者がでて、藁を持ち寄り親人形をつくる。これを村の中の栃の大木から伐ってきた枝にしぼりつけて、村の上手端に安置して夕刻を待つ。当日、各家では赤飯をたき、これを藁苞に入れ、上に赤い唐辛子をつけて、親人形にしっかりと結びつける。これは人形が三途の川を越して、遠くまで旅するための食料であるという。

夕食がすむと、子ども達は先の人形のところに集まり、人形を

の松木坂わきの堰に投げ捨てる。行列はここで解散するが、その後若者達は村の公民館に集まって会食する。

この地区では、旧正月二十一日にも、各戸で小型の藁人形をつくり門口に立てる。威張った侍が門口に立って、病魔の侵入を防いでくれるのだという。これも病送りと呼んでいる。

長沢集落の対岸にある内山集落でも、同じような病送りを行うが（ここでもサナブリのときと旧正月二十一日の二回）、親人形は一つだけである。これを村の上手から下手に曳き廻し、村はずれの小国川の橋の上から投げ捨てる。この行列には、各家の主婦も出て、鉦を叩き念仏を唱えながら送る。一行は子どもも含め五〇人位になる。

人形に握り飯や銭を入れることや、親人形とは別に小型の人形をつくり、それぞれの家の門口に立てることは長沢と同じである。

長沢の下流部に位置する一の関部落では、病送りの行事を「ヤンマエニゲロ」といい、年に三回行う。最初は旧正月二十一日、次は田植え後のサナブリの日、最後は盆の二十一日である。



病送り人形作り (舟形)

乗せた板の枝に綱をつけて引きはじめる。この行列に先立って、この行列の一〇メートルほど離れて、二、三人の子どもが「ヤンマエニゲロ、ヤンマエニゲロ。」と大声で叫びながら全力で走る。この後から大勢の子ども達が「ヤンマエニゲロ、ニンゲロヤ、ニンゲロニンゲロ、ニンゲロヤ。」と叫んで、人形を引っぱって郡落を一廻りする。

家々では、箒・つけ木（経木の端に硫黄をつけたもの）・灰を用意して人形の来るのを待つ。やがて、人形が自分の家の前になると、まず人形に灰を投げつけ、次に手早くつけ木に火をともし、道路に投げ出し「ヤンマエ

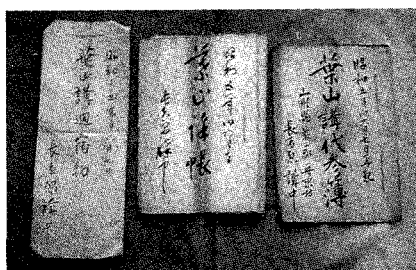
ニゲロ。」を連呼しながら急いで箒でこれをかき集める。この間、一言たりとも「待ってくれ。」などと言ってはならない。誤って口にすると、ヤンマエがその人の家の廻りをぐるぐる廻るようになるという。

目の悪い人は、銅貨に自分の目やにをつけて親人形に持たせてやると治るという。部落を一巡した親人形は、最後に村の下手はずれの小国川に捨てられる。これでヤンマエニゲロの行事は終わる。ここでも、小型人形をつくり門口に立てるが、この形は長沢部落のよりはやや簡単である。

（大友義助「最上地方の病送りについて」『東北民俗』十一輯所収より）



病送り人形づくり (長沢)



長者原葉山講

第七節 契約講と頼母子講

契約講は「ケヤグ」などとも呼ばれ、村の各戸の当主が旧十月二十日（現在は出稼ぎの関係でこれより早く行くところが多い）に、当前（当番）に集まり、村に不幸のあった場合の葬式のことを協議したり、入会採草地の口明け日を決めたり、道普請・堰普請の相談、新規加入希望者の認可、脱退者の件などを協議する寄合である。また、村の鎮守の祭礼のことを協議したり、村入費の年度収支決算を行ったり、村共有財産の処分などを決定しているところもある。協議決定されたことは当前の手で記録される。これがいわゆる村極めであるが、これに背けば「村外し」的な制裁をうけなければならない。

尤も、これは村契約とか戸主契約、本契約とか呼ばれるもので、一家の主が構成する契約である。契約には、この他に老人の「年寄契約」、主婦の「嬬契約」、嫁の「嫁こ契約」、若者達の「若勢契約」などがある。さらに信仰的なものを基礎とした念仏講契約、観音講契約、経済上の相互扶助をはかる「畳契約」・「蒲団契約」・「鍋契約」・「屋根契約」等もあり、馬の飼育に関する「馬造り契約」などもある。後の二者を「何無尽」とか「何講」と呼ばれることもある。伊勢講・金毘羅講・古峯講・秋葉講・三山講・葉山講などは、それぞれの参詣の同行者でつくり、念仏講のように廻

り宿に集まり、それぞれの神仏を拝んだり、代参をたてたりしている例が多い。

宮城県小牛田に鎮座する山神を拝する山神講（安産の神）や、六二日ごとに巡ってくる庚申の夜、講員が宿に集まり庚申様や青面金剛・猿田彦命を拝む庚申講、村々に祀られている地藏尊を宿に招いてもてなす地藏講なども信仰を土台にした講である。

契約を単に「死人契約」ということもある。また、村契約を七人ほどの小組に分け、これを「藁契約」とよび、村の葬式万般をとりしきっていることもある。村を三分して上・中・下の三組をつくり、この組が交互に葬式の事務を担当する村もある（長者原など）。ともかく、契約講の起源は不幸の場合の相互扶助組織にあるのではないかと思われるほどに両者の関係は深い。

契約講の開かれる日は、以前は旧暦十月二十日と決められていた（契約講を二十日講というのはこのためである）が、最近はお嫁ぎなどの関係で期日を早めている村が多い。契約講は普通一軒乃至二軒が担当する廻り宿で行われる。講の次第や協議後の御馳走の献立は昔からの旧慣によつて行われるが、これは契約講の規約又は議定として



契約帳（舟形中組講）

て契約帳に記されている。当日の協議事項や献立はその年の当前のものが記録する。これが契約帳である。決まった時刻に必ず主人が出席すべきこと、また、旧来の献立は講員の協議を経ずしては容易に変更しないことなどは、かなり厳格に守られている。

各村には大い契約講の他に部落会とか、町内会がある。都市部においては、すでに契約講を廃し、部落会や町内会のみを開いているところもある。契約講と部落会乃至町内会の両者をもっているところでは、部落常会は役場

などから求められた公的な事項を協議する場とし（随時開かれる）、契約講は年一回、旧来の村極めの確認や変更、新規条目の決定など、村落内部の事項を協議する場としていくところが多い。また、協議決定はすべて部落常会にうつし、契約講は専ら懇親の会食に限るとしているところもある。

契約帳の議定には例外なく不幸についての取極めがある。富田村には天保二年（一八三一）以来の「慶役帳」が伝えられているが、この中の明治五年十月二十日の議定に、

一葬用之節組合之内ニ而間ニ合不申節、互ニ協組手伝人差出シ可申候。

とあり、明治二十一年にはこれを改めて、

一從來の契約振舞は明治廿一年より廃止之事。

一是迄契約米壺升ツツ差出来候、お相廃止、契約連中ハ葬式之節、昼飯持参可相勤事、

一葬式之節墓所江酒差出候儀一切無用之事。

とあって、葬式るとき、その担当の組員は昼食持参であること、土葬の穴掘りの人々にも酒を出さないことを決めている。

大正年間には、さらにこれを改めて、

一大正式年度^ル会費一人ニ付金拾錢ツツ之約定之事。

一契約連中ニ於テ火葬致シ場合ハ各自藁^ス束宛差出シ候事、右大正六年旧正月式拾日御約定候事。

としている。富田ではこの頃より火葬に移りつつあったものであろうか。また、大正九年には、

一不幸之際ハ酒一切用ザル事。

一三十五日ニハ餅一切廻サザル事。

一不幸家ノ外ニハ餅一切廻サザル事。

と協議決定している。さらに、同七年の契約においては、

第一条 大正七年一月式拾日契約ノ記録ヲ改正シ^ス。

第二条 宿ハ廻宿ニテ毎年旧正月式拾日トシ^ス。

第三条 期日ニハ宿ノ使ヲ待タズ午前拾一時迄集合シル事^ス。

第四条 会費ハ一人ニ付金拾式ツツトス、肴ハ各自持参ノ事。

第五条 誰人不斗集合期ノ場合ニ於テ出席シル場合ナキニシモアラズ、如斯時ハ本人ニ於テ連中方ニ其レ相当ノ手続ヲ成シ許可ヲ得ベシ。

第六条 契約連中人ニ於テ火葬致シル場合ハ各自藁^ス束宛差出シ^ス。

第七条 契約ノ前記ノ時間ニ出席致サル者ハ清酒壺升買ウ事。

第八条 葬式ノ場合ハ第九村道ヲス。
(マテスル)

と改訂している。

大蔵村肘折の「契約帳」は文政三年（一八二〇）から昭和三十八年までの契約議定が連綿として記録されているが、文政三年議定の第一条が「死人之れ有節ハ壺村より壺人づつ打寄り、脇方へ知らせ之儀相談之上、壺人づつ差出可申候。」とあり、また、最上郡内で最古のものと思われる享保二十年（一七三五）築楯村・合坂村・合海村三ヶ村（現鮭川村）の「契約面附覚」には「三ヶ村之内何方ニ死去御座候はば番代壺人ニ付式拾五文宛契約錢取集め、其所に手伝可仕と相定申候、尤死去之節には主人若者壺人ノ式人出候て手伝可仕、猥無之様に急度寄合相勤可申候。死去の節には其村の当番より三ヶ村の当番へ通達可仕候。」とあつて、葬式の場合の契約講の役割を記している。富田村契約帳には、これらの事項が記されていないが、はじめは恐らくこうした取極めをもっていたものであろう。

現在でも葬式は隣近所の人々が執行して呉れるもので、遺族は口を出すべきでないと言われているが、以前においてはこの傾向はさらに強かった。葬式一切を執行する組は、村契約を数人ずつの小組に分けた組で、富田村の場合は八名ずつ三組に分かれていた。これが「死人契約」・「藁契約」・「茶毘若勢」などとよばれる小組である。「藁契約」の名は死骸を火葬するための藁を出し合うことに由来すると思われるが、土葬の場合も同じ名称であるから、或は野辺送り用の草鞋を作るために藁を集めることに由来するのかも知れない。

藁契約組が葬式のときに果たすべき仕事について、大沢村（現真室川町）の「村定」では「一、当村中ニ死去

人御座候節ハ組合之者共其家に寄り集、早道具取拵ひ、又者遠方之親類方へ為知等仕、葬式之当日迄持飯ニ而詰渡り、諸事組合中引請候而世話仕取仕末致呉候。」とし、肘折村「契約帳」は、「一、患家ニ箱拵足跡造手伝人夫ニハ酒一切不可用事。二、葬礼野辺送手伝人契約民ニ限り、外手伝人夫者一切不申請事。」（明治四十一年）としている。このような葬式に関する議定も時代の波からは逃れることはできない。富田村の場合も同じ傾向がみえるが、沼台村（大蔵村）「^{マヤ}契約帳」では、第一条に「不幸之節寄合沙汰有之次第ニ時限後レサル様ニ相詰可申事」、第二条に「さう志きの節組々五合赤飯并三重有出ス事。」とあるのが（明治十七年）、大正三年には「組合ニテ葬儀在ル時ハ向餅米五合、重之内（但シ有合）老重持参スルコト。」と改め、さらに昭和五年には「葬家へ仏前参拝廃止ノ件。従来葬家へ村方ノ義理ノ仏前参拝ヲナシツツ有リシガ是ヲ廃止スルコト。」としている。契約講のとき持寄る契約銭の金額が年毎に上昇していることも時代の動きであろう。

村契約への加入者の資格、村契約内の小組（藁契約）、契約講の期日、当日の献立、各自のもちより物、契約講の什物など、契約講の組織そのものに関する規定もかなり厳格である。このうち、契約講への新規加入の資格をみると、肘折村「契約帳」は「新規契約加入者資格及ビ条件」として、次のように定めている。

- 一 他ヨリ移住シタルモノハ^{（意）}絶体ニ加入シ得ル権利ヲ有セザルコト。但賛成者五分ノ四以上アル者ニ限り特ニ加入セシムルコトアルベシ。而シテ此場合ハ三ヶ年以内ノ猶予期間ヲ付スルコト。
- 一 新規加入者ハ当部落ニ永住ノ見込アルモノニシテ一定ノ宅地建物ヲ所有シ、且田地五反歩以上、又ハ之ト相当セル不動産ヲ所有セルモノニ限ル。（之項ハ一般ニ適用ス。）
- 一 新規加入者ハ共同地ニ杉苗三百ヲ植栽スルコト。

更に、昭和二年には、

協議ニ依リ左ノ通り契約入会資格変更候事

一 入会資格 建家壹棟以上。

一 田地三反ニ相当スルモノ。

一 入会手続左ノ通。

入会者ハ契約基本財産ニ

一金貳百円也、納附^三シルモノトス。

右金納附ハ向三ヶ年ニテ金額ヲ納ムルモノトス。

内訳 全金額ノ四分ハ加入当時納ムルモノトス。

但シ当地出生者ハ右金額ノ半額ヲ納附^三シルモノトス。但シ金壹百円也。納付期間ハ右前記ノ通り。

一 加入金納付方法ハ其年契約当日一同集会ノ上ニ於テ総組長ニ相渡スモノトス。

として、新規加入者、とくに他村出身者に厳しい条件を課している。

最上町では移住後数年間は加入できなかった。旧豊里村（鮭川村）では新たに家を構えて三ヶ年は加入することが出来ないが、この後は強制的に加入しなければならなかった。この地方では、契約に入ることを「村に入る」といい、村に入れば入会地の草木（萱・肥草・薪・用材等）の利用、村寄合への出席などの諸権利を得る一方、

村極めの遵守、道普請・堰普請・神社の雪囲いに出ること等の義務を負う。最上町では、新加入を認められ、初めて契約講に出席するときは、紋服姿で酒肴を持参し、後見人の口ぞえで披露して貰うのが例であったという。一家の当主が年をとり、代替りの長男が出席する場合も同様であった。富田村の場合も新規加入・脱会には請人をたてていたようで、文久三年の項に「一庄助願ニ付長面相除可申候。庄助事かまへ無御座候也、請人長助、同弥五助。」とある。

契約講の期日は旧十月二十日とするのが常であるが（富田村では旧正月二十日。但し明治十五年までは十月二十日）、講をはじめ時刻も厳守しなければならなかった（富田村の場合は十一時）。講員は契約講には必ず出席すべきものとされている。富田村については先にみたが、肘折村契約では「一契約当日ハ必ず家長出席スルコト。但シ事故アルトキハ代理者ニテモ差支ナシ。右可決確定。」（大正十五年）とし、沼台村では「警約会^{マツ}日ハ年々十月廿日家主罷出テ年限之取定メ可致ス候事。」とあり、西法田村（現最上町）下組では「一契約者は其当日に近づきて可成他行せざるよう注意すべき事。」として、出席を義務づけている。

参会の時刻についても厳しく規定している。富田村では、前記の如く遅参した場合は酒一升買うこととしているが（昭和十八年）、昭和三十一年の連中会議で、

第二条 毎年正月廿日連中会議ニ時間厳守セザル場合ハ金百円ヲ連中ニ差出ス事。

第三条 毎年正月廿日連中会議時間午前拾時集合ノ事。

と改めた。葬式の場合の集合時間も同様で、午前九時まで出席できない場合は、五百円を連中に差し出すことと

当フノウ□んハひ、汁、なとう汁、薬み、さら、をろし大こん。当渡し、吸物、当ふ、鮭貳ツ、かき（笠飯か）に川な□、ねぎ入、手弘^{（通）}にかづのこ。右之通相定申所万一不守時ハ上酒五升。一御城下なき物ハ相ととのへまちく候。」と記している。当時は「当渡し」の行事も厳格に行われていた模様である。

明治八年の賄は「朝給、一ひら、鮭ゆづ、一にの汁、鯨、一汁、ざっぱ、一ひきなます、皿、一御酒肴、メ、夕給、一納豆、汁、一ひら、豆腐、一はさみ肴、かづのこ。膳之内ニ而当渡し。一四百文、肴代、一黒米、貳升ツ。」と記してある。

講当日の持参するものについては、富田村の場合は明らかでないが、肘折村契約では「一当前之者酒米貳升食米貳升味噌三盃青物持寄り、其外相談之上可相勤。一当前之外酒米壹升めし米壹升差出可申候。」と定めている（文政三年）。舟形町中組では、明治二十九年の「新契約」として、



万延元年の契約帳（舟形、中組講中）

定めている（昭和三十二年）。

契約講当日の献立も旧例を守るのが原則で、これを変更するときは全体にはかるか、あるいは当日の席で報告すべきこととしているところが多い。このためと思われるが、舟形町中組の「契約面付帳」は万延元年以降累年振舞の献立を記している。万延元年（一八六〇）の定めでは、

「一五酒魚^{（種）}、に志め、歪平、川なます、すこんぼう^{（午旁）}、あり相、一朝めし、平ハ鮭ゆづ、汁、とうふ、鮭貳ツに、鯨こぼう、大こん、ねぎ、さら、引き大こん、塩引きひづ、小ざら、付物、引物、なんとう。夕めし、平、

一 自家用酒税法改正ニ付、今後一人ニ付清酒五合当リトシテ当時ノ代金ヲ以テ組合ヨリ取立支弁スル事。

一 食料トシテ精白米壹人ニ付五合ツツ負担スル事。

一 死亡出棺後念仏申ト唱へ使ヲ為□ル事。

と改正している。

講員の座席、講のすすめ方等についても規定していることがある。例えば、肘折においては、

一 客半分出席之時膳ヲ可出事。但シ先客ハ上座可為。

一 三種肴ヲ取仕舞候ハ望ノ者ヘ飯ヲ可出事。

一 協議等ハ本膳ト二番座ノ間ニ可致事。

としている。

各契約講とも、講当日の振舞に用いる膳碗などの什器を所有しており、その使用についても規定しているのが例である。「当渡し」の際は、これらの什器の破損の有無を調べ、うけつぐことにしている。

契約とは別に、各家の経済的な相互扶助をはかる無尽や頼母子も多くの村で行われていた。例えば、長尾には鍋・釜・ふとん・屋根の葺替えなどの資金を得るための無尽があった。無尽は右のためにま



頼母子講中（長者原村）

まった金が必要な人が発起人となり、近くの人々に呼びかけて月々（または年に数回）一定額の積金をし、これを闇で落として行くしくみである。闇を入れるとき、思い思いの利を付けて入れる。結局高い利息をつけた人が講金を取り入れることになる。まことに庶民的な金融の組織であつた。

長者原村の頼母子講は、明治十五年、相馬門兵衛が発起人となつて始めたものであるが、その趣旨および講の規約は次のようなものであつた。

今般拙者儀村内之御助力ヲ請家作仕候処、漸ク出来致^シト雖モ尽力ニ不叶、弥増借財ニ相成、家内相統モ難浚、頼母子御依頼申上、御連中之御助力ヲ申請取続キ度精願ニ付、何卒御依頼之通り処望成就相成候様被成下度、依テ御会合之儀ハ御連中集会之上御取極メ被成下度、此段御依頼候也

明治十五年旧十月三十日

会則儀定^(ママ)

第一条

一宿之儀者発起人定日ヲ相定メ其日限ヲ相欠キ申間敷、若万一具合有之候ハハ保証以テ相勤メ可申事。

第二条

一掛金之儀者老人前金貳円掛ト相定メ申事。

第三条

一定日之儀者一ヶ年ニ三会ニ相定メ、第一期ハ四月十五日、第二期ハ九月廿七日、第三期ハ十月十六日定日相定候事。

第四条

一 頼母子儀ハ糶ニ相定、出金積高故糶札高次第取入之事。

第五条

一 頼母子会合之儀者何月ニ而モ昼ト相定メ申事。

第六条

一 初会之台ニ出糶札至シ候故ハ必ス欠落至間敷事。

第七条

一 發起引建江明治十六年十月十六日口会月筈ニ相定メ申候事。

第八条

一 糶札以テ取入ニ相成候節者抵当江奥印申受差出金受取申事。

第九条

一 發起人座料トシテ修会^(終)ニテ立会増シ

最上郡長者原村

發起人 相 馬 門兵衛(印)

保証人 信 夫 四 平(印)

同連中 叶 内 栄 助

保証人 叶 内 平 藏

(以下略)

同村では、明治十八年、以前の議定を次のように改めた。

会則議定

一金百円 但シ壹丁前掛金貳円連名五捨人

第一条

一 高金百円之内何拾何円何拾錢取入金除ク殘金何拾何円何拾錢称シタルモノヲ取入主除ク外各連中へ可割返事。

第貳条

一 下落札ヲ以テ取入金ト定メ取入主ハ必高金ニ相当スル抵当其地元戸長奥書ヲ受差出。(可脱カ)

第三条

一 如何ナル凶作或ハ不景氣之年柄ト雖モ延会休会無之様一同議定之事。

第四条

一 会合之義ハ一ヶ年ニ三会ニ相定メ、第壹期者四月十五日、第貳期者九月廿七日、第三期者十月十六日ト相定メ、時刻者午前第十時ニ相定メ候事。

第五条

一 取入主者不及申連中ニ於テモ必第四条之科目ニヨリ時刻不誤掛金屹度出金申度、尤延滯スル時者組合ニ於テ書入抵当引受、本人ニ不柄弁金可致議定之事。

第六條

一 抵当預り主者連中一同入札ヲ以テ三名ト定メ、尤抵当預主ニ於テハ其抵当戸長奥印之番号ヲ頼母子帳ニ記載ス押印之上可預事。

第七條

一 抵当預主者年毎ニ入札替可致、尤其年当撰之者ハ必前抵当ヲ可請取、尤取受主ニ於テハ又ハ証券ノ番号ヲ附シ元預主ヘ受取証ヲ可差出事。

第八條

一 抵当預主者其本人江証券番号ヲ附シ預証可差可事。

第九條

一 抵当預主之手数料ハ会毎ニ金五拾錢宛ト相定メ候事。

第拾條

一 会合毎ニ坐料トシテ金壹円宛取入高補助可致事。

第十一條

一 花籠ハ取入高ハ金壹円ヲ引去り、其取主ハ権□下相定メ候事。

第十二條

一 掛金ノ外糶費ヲ要スルトキハ総連中ヨリ同等ニ出金スヘシ
右条々決定候上ハ聊異存無之候条、依テ議定証仍而如件。

明治十八年旧九月廿七日

最上郡長者原村 叶 内 藤四郎

(以下五名略)

頼母子講や契約講は、単に経済的な相互扶助の機能を果たしたにとどまらず、村人の心を結びつける強い絆でもあった。とくに、契約講は今日においても、村共同体の秩序を保つ大きな契機となっている。

(大友「山形県最上地方の契約講について」『農村文化論集』第二集による)。

第八節 屋根葺文書

長沢集落幅の伊藤次男氏に「家葺玉之巻」と題する屋根葺きの秘伝書がある。幅二〇センチ、長さ一九センチの巻物で、先祖代々伝えているものという。同家は代々「久蔵屋根葺き」と呼ばれた家で、先祖は戸沢家の御用葺師であつたとも伝えられる。

内容は葺師の祖神の由来を述べ、屋根の葺き方を述べているが、実用の技術的なものではなく呪術的なものである。大工にせよ、鍛冶職にせよ、それぞれ職業の祖神をもっている。木地職は惟高親王をロクロの始祖として崇め、狩人は磐治・磐三郎を祖とし、いずれもその由来を記した由来書を有している。昔はこれを持たなければ、その職業を営むことができなかった。

葺師の始祖ウガヤフキアエズノ命は日本神話の中に現われる神であるが、これが葺師の始祖とされるのは、特

別の因縁はなく、単に「フク」と「葺く」が音が通ずるという点にある如くである。村山地方においては、寒河江に葺師の組合があり、この年度の総会においては、フキアエズノ命の軸を掲げて揚する。命の名を刻んだ硬もたてられており、この神符も発行されている。しかし、ここにも文書はないようである。この意味でも、本文書は貴重である。以下その全文を掲げる。

家葺玉之巻

夫三千世界之中有三、光州所謂天竺者月之邦、漢吐者星之州、我朝者日國也、蓋日本國者常一器界之東面如粟粒與小嶋云云。

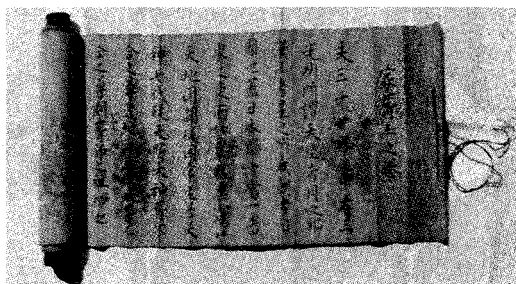
天地開闢從國常立尊、天神七代從天昭太神、葺不合之尊迄地神五代此葺不合之尊、則葺師之祖神也。皇后玉依姬之命神日本磐余彥命產五時葺初也。其ヨリ人皇至傳請今世迄令取行者也。

伝 曰

柱ノ根ハ下地本ニ有、家ノ根ハ上天ニ有、屋根ト云。

故土ヲ持其根堅屋クレト名付給、昔日鷗草ノ根ヲ揃給時御手ヲ持テ揃給。其御手ヲ形取手板ト名付指ノ字ヲ拵、今世ニ用者也。口夫

伝 曰



屋根葺文書（幅・伊藤次男家文書）

昔日鶴草ノ根ヲ搯給時、燒鎌敏鎌ヲ持切給、後世鎌式牧合中二日釘ヲ持留、両手持用元來鎌也故屋苅名付給
後世三萱根村逃ル藁ヲ持、中三本両脇共五本拵用是ニ手ヲ学テ五本作、サツテ早手ト名付者也

是代之正伝

一番

惶根之尊

土德神

二番

大苦淳尊

金徳神

三番

沙土煮之尊

大德神

四番

火德神也

口
央

五番

水德神也

口
夾

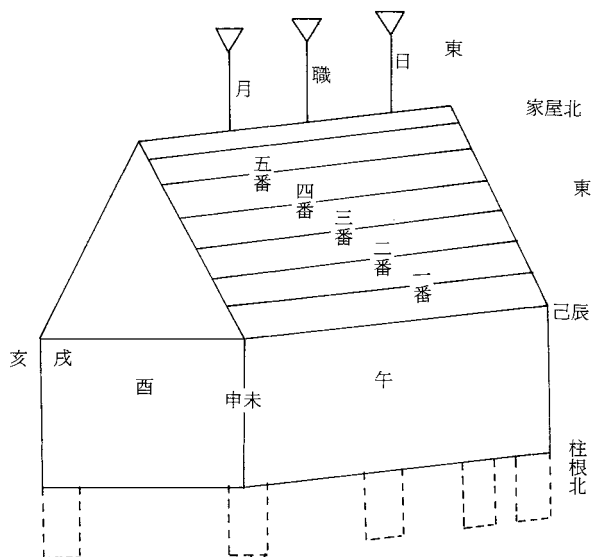
国狭槌之尊

水德神也

屋カリ葺留祭事伝

歌尔

片楚きの千義ハ内外につかえどもちかゑハ同じ伊勢の神垣



拍手前方伝 大小

神のま寿鳥居尔入れハ其日与里日月の神とあきらか尔住む

拍手後方伝 小大

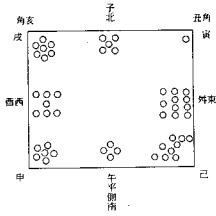
打てハ鳴るうた爾登飛々く拍手能天能御柱神の御柱

火除之方伝

水能や尔水の柱尔水のたゝみ尔水能戸障子

真萱立様之伝

家平側北子方ノ真萱五本也、南方午平側真四本也、東側外方平側真九本也、両側西方平真七本也、戌亥之角真拾本也、丑寅方角真七本也、辰巳方角真九本也、左ニ形圖見合ヘ

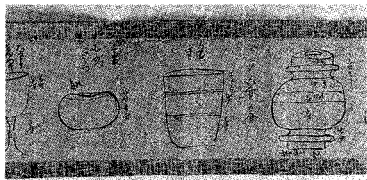


口央病ト云故ニ

示之土除テ申西トハ

共利同事ナリ

上之葺留ハ乙本也、天一元水ヲ生故也、屋祭居家、隠居室屋、厩屋、土蔵、小屋、門等様々祭方有。別而雪隠八方伝



右伝授之条々相守、持舞之神々信心致、其処之御国法守職行可致者也。

掟 定

- 一、門人之外他見舞無用之事。
- 一、他門之人尔職道かけ合決して致間敷候事。
- 一、門人仲間に而も喧嘩口論致間敷候事。
- 一、休所外三而煙草吞事可為無用_ト事。
- 一、休時節成共長咄無用之事。

弘化四年

藤原 經之

(伊藤次男氏藏)

この他、長沢伊藤長一家に明治十年代の「こけし」文書であるが、これはこの関係のものとしては、日本で最も古い文書であるといわれる。現在、伊藤家は他に移ったので文書の詳細は明らかでない。

第九節 堀内田植踊り

堀内田植踊りは、約二〇〇年前当地に伝えられたものであるという。当時最上川を上下していた船頭たちが、洪水や氷雪により幾日も堀内河岸にとどまることがあったが、この折に村の若者達が上郷の船頭から踊りを習ったものと伝えている。大蔵村清水や白須賀や新庄市本台海にも同じ系統の田植踊りが行われているから、この踊りの伝播には最上川舟運が深く関わっているものであろう。

堀内田植踊りは旧正月十五日から二十日まで、堀内と本堀内の各家を廻って踊り歩く。

一行は踊り手四人、囃子四人（それぞれ三味線、笛、大鼓、鉦をもつ）、歌い手二名計一〇名の構成である。服装は田植えのときと同じく、法被にももひき、鉢巻姿で、足許は足袋に草鞋である。

踊り手はそれぞれ手に「テデ棒」を持つ。テデ棒は先端に馬の毛と鉄の輪をつけた棒で、踊るときはこれを振りながら踊る。馬の毛は早苗を表わし、鉄の輪は初駒のくつわを表わすものとされている。

曲目は「正月」・「四方がため」・「あがりはか」の三曲からなる。一行は踊り手を先頭に各家を訪れる。家の戸口をはいると踊りの一番手は独特の節廻しで次の口上を述べる。

「ハイ、ごめんなされやお旦那様。四海波こそ静かにて、国の治まる御祝、千秋万事、まずもつておめでとうござる」。



堀内田植踊り

次に、二番目の踊り手が、

「この家のお旦那様には良き日に日取りをなされ、おかさく田作上々作がまさるよう、千秋万事、まずもっておめでとうござる」。

と口上を述べ家の中にとびこむ。

三番目の踊り手は、

「かや勝栗や御俵、重ね重ねの御祝、千秋万事まずもっておめでとうござる」。

と口上を述べる。

最後は（踊り手四人目）、

「あのやん十郎をひきとつて、すみからすみまですりい出す、なげれば、ちゃんと立つ如く四すみにしかりど。」

と、「どん」とテマ棒を突く。これで四人で揃ったところをみて、踊り手一同四人で「春のはじめに初田植、いやまだくハイドおもせ。」と口上を述べる。

次に唄い手の次の唄に合わせて、四人一線になり踊る。はじめに「正月」の歌をうたう、

へお庄屋の年の始めにお座敷みもせばにぎやかさよ。

つづいて踊り手四人で四角にむきあい、四人で次の口上を述べる。「これより四方がためをしつかりと、田ごとに並ぶ田植笠、いやまだくハイドおもせ」。

次に二番目の「四方がため」のうたに合わせて踊る。

へ恵比寿、大黒、お田の神、七福神が舞い込んだぞえ。

口上

「これよりあがりはかをしつかりと、あねさん餅の米なら白いほどいい、いやまだくハイドおもせ」
三番目は「上りはか」のうた。

へこれもあんまり植えれば腰がやみ、おいとま申すぞご亭主さまよ。

三番目の歌の意味は、「みんな一生懸命植えたので仕事は大分はかどった。もう夕方になって腰も痛くなったのでお暇したい。」という夜上りの歌である。

これに対して、各家では米一升と餅七個位をお礼としてさし上げる。

田植え踊りは秋の豊作を祈願する予祝行事である。この踊りは富田村でも行われていたが時代とともに廃れてしまった。堀内の田植え踊りの現在の姿は小野寅蔵という人が振付けしたものと伝え、昭和三十年ごろまでは各戸を歩いたということである。

昭和三十七年、舟形町無形文化財に指定され、県の民俗芸能大会等にしばしば参加したが、昭和四十六年には青森市で行われた北海道東北ブロック民俗芸能公演に山形県民俗部門を代表し出演した。

第十節 猿羽根地藏

新庄節にも唄われている猿羽根の地藏様は、縁結び・安産・延命の神として近郷の人々から広く信仰されている。また、ときには学芸の神として、あるいは、旅人の神として崇められている。新庄市黒沢では猿羽根の地藏様を村に勧請して、唱歌の神として拝んでいる。

猿羽根峠に地藏様が祀られたのはいつごろであろうか。古いことは判然としないが、江戸時代の記録にはしばしば現われる。宝暦ごろ編まれた『新庄領村鑑』には、舟形村の堂社の一つとして「地藏猿羽根山」と記されているし、天保五年（一八三八）の「御巡見使御案内帳」には「猿羽根山地蔵堂御尋被成候ハハ縁起迎も無御座候、前々有来候由可申上候。」とある。また、同年、新庄の円満寺が出した「新庄領新八十八箇所巡礼記」には第二十番猿羽根地藏とあるし、堀内両徳院が書留めた「万留帳」には、事あるごとに舟形郷中の修験が集まって柴灯をたき、祈禱をしている様子が記されている（第五章第十四節「幕末農民のくらし」参照）。例えば、嘉永七年（一七〇九）四月二十日の項には「領内の山伏は残らず天気快晴の祈禱を行うよう命ぜられたので、舟形郷の修験者九人が地藏堂にて柴灯護摩供養を行った。みんなは舟形の普賢院で仕度をして地藏堂に参り、千巻心経を誦誦した。法火は七尺四方、高さも七尺に木を積み、これを燃した。この周り五間四方に標縄をめぐらし、菓子・五穀・神酒五升を供え天気快晴、五穀成就の二流の幟をたてた。」と記している。同様の記事は安政五年（一八五八）に

も、元治元年（一八六四）にも見える。もち論、正月元日とか、御縁日には近郷近在の善男善女が群集したことであろう。

猿羽根峠は最上地方と村山地方を分かつ峠であり、新庄藩と尾花沢代官領（天領）を分かつ峠でもある。このような境界には、外界から侵入する要靈を防ぐ峠の神が祀られる。いわゆる塞の神であるが、この世とあの世を継ぐ仏である地藏尊が祀られる例が多い。峠の地藏様がこれであるが、猿羽根の地藏様はまさに峠の地藏様である。地藏尊はあの世に至る関門に立って人々が無事に極楽に行けるように見守ってくれる。時には地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上の六つの世界にまで立入って迷える人々を最後まで救ってくれる、六道能化の有難い仏でもある。関門を守るからには、当然ここを越す旅人をも守ってくれる神でもある。参勤交替の行列に従って故郷を出立した庄内藩士が、猿羽根峠の頂きから鳥海山を望んで故郷に別れを告げたことは先に述べたが、新庄領内においても知人・親類が伊勢参りなどで出立する場合は、ここまで見送るのが例であった。帰る場合も同様にここまで迎えにでる。巡見使を迎えるときは、藩の重臣が羽織・袴に威儀を正し、峠の頂きで深々と頭を下げた。

峠の神の縁日には、麓の村々から老若男女が集まる。若い男女の間に恋が芽生え、やがて二人は結ばれる。子どもが生まれ元気に育つ。二人は年をとっても、いつまでも健康で働く。すべて峠の地藏様の加護によるものである。



猿羽根山峠の茶屋（昭和28年頃）



猿羽根山の地藏堂

「御巡見使御案内帳」には、猿羽根の地藏尊の縁起書はないと記しているが、舟形の大沢与治右衛門家には次のようなれっきとした縁起書が伝えられている由である。同家には「決して開けてはならない。」と戒められている古い行季が伝えられているが、四〇年ほど前、ふとこれを開けてみると、中から地藏・薬師・観音の仏像と、丈余の巻物がでてきた。巻物には次のようなことが記されていた。

昔、舟形郷に大沢靱負定景という人がいた。彼はまことに信心深い人で深く仏教に帰依し、地藏・薬師・観音の三仏を同家の氏神として祀っていた。しかるに藩境の猿羽根峠は名だたる難所で、旅行く人はこの上ない難儀を強いられていた。靱負はこのことを深く憂い、自分が信仰している三尊を峠に祀り、その功德によつて幾分なりとも旅人の苦難を救おうとした。そこで峠の中腹に二つの小堂を建て、新たに地藏・薬師の二体をつくりここに安置した。

あえぎながら峠の峻嶒をのぼる人々は、みなこのお堂に休んで疲れを癒した。雨風の日はこの堂に入つて難を避けた。このお堂のお陰で、旅の人々は限りない恩恵をうけた。このようにして幾星霜が過ぎた。この間に、安置した地藏尊が木造で軽かつたので、近郷の若者が時々かつぎ出したりして、お堂がからになることもあった。ついには、盗人が尊像を持去ってしまった。

そこで村の人々は石の尊像を造つて祀ることにした。この話が出ると村の人々は貧しいながらも、みな争うようにして浄財を寄進し合つた。かくして、程なく尊像が完成した。人々は美たく行列をつくつて尊像をもつてお堂に移し、たく



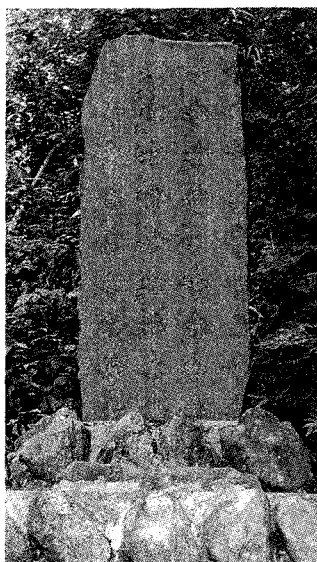
猿羽根山地蔵尊相撲大会

さんの供えものをしておごそかな祭りを行った。宝永六年（一七〇九）五月二十四日のことである。

丁度この頃、舟形に沼沢仁蔵という人がいた。長年ソコヒを患い苦しみ、方々の医者にかかり、あらゆる良薬を用いたが一向によくならなかった。そこで猿羽根の薬師如来に詣り一心に願をかけたところ、不思議にも目が見えるようになり、日ならずして全快した。仁蔵は薬師の靈験に感じ、長男の石工小兵衛に命じて石の薬師像を彫らせお堂に納めた。更に石灯籠を寄進し、和尚様を招いて厳かに開眼供養の式を行った。この日は近郷の人々あまねく猿羽根山に集まり、淨財を捧げて祭りに参加した。これらの人々の名を記して後々のために残しておく。今後とも堂守が傾いたり破損したりしたら、村人皆でこれを修復してほしい。そうするならば、猿羽根のお堂は幾億年の後までも残り、人々を加護してくれるであろう。

乱れたこの世において、舟形郷の人々のこのような信心こそ尊いものである。郷人の発心によつて、かくも立派なお堂が完成した。この二つの事蹟を正しく後世に伝えんがためにこれを記しておくものである。舟形定泉寺五世武心・大沢与治右衛門景得（『舟形町伝説集』による）。

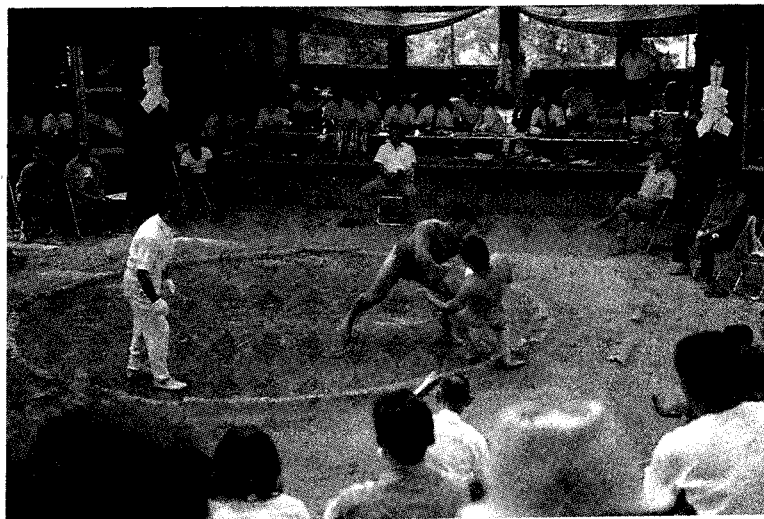
右の薬師・地藏の二尊が祀られた場所は、現在明治天皇行幸記念碑が立っている所の東向いで、かすかに堂守の跡があるという。また、村人が納めた石造の地藏尊はいま峠の頂の本堂に祀られている本尊であるが、薬師如来についてはその後どのようなようになったか明らかでない。地藏尊像がいつの頃に頂上に奉遷されたのか、これも明らかでない。大沢家では、現在も地



猿羽根山の茂吉歌碑

もみち葉のすがれに向ふ頃ほひに
さばね越えむとおもう業しさ 茂吉

蔵・薬師・観音の三尊を氏神として奉祀している。祭りは旧暦四月八日、七月二十四日の二回である。
爾来数百年、猿羽根の地蔵様は年とともに繁昌し、縁結びの神、子育ての地蔵として広く信仰されている。祭りの日、人々は笹巻をもって地蔵様に参る。笹巻は小国川の渡し場の茶屋で売る名物でもあった。



奉納 花相撲大会

第十一節 舟形町の石碑・石仏



湯殿山碑（堀内伊豆神社）

村のはずれや峠の頂きには大い地蔵様が祀られている。また、塞の神や庚申様の碑が祀られていることもある。さらに村の鎮守の境内には湯殿山の碑や象頭山・金華山の碑が祀られていることもあり、村の三叉路に秋葉山や古峰神社と刻んだ碑が立っていることもある。長尾の村の裏手の廃寺跡（延命寺のあったところ）には三十三観音を祀った碑がある。村近くの姿の美しい山の頂には大い三吉様が祀られており、この山を大平山と呼んでいる。以前は旧五月十七日の「運開き」（高い山ともいう）の日、村人がみんな揃って神酒を持ってこの山に登り、御馳走を食べ合ったりしたものである。

山に入る道端に山の神、清水の湧くところには水神様がある。また、道端の馬頭観音は農家の大事な馬を守ってくれる有難い神様である。

これらの神様は、馬頭観音のみならず、みなみな人々の健康を守り、豊作をもたらし、村を加護し、世の平和を守ってくれる有難い神様である。たとえ立派なお堂がなくとも、それほど有名でなくとも、人々にとっては誠に有難い神様である。

猿羽根峠の頂きに大きな石の地蔵様がある。猿羽根地蔵様は縁結び・安産・子育て・延命の神として靈驗あらたかなことは前に述べた。長沢村野の下手にも、長尾村の入口にも、長者原村の道端にも地蔵堂があり、小さい童顔の地蔵様が祀られている。地蔵様には、折々の花が飾られ、菓子や餅が供えられている。廻りの広場は子ども達の遊び場である。しかし、長沢上手のイワエンから発見された天保六年（一八三五）の銘のある地蔵様は、天保四年（一八三三）の大飢饉の犠牲者を供養した悲しい地蔵様である。

真木野から西又に至る途中の塞の神には、「あくなめ地蔵」という珍しい地蔵様がある。地蔵様といっても、全くの自然石であるが、子どもの百日咳をなおしてくれる地蔵様で、このときは藁芭に灰と錢を入れて地蔵様にかけておくと癒るのである。一の関の南の「にわとり権現」も百日咳の神として知られている。もともと分水嶺の水の神か峠の神であった「荷渡し」の神が「にわとり」の神となり、ついに咳の音が鶏の鳴き声と似ているというので百日咳の神とされたのであろう。堀内出張所の近くにある六面幢には上部に六つの地蔵を浮彫りしてある。地蔵様はこの世のみならず、あの世に至るまで、六道にわたって姿を変えて人々を救ってくれる。墓地の入口に六地蔵があるのはこのためである。

峠の神と言えば塞（賽）の神もそうである。塞の神と呼ばれる場所が長沢の上手にもある。塞の神は村を守ってくれる神である。すなわち、村に侵入する一切の悪霊を峠や村の入口で塞ぎ、村の安全を守ってくれる。長沢ではむかしは病送りのとき、ここまで病人形をもって行つて投げ捨てるのが例であつたという。道祖神も同じ神



堀内の六面幢

様であるが、旅人を守る神様でもある。

町内の石碑のうち最も多いのは庚申様である。目につくものだけでも次のものを挙げることができる。



内山大平道（不動様）の庚申



富田（一本杉）の庚申塔

経壇原の東入口にある碑 天保二年 辛卯

平沢道（名木沢越） 安政五年 戊午

平石東端（サエノ神） 安永九年 四月二十四日

〃 天保十四年癸卯七月十九日

内山、平林（イナバ） 寛政十二年庚申五月二十八日

〃 大平道（不動様） 天保七年丙申九月

〃 〃 （三升田） 文化八年辛未四月

大平長沢道（山の神） 文政五年庚申 午

〃 西入口 安永九年庚子四月十二日

野 （墓地入口） 宝歴十三年 癸未

幅 （墓地付近） 宝歴四年 甲戌

〃 〃 天保十四年癸卯七月十九日

長尾（おがみ坂） 明治三十三年八月二十一日

仲の山開田有志一同建立

一の関

年号不明

舟形（猿羽根山峠）

天保十四年 七月

〃

明治五年 十月

舟形（八幡神社境内）

享保十□年正月大沢氏佐藤氏

長者原東口（神明神社前）

安永二年 癸巳

富田東口（部落入口）

文化十二年 八月

〃

天明二年 壬寅

富田（一本杉の所）

明和二年

堀内（元堀内）

安政四年

州崎（荒神様入口）

昭和四十六年

立子（牛舎の側）

年号不明

真木野

明和二年十一月

（『ふるさとの歴史散歩』から）

中国の古い考えによれば、人間の体内には三戸（さんし）の虫という悪虫があり、これが庚申（かのえさる）の夜、人々が眠っている間に体内から抜け山し、天帝にその人の悪事をつけ、その命を縮めてしまうという。これを避けるには、庚申の夜は一晚中眠らないでいることである。庚申は一〇千の庚と一二支の申の合わさる日であるから六二日目めぐってくる。

この信仰は日本に古い時代に入ってきた。初めは京都の貴族の間で信仰され、後民間で広く行われるようになった。わが国の場合は、庚申の日に生まれた子どもは泥坊になるとか、結婚できない等ともいい、この日は夫婦も

同衾しないとしている所が多い。

とくに江戸時代には、村々で講を結び、庚申の晩は講中が宿に集まり（廻り宿が多い）、庚申様の掛軸をかけ、精進料理の膳を供え、夜を徹して唱詞を唱えておまいりするようになった。この掛軸が青面金剛や猿田彦命の軸であるところもある。舟形町の講中では、夜、宿に集まり、宿が用意した精進料理をたべ、雑談しながら十二時になるのを待つ。長い夜のことであるからむかしはよく昔話をして時を過ごした。「とんと昔は庚申の夜にかたれ。」という諺があるが、これは右のことを反映している。十二時になると、先達が振る鈴に合わせて、全員で「コーシンター、コーシンター、マエタリ、マエタリ、ソワーカー」と六一回唱和する。これが終われば庚申に供えた酒や供物をもらって帰宅する。年のはじめての庚申（初庚申）や七回目の庚申（七庚申）のときは、庚申碑にお参りに行く。碑の周りを掃除したり、供えものをしてお参りする。講中によっては、杉林や桐畑を講の共同財産としてもっているところもある。庚申講は人々の健康を守り、家庭や村の安全をはかるのをならず、相互扶助の



二十六夜（一の関地蔵様境内）

組織でもあった。

庚申碑の上部には左右に日天・月天、中ほどに大きく庚申（供養塔）、下部に見ざる、言わざる、聞かざるの三猿や鶏を刻んであるものもある。

中国の思想の一つと目される庚申信仰が日本においてこのように村々に広まった背景には、これに似た信仰が庚申信仰伝来以前にわが国にあったことによると言われる。すなわち、日待・月待の信仰である。例えば、堀内

にも「十八夜」とか「二十六夜」と刻んだ碑があるが、これは月の十八日、あるいは二十六日の夜、主に女の人々が宿に集まり、一夜を明かし、明方に東の山の端から出る月を拝んだものである。後者は「お六夜様」といわれ、とくに女の人の健康を守り、幸運をもたらすといわれた。

古峯講は舟形本町にも、長沢・長者原にもあるが、長者原の古峯講の概略は次のようである。長者原には上組・下組の二組の古峯講がある。ともに二〇戸位の講中である。

毎月十三日の夕食後、講中の人々は宿に集まって古峯神社の掛軸をかけ、御神社や御馳走を供えてお参りする。宿は廻り宿であるが、門口に「古峯神社講中安全」と書いた幟をたてる。

宿では講中に御馳走する精神料理を用意し、このお膳の一つを古峯様にも供える。この他、神酒ともつきり茶碗に水を入れてこれをお供える。以前は講員はお日待袴に羽織姿で宿に集まり、講を開く前に口をすすぎ、手を洗って参拝するのが習わしであったが、今は省略されている。講中が集まると、一同揃って古峯様を参拝し、御馳走をたべ、お神酒をのみ合った後帰宅する。

それぞれの講中では毎年四人ずつの人を定め本社に代参することになっている。代参は三月中に行くのが普通であるが、本社に至って持参した代参帳に記帳して貰う。また本社から神札をうけ申してきて講中に配布する。このお札は火除けのお札とされている。代参の人を決めるのは、例年その前の年の正月十三日の古峯講のときで、くじ引きで決める。前の年に決めるのは参詣の費用を調達するためである。代参の費用は講中の月々の掛金で賄う。お札



長者原・古峰講



湯殿山 秋葉山碑（長者原）



古峯神社碑（長尾）

の代金もここから支出する。但し、自分の衣類などは個人もちである。

舟形本町の古峯講は八人ほどの講中であるが、五月十三日にはにぎやかな祭りが行われ、津田さん宅の境内で

は子どもの相撲が行われた。以前、古峯参りといって四〇〇人も揃って行ったこともあるという。なお、荒神様も火の神様である。

秋葉山や古峯山は火伏せの神、盗難除けの神である。前者は静岡県周智郡秋葉山に祀られている迦具突智大神が本社である。昔、三尺坊という山伏がこの山を開き、頭に火の神である威徳明王をいただき、仏の衣を着て、真言秘密の行を修し、ついに天狗になったという。古峯山は栃木県鹿沼市の西部古峰原に祀られている古峯神社が本社で、やはり農業・火防の神として信仰されている。舟形町では特にこの信仰が盛んで、現在でも地区毎に古峯講を結び、縁日の五月十三日には盛大な祭りを行い、毎年代参をたてている。

湯殿山は出羽三山の奥の院といわれ、平安の昔、弘法大師が開いた大山として広く信仰されている。御神体は巨岩から湧き出る霊湯そのものであるが、五穀の豊穰をもたらす神とされ、三山のうちでも特別に信仰が深く、以前は男子一五歳になれば誰でもが登拝するものとされていた。最上地方から三山に登拝

するには舟で最上川を下り、清川で陸に上り狩川を通って羽黒山麓の宿坊桜林坊に至り、羽黒・月山・湯殿山をかけるのが普通であった。舟形から烏川に出て肘折を経て、直接月山に登る道もあった。福寿野には三山に登拝する行者を導く追分け石がある。

お山参りに行く人は七日も前から村の行屋に籠り、水ごりをとって心身を浄め、先達に導かれて登拝した。十二月七日の湯殿山のお年越の晩、村人は行屋に集まってサンゲサンゲ行事を修めることは前に述べた。

これらは一種の山岳信仰であるが、三吉神社信仰も同じ性格をもっている。三吉神社は秋田市北郊の修験の山、太平山に祀られている神である。この神はものすごく手足が大きく、力持ちの神と言われ、ここにお参りすれば健康に恵まれ、力持ちとなり、幸運が訪れるという。最上地方では里近い姿の美しい山が太平山と呼ばれ、大てい頂上に三吉神社が祀られている。長沢にも、長者原にも、紫山にも太平山がある。三吉様は荒々しい御姿の武の神であるともいう。旧五月十七日の「高い山」(「運びらき」ともいう)の日は、村人がこぞってこの山に登り、飲食する風習があったが、この信仰の基底には日本人の固有の靈魂観が存するように思われる。即ち、人間の死後の魂は村近い山に還り、この上から子孫の生業と繁栄を見守る。子孫は先祖の霊を弔うためにこの山に登拝し、先祖とともに飲食をする。こうした供養によって人々の魂は浄化され、次第に高い山、例えばこの地方では月山・鳥海山などの高峰に集まり、ついには昇天する。人々がお山参りに行くのは正に先祖供養のためであるという信仰である。

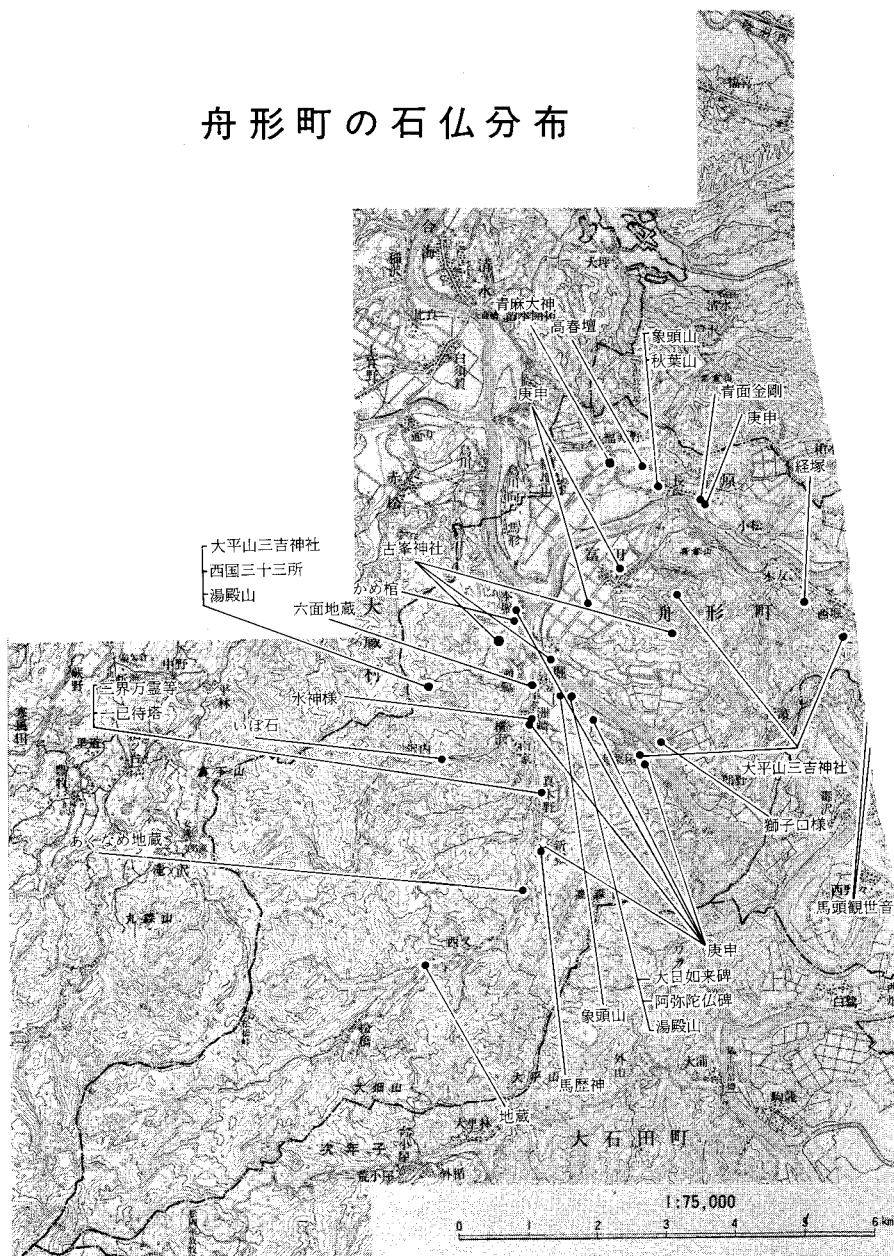
熊野山・愛宕山信仰なども山岳信仰の一つである。象頭山は四国讃岐の金毘羅宮が鎮座する山であるが、江戸



伊豆神社境内の象頭山碑



舟形町の石仏分布





しし口様（実栗屋）

時代にはとくに開運の神として広く信仰され、伊勢参りとともに、一生に一度は必ず参詣するものとされていた。金毘羅宮・象頭山は、また舟人の神ともされている。最上川の畔、堀内伊豆神社境内に象頭山の巨碑が鎮座するのはこの反映である。同じく、太郎野地区の最上川べりにある獅子口様は天然の巨岩であるが、最上川を上下する川舟の守護神であった。

前にみたように、馬頭観音は馬産の神とされているが、元来は天馬の如く速く駆けて仏教を広める仏である。これが馬の神として信仰されるのは頭に馬をいただいているためであろう。

山の神や水神様の有難いことはいまでもない。山の神は春早く里に下りてきて田の神となり、秋には山に帰って山の神となる。農家や山稼ぎの家では春秋餅をついて山の神を送迎する。春に「山の神の勧進」を行うところもある。その他にも、道端や峠の頂に立って、村人を加護してくれる神様は数多い。庶民にとっては、これらの神々こそほんとうに有難い神様である。

第十二節 福寿野の若衆契約・病送り

(1) 若衆契約とおあい餅

近年まで、旧暦十二月二十五日、福寿野では若衆契約講が行われた。若衆契約は村の若者達の契約講であるが、一五歳になった若者や他所から婿に来たものが酒一升を持参して若衆契約講への加入を願い出て講員になる。その家の父親が亡くなつて家督を継ぐと、村契約に入るが、その後も若衆契約につづけて入っていた。こうして若衆契約に加入を認められたものは、以後村人夫に出ても一人前として扱われた。

若衆契約講は若者達が宿に集まり、酒を飲み合い、餅振舞を行う行事である。宿は以前は若衆のいる家々で協議して決めたが、昭和六、七年頃からは二戸を一組として廻り宿とした。宿に当たった家では振舞の準備をすべて行わなければならない。契約講の日、宿では早朝からこの準備にとりかかる。村の娘達も集まって懸命に手伝う。午前一〇時頃、若衆達は宿に集まる。餅つきの支度ができるまで、一同は簡単な料理で酒飲みをする。拍子木大根の味噌汁・きんぴら牛房・ひたし豆がほぼ定った料理である。

やがて餅つきが始まる。この餅の搗き方は臼二組を用意し、一つの臼を四人で搗く特別なものである。糯米は予め若衆達が一人一升ずつ持ち寄ったものである。餅はあんこ餅・納豆餅・雑煮餅がつくられる。納豆餅のた

れは独特のもので、鯉節を入れた味噌汁をすまして別の器に移し、葱と納豆を入れたものである。納豆餅は小さく千切った餅を大きい納豆餅皿に一〇個位入れる。

餅はあんこ餅から食べる。「提灯持ちとあんこ餅は先に立つ。」というたとえがある。頃合いをみて、誰かが「おいしい餅にすんべ。」と声をかけると、男衆も女衆も一度に「わっ」という喚声をあげる。同時に手伝いの女衆は納豆餅の入った大皿を持って男衆の所にかけより、その前に坐つて、「おあい餅」を始める。「おあい餅」というのは、まず皿の餅を相手の男に食べさせ、次に自分が食べるという具合に交互に繰り返し、相手が降参するまで食べさせる餅のことである。餅の好きな人は、これに備えて前日から飯を控え目にする。納豆餅を一二・三杯も平げるのも珍しくなく、一人平均一升は食べたものであるという。

この行事は戦時中に一時中断したが、戦後再び復活し、五・六年つづけられた。

(2) 八日念仏と病送り

旧二月八日、八日念仏と病送りやんまいが行われる。八日念仏は村中の主婦が集まり、村の各家を訪れ念仏を唱える行事である。まず一同が座敷に円く座り、真ん中に机をおき灯明をとす。この前に先達が座り、鉦を叩きながら「南無阿弥陀仏」を唱える。一同はこれに和して「南無阿弥陀仏」と唱えながら大きな数珠をたぐり廻す。数珠のところどころに大きな珠や小さい仏像が付けられている。自分のところにこれが廻つてくると、これをおしいだいて次に送る。

一軒の家で五〇回唱えるのであるが、回数の数え方は畳の上に五〇枚の小さい木札を用意しておき、数珠廻



もんだら

組であつたが、その後戸数の増加などもあり二組に分かれて行われるようになった。現在はこれも簡略化されて公民館で行われている。

病送り。^{やんまいおく}八日の夕方、村の若衆達は村外れに集まって、家々から持ち寄った藁で、男女二体の大きな人形をつくる。次に二体を抱き合わせて縄でしばりつけ、これに太縄を五、六本結びつける。各家では、「もんだら」(鍋洗い用に藁でつくったタワシ)を木にさし、「もんだら」の上に赤飯をのせたりして門口に立てておく。準備が整うと村中の子ども達が集まり、太鼓を叩き「オクッター、オクッター。」と叫びながら村の下手の方をめざし大人形をひきずひ廻しはじめる。このとき各家々では、家の中の部屋中を掃き清め、その箒を持って門口に立ち、^{やんまいおく}病送りの来るのを待つ。病送りの人達は、「もんだら」と赤飯を集めてまわり、最後に下手村外れの秋葉様のうらに大人形とともに捨てる。以上は福寿野における病送りのあらましであるが、長者原ではこのとき塩水を入れた茶碗と箒をもつ。人形を捨て終わると一同はそれぞれ帰宅し、気の合った仲間同志で集まって御祝儀をした。

福寿野ではこうした病送りを旧正月二十一日、二月八日、盆二十一日の三回行っていたが、現在は行っていない。

あとがき

長い年月をかけた舟形町史がようやく完成した。町史編集協力委員をはじめ、この事業のために御尽力下さった多くの方々に改めて深く感謝申し上げます。

舟形町合併二〇周年記念事業の一つとして町史の編纂が計画されたのは昭和四十五年の頃であった。四十七年、教育委員会のもとに町内各地域の有職等からなる町史編集委員会が組織され、以後精力的に史料調査や収集が行われた。この成果は一〇冊の資料集として発行された。これを発行年度に従って列記すると以下の如くである。

町史資料集

- | | | |
|-----|------------|-------------------------|
| 第一集 | 昭和四十八年三月発行 | 青年団関係・寺社縁起・亜炭関係資料・その他 |
| 第二集 | 同 四十九年三月 | 三光堰・寺社縁起・堀内村皇図地誌・小国家文書等 |
| 第三集 | 同 四十九年七月 | 最上郡町村古楨跡明細録・昭和二年堀内村勢要覧 |
| 第四集 | 同 年 | 松橋三蔵院文書・長沢伊藤家文書 |
| 第五集 | 同五十二年十二月 | 富田高橋家文書（元禄十六年地方帳） |
| 第六集 | 同五十一年三月 | 同家文書（正徳二年地方帳） |
| 第七集 | 同五十二年三月 | 堀内石井家（両徳院）文書 |
| 第八集 | 同 年 | 松井秀房筆収集文書「舟形・堀内之部」 |
| 第九集 | 同 年 | 長者原小国家文書（万留書等） |

第十集 同 年

同家文書（地方帳類）

また、資料集とは別に、町内の史跡・伝説等をまとめた『ふるさとの歴史散歩』が昭和五十三年に発行された。これは、昭和三十七年に出された『舟形町伝説集』に続くものとして、町民から好評をいただいた。

史料調達の進行に伴い、通史としての町史編集が論議されるようになった。昭和四十九年大友に町史の編集・執筆の依頼があったので、微力ながらお引受けすることとし、編集の趣旨、目次の大綱等の案をたて、関係者の審議を経て、編集・執筆の準備をすすめた。編集の趣旨としては、従来のいわゆる郷土史を超えた町史にしたい——舟形町の人々の歩み来た道程を史料の上で明らかにしたい。現在の学問的な水準をとり入れて郷土の歴史を綴ってみたいということであった。自然、過去の特定の偉人のことよりも普通の人々の生活の様に力点をおいたつもりである。江戸時代・明治以降の歴史や年中行事・契約講などの民俗にかなりの頁をさいたのもこの趣旨によるものである。「小国川の漁法」を詳しく記したのも同様の趣旨であるが、これには更にもう一つの理由がある。その一つは小国川が町内の各地域を東西に貫いて貫流していることである。長い歴史の中で、人々は日常この川とどのような関わりをもつて生きてきたのであろうか。これをとくに川魚をとるということに限つてなりとも明らかにしたかった。また、今日の如き激動の時代においては、ここに記したような漁法は遠からずして忘れ去られてしまうであろう。この記録は一日でも早く完成しておかねばならないということも理由の一つであった。さらに、このことの本町史の特色の一つにしたいというねらいもあった。

目次の大綱は一、舟形町の自然、二、舟形町の歴史（これを原始・古代・中世・近世・近現代に分ける）、三、民俗の三部から構成することとし、自然においては、舟形町の歴史が展開される場としての地形・地質・気候などを明らかにすることにつとめた。また、歴史においては高倉山の旧石器文化・大畑山や平林の縄文遺跡、紫山

の弥生遺跡等の解明、古代の水駅避翼、葉山信仰の姿、中世の猿羽根楯・長沢楯の遺構とこれ楯主層のもとですめられた村々の開発についてできるだけ解明しようとした。

近世については藩政のもとの人々の生活を御触書や旧庄屋に残る史料で明らかにしようとした。この時代の叙述については富田村旧庄屋高橋家・長者原村庄屋小国家をはじめ多くの方々から史料の提供を仰いだ。堀内兩徳院「万留帳」による「幕末・農民のくらし」等は本誌の特色の一つになるものであろう。福寿野開発の経緯も小国家文書によって初めて明らかにすることができた。

近代については、基本的資料を欠き叙述の困難を痛感させられたが、多くの古老からの聞きとりにより、明治初期の交通の発達、学校教育の発展、農業技術の進歩、三光堰を中心とする小国川流域の開発の足どりを明らかにすることができた。大場運治郎氏が遺した「征清日記」による明治中後期の郷土の様子なども興味深いものがある。日華事変から太平洋戦争、さらに戦後の激動期の亜炭山・実栗屋油田のこと等も是非後世に伝えたい歴史の一駒である。戦後の社会の変貌、農業構造の変化などは様々なグラフがこれを詳細に物語ってくれる。

民俗の分野については一般的な分類によらず舟形町の特色的な事項に限った。前記「小国川の漁法」・「長沢の紙漉き」・「サンゲサンゲ行事」・「契約講」・「病送り行事」などである。なお、屋根葺きに関する「葺師文書」を収録し得たのは誠に幸いであった。

執筆についてはその大半を大友が担ったが、他の部分を大滝十二郎・菅宏・伊藤和美の三氏に分担していただいた。分担は次の通りである。なお、大友が全体の補筆・編集・調整にあたった。

第一章 舟形町の自然 菅

第二章 石器時代の郷土 大友

第三章	古代の郷土	同 右
第四章	中世の郷土	同 右
第五章	近世の舟形	同 右
第六章	明治時代の舟形	大友・大滝・伊藤
第七章	大正から昭和へ	伊藤・大友
第八章	戦後の舟形	伊藤・大滝
第九章	民俗	大友

三氏はそれぞれ多忙な公務の中を寸暇をさいて史料調査・執筆をすすめて下さった。御努力に対し深甚な敬意を表したい。

第九章民俗のうち第二節小国川の淡水魚は菅先生が執筆したものである。また、第三節小国川・最上川の漁法は協力委員溝口仁氏が聞きとり調査されたものを大友が加筆編集したものである。溝口氏はこの他、「近代の交通」・「農業技術の進展」・「亜炭山のこと」・「契約講」のことなど詳細に調査され、その資料を町史編集のために提供された。氏の献身的な御尽力に対して心から深く感謝申し上げたい。なお、民俗の年中行事は加々美椿嶺先生が記録されたものを、また、「長沢の紙漉き」は大場直義氏が記録したものを、大友が加筆・編集したものである。町史編纂の事業は一〇年に近い歳月を閲した。この間に鬼籍に入られた方々も少なくない。初代委員長の大場茂義先生は昭和五十五年に、協力委員の主要メンバーであった伊藤肇さんは昭和五十一年に、この世をさられた。哀悼の意を表し、本書を霊前に捧げたい。

事務局を担当された教育委員会には、発足当時の教育長佐藤松五郎先生、つづいて富樫直先生・沢沼時夫教育

長をはじめ町史編集委員その他係職員の方々に多大の御骨折りをいただいた。御労苦に対し重ねて深く感謝申し上げます。その他、各地域の調査に当たっては、地域の古老をはじめ多くの方々の御協力をいただいた。文書所蔵の方々には長期の借覧を快く許していただいた。

舟形町史はこのような方々の御力によって成ったものである。本町史が舟形町の今後の発展のために、また、すべての町民の幸福のために聊かでも寄与するところがあれば、執筆の任に当たったものの望外の幸せである。

昭和五十七年一月三日

大友義助

舟形町史略年表

■引用文献

- ① 増訂最上郡史
- ② 堀内某書留（舟形町史資料集第八集）
- ③ 日本年代記（富田義高家文書）
- ④ 最上郡年代記
- ⑤ 戸沢家年譜
- ⑥ かつろく風土記
- ⑦ 広報ふながた
- ⑧ 山形県年鑑
- ⑨ 舟形町学校沿革誌
- ⑩ 堀内村勢要覧
- ⑪ 真室川町史

西 暦	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
BC 一〇〇〇	旧石器時代	高倉山、南野（新庄市）	メソポタミア、エジプト、中国、
BC 八〇〇〇頃	縄文時代	富田、大畑山	インドに文明が生まれた
BC 三〇〇頃	弥生時代	平林（内山）、経壇原、ホーデン林（長尾）、馬形（堀内） 荷渡（堀内）、洲崎（堀内） 紫山遺跡（石鉄出土） 上竹野（大蔵村）	農耕文化始まる
六四五 七〇八 七一二	古墳時代 大化 和銅 元	田川・出羽郡を併せて出羽国とし陸奥国、最上、置賜の 二郡をこれに編入する 藤原宇合、大野東人、蝦夷をうち、多賀城を築く	大和朝廷日本を統一 大化改新（蘇我氏ほろぶ） 越国に出羽国をたつ （七一〇） 平城京に遷都 （七二三） 三世一身法を定む （七四三）
七二四 七三三 七三七	神亀 元 天平 九	出羽柵を秋田高清水へ移す 出羽国に国分寺をおく 大野東人、多賀城と出羽柵の連絡をはかり、玉野新道を 開き、北進して比羅保許山に陳す 雄勝城完成	壱田の永世私有許可 （七九四） 平安遷都 （八〇一） 坂上田村麻呂蝦夷平定
七五九	天平宝字三	雄勝、平鹿二郡をたて、玉野、避翼、平才、横河、助河 などに駅家を置く 堀内、松橋に薬師如来がまつられたという	
八〇七	大同二	小野宗成、出羽最上郡に済苦院を建つ 出羽国矢向神社に従五位下を授く 出羽国最上郡を分けて村山、最上の二郡とする	
八三七 八七四 八八六	承和 貞観 十六 仁和 二		

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
九二七	延長 五	出羽守坂上茂樹、国府を最上郡大山郷宝土野に移さんと して申請するが許されず 富田に荷渡権現たつという 延喜式完成。「諸国伝馬」の項によれば、避翼に、駄馬一 二匹、伝馬一匹、船六隻が置かれた	(八八七) 藤原基経関白となる (九〇一) 菅原道真大宰府へ流される (九〇二) 初めて荘園整理の令を下す (九三九) 平将門、藤原純友反乱す (一〇五一) 前九年の役 (一〇八〇) 源頼朝挙兵 (一〇八六) 白河上皇院政を始む (一一五九) 平治の乱 (一一九二) 源頼朝、鎌倉に幕府を開く (一二〇六) 蒙古チンギス汗即位 (一二七二) マルコポーロ東方見聞録 (一二三四) 建武の中興
一〇五一	永承 六	陸奥俘囚長安倍頼時反乱す、源頼義これを追討	
一〇九一	寛治 五	藤原清衡陸奥出羽押領使となる	
一一四四	天養 元	立石寺如法経所碑立つ	
一一八四	元暦 元	戸沢衡盛、岩手郡戸沢へ下るといふ	
一一八七	文治 三	源義経、奥羽平泉へ。庄内より舟で最上川をさかのぼり 逃れる(義経伝説が折渡、実栗屋、大平に残る) 西行法師、陸奥より滝山の山寺に巡錫	
一一八九	五	源頼朝奥羽平定、義経、衣川にて殺さる	
一二一八	建保 六	戸沢兼盛、岩手郡戸沢郷滴石より出羽国山本郡に移る	
一三三八 一三三五	嘉暦 三 建武 二	最上町月楯大壇板碑 鎮守府將軍、陸奥守北畠顯家、足利尊氏と戦う (この頃、北畠顯家の二男、北畠中将教忠、長者原に館	

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一三四八	貞和 四	をかまえ、居住するという。教忠より教行まで五代北畠の長者という「羽陽仙北伝記」	(一三三八) 足利尊氏征夷大將軍となる
一三五六	延文 五	北畠顯信、立谷沢城にこもる	北畠顯家戦死
一三六〇		源義家九代の孫、義之の二男、源次郎義高奥州より来たり、猿羽根、轟の地に楯を築く	
一三六二	貞治 元	清水・大石田・船町川岸の成立	(一三九二) 南北朝の合一
一三七六	永和 二	源次郎義高、楯を轟より猿羽根、沢口山に移す	(一三九九) 応永の乱
一四二四	応永三十一	氏神正八幡建立、願主は源次郎義高	
一四三〇	永享 二	正月十一日、猿羽根殿二代義満堀内手倉森へ隠居する	
一四三七		戸沢氏盛門屋城より月館城へ移る	
		八月二十五日、ほうき星出づ③	
		長者原北畠教行の屋敷、最上義定の升形盛光攻めの戦いの時に焼きはらわれるという	
		「羽陽仙北伝記」	
		沼沢楯主沼沢主税、長沢楯主長沢仁兵衛、猿羽根山にて最上義定の兵と戦う	
		「羽陽仙北伝記」	
一四五六	康正 二	十一月二十三日、大地震人多く死す③	
一四六三	寛正 四	正月二日、日二つ出る。六日に三つ出る。三日暗になりて物見えず。人多く死す③	
一四六九	応仁 三 (文明 三)	舟形町長沢新山神社饗口	(一四六七) 応仁の乱
一四七六		最上家二代直家六男兼義の子満久、清水に入部	
一四七七	八	七月、小国に紅の雪降る、一尺程③	
一四八七	長享 九	舟形町長沢、長沢山福昌寺開山という	
一五〇五	永正 二	八月二十三日、雪降り、大飢饉の年なり③	
一五一四	十一	猿羽根三上太夫、謀叛にて皆退転③	

西 暦	年 号	舟 形 町 に 関 す る 事 項	世界・日本全国に関する事項
一五四〇 一五四四	天文 九 十三	春、夏、疫癘にて人多く死す③ 六月、舟形町富田、龍沢山林昌院、猿羽根殿、六代高雲齊の奥方が、清水、会林寺より二世満室珠顔和尚をまねいて開山 正月八日、晩の月翌日までのこる③ 最上義光山形に生まる 八月二十三日、酉の時黄雲西に出、山家草木、金色に見ゆ、四月十七日、二十三日ノ月、五色なり③ 庄内武藤氏、真室城を攻撃、最上地方に進出 庄内武藤氏、清水城を攻撃、清水五代義高鳥打場で戦死 大飢饉人多く死す。壬八月、米一升八〇文③ 四月二十日、苗の上に雪降る、四・五寸なり。五月、九月氷降る③ 最上義光家督をつぐ 疱瘡にて子供多く死す③ 舟形町堀内松橋三蔵院の木鉢銘 五月二十三日、大地震 八月洪水③ 最上義光、父義守、弟義時と対立。庄内武藤義氏、新庄城主日野左京亮に書をもつて義光への対抗を求む 舟形町堀内、八森山東光寺開山という 最上義光、天童、東根、楯岡の諸城を攻略 最上義光小国城攻略、蔵増日向守小国城主となる。 最上義光、真室城を攻撃(最上地方を平定) 庄内武藤義氏最上地方へ進攻 猿羽根幡摩守光義死す。七月十四日一九歳にて戸沢政盛(新庄藩祖)角館に生まる	(一五四〇) 諸国疫病流行、天皇宸筆心経を諸国一宮に奉納 (一五四三) ポルトガル船、種子島に漂着して鉄砲を伝える (一五四九) ヤソ会宣教師ザビエル、鹿児島に来て、キリスト教を伝える
一五六三 一五六五 一五六六 一五六九 一五七〇 一五七一 一五七二	永禄 六 八 九 十二 元 元亀 二 三		(一五七三) 足利幕府ほろぶ (一五七六) 織田信長安土城築城
一五七四 一五七六 一五七七 一五八〇 一五八一	天正 二 四 五 八 九		(一五八二) 九州の少年使節渡欧 本能寺の変 (一五八五) 豊臣秀吉関白となる
一五八五	十三		

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一五八七 一五八八 一五九〇	最上義光、庄内を攻撃 猿羽根義舜山形の最上義光に従わず六月十七日、長瀬において切腹、猿羽根家断絶す 豊臣秀吉、出羽国の検地を行う（太閤検地） 最上義光、出羽検地の先達となり仙北へ進入 戸沢光盛、豊臣秀吉より北浦郡検地目録を賜わる 舟形町大平、伊藤家文書「馬の医術書」 舟形町舟形平沢山定泉寺開山という 秀忠公征夷大將軍に任ず③ 大水たびたび有り③ 日照なり③ 鮭多く有る年なり③ 九月四日、不動院敬光誕生③ 野の板碑（？）（矢野五郎左エ門の名がある） 萬作よし③ 最上義光、清水氏領内、小国氏領内、庄内三郡などで検地を行う たびたび大風吹いて、田に虫多くつく年なり 舟形町大平、伊藤家文書（最上義康の押印あり） 最上義光病死 清水氏七代大内蔵大輔義親、最上氏より滅される 昔、清水大内蔵大輔没落の節、小国日向、瀬見村の上、成合固めに出候に、日向申され候は、只今時分清水殿御生害にでもこれ有べきや、後をふり返り／＼見られ候に、誰も御返答申者なきところに、歩行侍に石川作	（二五八七） キリスト教禁止 （二五八八） 刀狩り令 （二五九二） 文祿の役、秀吉朝鮮出兵 （二五九五） 豊臣秀次の聚楽第事件 最上義光の娘駒姫も刑死 （二六〇〇） 関ヶ原の戦い （二六〇三） 徳川家康、征夷大將軍となり江戸に幕府を開く
一五九五 一五九七 一六〇五 一六〇六 一六〇七 一六〇八 一六〇九 一六一〇 一六一一	文祿 慶長 四 二 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六	
一六一二 一六一四	十七 十九	（二六一九） 大坂夏の陣

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一六一五	元和 元	正月十八日、山形城主義光死③ 十月十三日、出羽清水ノ大蔵大夫切腹③、 五月七日、大坂城落城 壬六月十五日、英慶法印死去③(富田、猿羽根八幡住職) 戸沢政盛江戸城勤衛 舟形村大火	大坂冬の陣 (一六一五) 一國一城の制 (一六一六) 欧船の来航を平戸、長崎に制限す (一六一八)
一六一六	二	六月湯殿権現世上を廻わり鬼神どもを退滅したもう③ 十月ほうき星出る	
一六一七	三	出雲の国の神あそび、そうじの為のほうき星	
一六一八	四	日野将監、この頃検地を行うか、「清水田帳」あり	
一六一九	五	八月十日、大風家破る③	
一六二〇	六	猿羽根真言宗西光寺焼ける③ 疱そうにて童子多く死ぬ③ 五月大水にて人多く死ぬ③	
一六二三	八	最上氏改易、新庄に戸沢政盛入部 猿羽根・長沢・堀内・舟形の各村々は戸沢氏の領地となる 八月、真室・小国両城破却①	
一六二三	九	戸沢政盛真室城に入る 奥羽蔵王山焼ける、二月中③	(一六二三) 江戸でキリシタン五〇人を火刑

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一六二三	寛永	切支丹共を江戸にて退治するなり③	
一六二五	元	政盛、新庄に城普請を始める	
一六二三	二	六月、院内銀山にてキリシタン三人火刑 宣教師ディエゴ・デ・サンフランシスコ、最上川をのぼり、清水、舟形を通り山形へ至る	(二六二五) 関所、駅伝の制を定める
一六三三	十	白岩一揆(寒河江白岩郷の百姓一揆)	
一六三四	十一	舟形村代官、戸沢九郎右衛門の一子彦九郎一九歳、番所破りの仙北浪人を追いかけ、猿羽根峠で打ち果たす④	
一六三六	十三	十一月、唐人来る③	
一六三七	十四	戸沢政盛、朝鮮使節饗応役をつとむ⑤	(二六三七) 島原の乱
一六四〇	十七	八月、最上川洪水、川通家共流、但、作物は吉② 五月四日、未の刻、螺大の霰降り翌日までとけず、小鳥打ち殺す④	(二六三九) 鎖国を断行し、宗門改めを行う
一六四一	十八	五月四日、未時氷降る、地にたまること雪のごとし③ 十八年巳、同十九年午兩年大飢饉④	(二六四二) 前年からの凶作により百姓に米の常食を禁じる
一六四二	十九	戸沢定盛卒 大飢饉、人多く死③	(二六四四) 諸大名に国絵図作成を命ず
一六四五	正保 二	領内の絵図を作成し、幕府に納む② 七月二十七日、大風、家をふきつぶす③ この頃、万場町(昔は長町)の町屋へ切支丹の者来て、様々の稀有なる事をして見せる。戸沢政盛公これを聞き、綱木左源太をつかわす。右切支丹の者、様々奇絶不思議面白き事をして見せる、左源太入信して、その後江戸において召取られ、明暦三年放免帰	

西 曆	年	号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一六四七 一六四八	慶安	四元	領内郷村帳作成 正月二十二日、戸沢政盛、江戸桜田屋敷にて死亡、六四歳 正月二十九日、政盛遺骨新庄へ送る。二十九日瑞雲院にて葬儀 戸沢正誠家督を相続す	(二六五一) 徳川家光死す 慶安の変(由紀正雪の乱)
一六五〇 一六五一 一六五三	承応	三 四 二	四月二十六日、真室川正源寺、野火のため類焼す④ 六月二十日、内裏震動、同月京町にて二・三の童子火 付多く廻る③ 九月唐人来る③	
一六五五	明暦	元	七月、駿州江尻にて、戸沢正誠(二代)朝鮮人使節接待 役を命じられる① 八月四日、元性永慶生る、不動院住職なり③ この年より翌年にかけて、新庄家中屋敷、松本村山口より 移る 七月三日、大水、長沢村にて一四人死す。堀内家二、三 〇余り流さる③	(二六五七) 一月江戸大火(明暦の大火)江 戸城本丸も焼く 徳川光国「大日本史」編集に着 手 (二六五八) 江戸大火 定火消役を設置
一六五九	万治	二	七月三日、大水、川通り家流失、長沢にて一〇人流死④ この頃より寛文検地始まる	
一六六二	寛文	二	三月四日、新庄昼火事、大手以北家中残らず焼失す 十一月、辰巳の方にほうき星出る	
一六六四 一六六六		四 六	林星院六世、本積代寺建立、曾根田与左エ門建てる大工 なり③ 葉山社殿焼失、藩主正誠これを修造 五月二十日、まきの新田、御書付山名甚五右エ門、殿よ り四五右衛門へ渡る②	

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一六六八	八	大日照り八〇余日、最上川雨ごいするなり③ 四月二十一日より五月まで、有屋村明神岳に龍馬現わる、前後五回、此年大旱④	
一六六九	九	七月六日、大坂御番につき、此日藩主以下本合海より舟にて清川まで最上川を下る④	
一六七〇	十	七月十七日、霞かかる、秋のきりのごとし③	(一六七〇) 東海道、関東洪水
一六七一	十一	七月二十三日、洪水④	(一六七一) 河村瑞軒東廻り航路を始める
一六七三	元	雪少しも降らず、子年作吉③ 川村瑞軒の廻米船、三三七艘、最上川を下る 二月十二日より四月十六日まで、堀内通過②	(一六七四) 諸国飢饉
一六七五	三	タカ多く来る、大小田に七、八〇ほど、作物半吉③ 大飢饉、金一分に米一斗九升ほどに売るなり③	
一六七七	五	大飢饉、七月中金老歩に米老八升。餓え候ものへ扶持米下され、菅人も当領にては死人なし 五月金山に龍馬出る③ 四・五・六月の間、妙尋ヶ岳に龍馬出づ、同八月杉沢角之倉に三頭あらわれる④ 堀内村伊豆神社再建する、庄屋加藤佐治兵衛、大工猿羽根村惣十郎 轟大明神三月二十日立つ、大工清右エ門③ 「検地被仰付候御条目次第」布達① 二月、金山村ミやうじと申所へ、龍馬式足づつ出候由、新庄、御侍衆御こし御覧④ 新庄殿様大坂御加番① 四月三日、大水、川通りの家多く流れる、羽場の下へ船	(一六七八) 江戸大地震 キリスト教厳禁の令
一六八一	元	天和	

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一六八二	二月より七月まで飢饉につき、領内惣百姓に扶持米を給す④ 五月二十一日、奥羽巡見使三名来着、舟形へ泊る④ 七・八月の頃、たびたび大風にて倒壊家屋一五戸④ 下野の日光山大地震にてくずれ、新庄の殿様御普請にて六月御登りなり③ 四月三日、新庄大雨洪水、流れた家四四軒④ 日光山大地震にて御宮廻り破損につき、御普請御手伝仰付られ、八月朔より普請始候につき、見分のため、九月十三日、日光へ登り、霜月までに成就⑤ こよみ御改③	(一六八二) 江戸大火(やおやお七火事)
一六八三	堀内村松橋三蔵院土書(天和四年の年号) 幕府宣明暦を大統暦にかえる 長沢、野伊藤家文書(白岩状写) 二・三月より雨風吹く。稲虫にて大飢饉③ 不作、卯・辰兩年飢饉、大豆さえもとれず③ 作物大かた、大豆吉、下総守入国③ 五月十五日、政庸在所への御暇仰出されし時、服五、御羽織下置かれ、六月三日江戸を駕ごにて出発し、同十二日新庄へ着き、二の丸へ移る⑤ 松尾芭蕉舟形を通る 一〇月十七日、烏川大築禁止 小国家文書(芦沢村新田之御検地帳)	(一六八三) 生類憐みの令発布 (一六八四) 松尾芭蕉「奥の細道」の旅に出る
一六八四	貞享元	
一六八五	二	
一六八六	三	
一六八八	元	
一六八九	二	

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一六九〇	新庄城の御堀御普請あり②	
一六九一	上作、猿羽根におどり始まるなり、はしかはやる③	
一六九三	新庄鳥越八幡宮拝殿造営① 舟形町の駄賃定め② 舟形より長沢まで、沓里二丁、沓駄三拾式文、荷物 なければ式拾壹文、重量は、沓駄について四拾貫文、 乗掛けは拾八貫目に限るべし 作半吉、当年よりおどりやむなり③	
一六九四	五月、新庄城堀のゴミ上げあり③ 五月二十一日、番頭、好間七郎右エ門酒によい、南御門の 足輕番人を斬り、改易のうえ追放、猿羽根村に浪居する が、その後六十六部に出て行え知れず④ 五月二十八日、朝五つ大地震④ 堀内村、松橋三藏院へ葉山よりの院号補任状あり 赤子養育令を出す 不作大飢饉、元禄金銀吹きかえ 作半吉、大雪なり、新庄殿様に御能あり、百姓までも拝 見③	(一六九四) 柳沢吉保老中になる 江戸に十組問屋
一六九五	新庄亀屋ろん女、十六羅漢像瑞雲院へ奉納する 現石四つの制を設く	(一六九五) 幕府金貨改鑄の命 奥羽、北陸地方大凶作
一六九六	二月十八日、堀内村界絵図作成②	
一六九七	八月七日、堀内村道のり書上②	
一六九八	猿羽根八幡の開帳あり② 氏神八幡宮再興、永慶代、ただし長慶とあるはあやまり 沢口、南沢土なでつく、横三〇間、長さ四〇間	(一六九八) 江戸大地震

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一六九九 一七〇〇	十二 十三	八月十五日、大風 新庄藩主日光上野御公役御勤あそばされ候につき、夫銀御伝馬銀金九両貳分余村より。但、高一〇〇石に付三分かり、庄屋役人次年子入作共出す② 日光山御法事に付、上総介様日光御下り、金子三千両余御入候③ 此年、米納一三万俵あまり、古来、最高の物成なり 三月十七日、浅野内匠屋敷御預、同二十五日酒井靱負佐へ引渡す⑤ 七月七日、降雪、此冬ほとんど雪なし③ 新庄一切経奉加金壹両惣石高へ割付② 六月十五日、御領内庄屋問屋とも名主を名乗候よう仰出候事	(一七〇一) 浅野長矩、江戸城殿中に吉良義央を傷つく
一七〇一	十四	殿様へ村々庄屋、問屋正月九日に初御目見仰出られ候② 富田、高橋家文書「土書帳」 長者原村、猿羽根村枝郷より別郷になる。八月三日、猿羽根沢村小国与兵衛弟久右エ門、庄屋になる① 米一升に付六〇文つづに売り買いする。ことのほか高値③ 旱魃、山形所々にて付火等ありて大騒動の事 去年、大地震に付、江戸御城石垣御普請御手伝料金二六両壹匁貳分五厘上納、本田、新田高千三百四拾壹石六斗三升八合、末年指出高にて、庄屋、役人次年子入作共に、但、川成並びに新畑は引残りて、その他差引なし、右御普請、殿様御勤あそばされ候につき、御祈禱御日待仕御札御代官へ納②	(一七〇二) 赤穂浪士の仇討 (一七〇三) 関東大地震、江戸大火
一七〇二	十五		
一七〇三	十六		
一七〇四	元		

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七〇五 一七〇七	二 四 六月二十六日、御借上金二〇両に彦歩利加へ御返し、外に御褒美のため、米金下され候、但、十六末年御借上金六拾三両之分② 二月大洪水、侍屋敷三軒流失、舟形往還三日とだえる④ 十一月二十二日、江戸大地震、御城石垣崩、大名衆御普請仰付られ、殿様にても遊ばされ候 伊勢参宮流行 二月十七日、赤めのゴミのような雪降り、日中でもヤミのようになり、行燈を用いる④ 春より松橋御山番御足軽四人仰付られ候、但し、子の春より三人、他小番前沓人、ノ四人、御賄みそとも下され候事② 富士山焼る、関東新庄辺まで砂ふる③ 堀内村絵図 藩地方役人の申し付により、村絵図を作成、庄屋・加藤佐治兵衛、筆者は長沢村安部十右エ門 長者原、小国家文書「亥之開発田新田川成帳」 三月、下野守正庸（新庄藩主）龍馬山に参詣、龍馬を見る④ 六月三日、四日、神立雨降、雷鳴、白き毛二寸三寸一尺までもふり申し候、定めて、龍の毛となえ申し候② 新庄城土居堀普請④ この年大雪、十一月十六日より最上川結氷、翌年一月十七日朝に至りて解氷、渡川できる④ 江戸入口入口に地藏立つ③	（一七〇五） お蔭参り大流行、諸国の民、伊勢神宮に郡参
一七〇八	五	

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七〇九	正月二十日、肘折焼ける② 炎天続き、七月十四日、金山村春木山より自然発火、杉檜等、多数焼く、この年五〇年来の旱魃、ただし、三〇年来の豊作④ 御回国衆様（諸国巡見使）四月二日、江戸発足、五月十六日舟形御昼休 御宿、大沢与次右衛門 御案内、小国久右衛門、八畝三郎兵衛 春、弘法大師、各所を巡錫して、摺鉢、臼等に銘をきぎむの噂もつばらなり 六月十八日、新庄の殿様、家督につき、庄屋・問屋・御目見えに仰せつけられる② 十一月九日、殿様御家督の御祝儀、御料理御役所にて下され候。ただし御扶持頂戴の者は残らず口留まで、御台所にて御酒下される② 二月、殿様、御艱難につき、御家中知行之分、在々扶持人まで、庄屋、扶持人まで減少② 七月二十六日、猿羽根川大水、川通田畑大分損申候、先年亥年より五十三年にあたる。瀬見にて家三軒、湯小屋、橋流れ、舟形にて三人死ぬ。最上川も多く水まし、にう川東斗水出候② 正徳地方帳、正徳始末帳なる① 領内郷村帳作成 富田高橋家文書「正徳二年、本田、新田帳」 この頃猿羽根村庄屋、長沼藤右エ門、八畝新兵衛	（一七〇九） 生類憐みの令廃止 間部詮房、新井白石を登用
一七一一	正徳元	新井白石、朝鮮使節の待遇を改める
一七一二	二	（一七一二） 徳川家宣死す

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七二三	三	杉の植立の奨励 杉、田畑障りがない所、または百姓屋敷内に植えるよう。 何本植えようとも、半分は植えた者に下されるとの定、 九月十日に折下一二左衛門殿より御廻状② 川方御条目、大石田、並びに堀内、酒田右三ヶ所へ御公 儀様より下しおかれ候② 十月十四日、天下様他界、文照院殿と号す③ 二月十八日、舟形御代官役屋焼失、昼九つ時、代官荒川 石左衛門殿② 七月十一日、幕領巡見使大石田より清川まで下り、同十 九日上り清水一泊① 「条々」・「覚」の農民法令を新庄領内の郷村へ布達 大錢五月通用③ 十一月十六日、十二月二十五日、殿様御山狩、先には何も とれ申さず、十二月には、狼二疋、兎四つ、狸二つ取れ 申し候② 紀州中納言より御当家相統③ 正月、店商売致候村は町と唱候よう仰付られ事② 舟形村より舟形町と称する① 四月十九日、幕領巡見使最上川を下り、清水一泊④ 五月一日、戸沢家御預けの毛利飛弾様新庄へ御着②御知 行五万石、御居城周防徳山、御壱人にて御付添なし、享 保四亥五月二十六日御帰参 堀内、松橋三藏院僧祇事、補任状葉山大円院よりうく 領内に高役金、御用金を課す	(二七二四) 五月、正徳金銀発行、金銀を改 鑄し慶長の制に戻す (二七二六) 吉宗將軍職へつく
一七二四	四		
一七二五 一七二六	五	享保 元	
一七一七	二		

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七八	三 深川地蔵はやる③ 赤子養育令出される① 不作なり、新金替る、一貫二〇〇文、朝鮮人来る③ 儉約令布達①	(一七八) 新金銀通用の制 お蔭参り流行
一七一九	四 新庄長柄町之分町家に仰付られ候、新郷長柄町馬喰町裏へ出候②	(一七一九) 江戸町火消いろは四五組の創設
一七二〇	五 諸国飢饉③ 五月十九日、古口町出火、家数九六軒焼失② 六月十八日、金沢町家数三六軒焼失② 肝折村全村焼失、跡先家二軒残る 七月御用捨之事②(資料集No1②も掲載)	(一七二〇) 幕付目安箱を設置 (一七二二) 儉約令発布
一七二一	六 一、享保三年以前の御種借夫食すべての御借米残らず成下され候事 一、同亥子兩年不納の種借夫食すべての御借米高の内三分の一成下され候事、但残米の分三年賦に上納仰付され候事 一、只今までの御借し金、すべて利無し 一、外物借しつけ米、只今まで無利の分御用捨、只今まで利付外物、向後利無き外物金残ず御用捨之事 閏七月、里漆植立願(漆木保護の条目を発す)	(一七二二) 幕府上げ米の制を定め代償として参勤交代制を緩和
一七二三	七 八月、神田橋御門御普請御手当高一〇〇石に付、本田、新田共金三両掛り、高一三二石二斗二合、この金三九両一歩六匁六歩四厘、ただし、庄屋、役人等次年子人作共に残らず②同断に付、御借上金四六両差上申し候 深川地蔵はやる③	(一七二七) 江戸大火 大岡忠相、江戸町奉行に登用 大名火消創設

西 曆 年 号	
舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
西 曆 一七二三 八 正月より四月まで一日も雨降らず③ 天下様より長瀬へ討手二〇〇人余り下る也、新庄よりも 二〇〇人ばかり御加勢あり③ 長瀬、騒動のため谷地郷へ新庄藩より出兵④ 五月二十九日より大雨洪水、流家二五軒、流死四人④ 八月八日、十日暴風雨④ 新庄藩、米、穀物、漆実、銅などの領外移出統制及び、 領内女、百姓の他領通行取締令を発す① 二月十二日、御役所、判所において改之義仰付けられ候、 同十三日より堀内口、最上より入荷物入判無之清水町に て取、古口にて合せ通す候也。最上へ登る荷物は清水判 にて改め通す。ただし、宿無之者は直々商人舟形番所へ 出す也② 二月十四日に清水に、竹内弥一兵衛殿、沼沢勝太郎殿、 一ヶ月十五日替りに御詰、古口、堀内口出判御出し成さ れ候。ただし、商人舟頭ともに町宿へ不着して、直々御	植漆木数之内、半分は木にて差上、半分は、植立主へ 下され、搔き候節は目先を請、かき漆実共に植主共に 取之差上べく候 木の大小より鈍数の義枯木出ず様仕べく事、搔漆実共 に他所へ出候節出判受べく事、植主へ下され候分は木 主自由に致、勿論御用木の義は枯木悪木有之候はば、 相伺之伐取、替木植継申べき事、栗杉松其外之諸木植 立木数半分は御用へ差上、同半は植主に下されべく 候事②
	(一七二三) 足高の制を定める 幕府、出羽長瀬の一揆の首謀者 一〇〇人あまりを処罰

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七二四	九	判出所へ出、御判取申候事② 春より御上米積舟下り節、先乗先年のとおり、米二俵づつ成下され、門兵衛へ仰付られ候事 江戸たびたび火事、米一升一九文づついたすとなり③ 新庄へ雷落ち、二の丸にて人死ぬ。六月大水なり③ 御領内大庄屋相止候、堀内村加藤佐次兵衛義三人扶持口留相守侯ように、閏四月二十一日、舟形にて仰付られ候事② 金山村大火九二軒焼ける④ 七月二十七日、大風大木打ちたおす、家大分吹きつぶし申候③舟形、八幡神社境内に庚申碑をたてる 上作なり③ 出雲大社造営の勅化錢一五三文、家一軒一錢づつ① 猿羽根根元並びに八幡宮興記書かれる 正月四日、御山狩 舟形町、長者原、猿羽根相勤、枝郷折渡は御免、赤松村支郷升玉村は御免、堀内村支部ミくりや、まきの、西ノ又、松橋は御免の由、福田原にて狼四つ、狐二つ、兎一つ取り候内、狼は、山本新右衛門様御家来と柴田段七殿御家来と兩人にて生捕、これによりて御ほうび錢三〇〇文下され候由、舟形町の者も取ったが、本台海の人足と口論の由にて下されず候由② 正月十三日、御山狩 升形と京塚の相門立前大幟二本立候由、寄人足は舟形御支配御免、清水、古口、真室方残らず相詰候由② 儉約令布達①	(一七二四) 幕府儉約令を出す
一七二五	十		
一七二六	十一		(一七二六) 全国戸口調査行う 物価統制令を出す
一七二七	十二	江戸浜御殿に甘蔗をうえる	(一七二七)

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七二八	十三	三月十二日、夜半過ぎ肘折村大火、残らず焼失② 四月十六日、藤沢遊行上人巡国、上下五八人新庄へ御越御宿は接引寺、長泉寺。村々より詰御伝馬、歩行夫、一六五人、本馬六五ひき② 十一月二十九日、御山狩 堀内村人足枝郷とも一五三人、惣役人常番吉兵衛、山守孫十郎とも村印二本持参 二十八日、長者原村へ詰め、翌朝八ツ半時、志津村川向に相話候② エツ国より象渡る③ 長者原村神明縁起由諸書③ 長沢、平石法印慧興の墓 酒井左右衛門殿御逝去、江戸より死骸下る③ ハシカはやる③ 領内七ヶ所の口留番人に一人扶持を給す① 長沢村 鑑曲口、叶内庄助、大場市郎兵衛 糸桜越口、矢野長吉、八畝七右衛門 堀内村、実栗屋口、萬七 松橋、西の又口、與右衛門 領内に儉約令を出す 長者原村、神明神社建立、大工門兵衛、別当相馬権太郎 西国にて田、畠に虫つき、人、馬多く死ぬという③ 疱瘡あり③ 公方様より田に虫付かずようにとて、日光じゅんこう	世界・日本全国に関する事項
一七二九	十四	清人江戸へ象を送る (一七二九)	
一七三〇	十五		
一七三一	十六	(一七三一) 幕府三年間の儉約令	
一七三二	十七	(一七三二) 西国虫害、大飢饉起こる、翌年死者多い、享保の大飢饉	
一七三三	十八		

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七三五 元文 二十	より呪文御申しうけ③ 三月十八日、大雷、大雨地震、半時ばかりゆれる、前代 寛なし③ 六・七月より風病はやり、だいぶ人死す③ 赤子養育令を出し、捨子、墮胎を禁ず① 百姓の寄合、徒党の禁止御触書を発す① 猿羽根村野崎にて家四、五軒焼ける③ 越後国の者ども、新庄中山へ多く引越し、田を作るな り③ 在町への商業統制、百姓の離農、離村、出稼禁止の御触 書を発す 文金改なり	(一七三四) 紀国屋文左衛門死ぬ (一七三六) 幕府、江戸城中での政治批判を 禁止
一七三七	小国村、米を積み、舟形川を船通り始めるなり③ 瀬見村へ新庄屋立つなり③ この冬、雪少なくけたにて歩く③ 二月、長者原小松にて金ほる③ 三月二十日より小国郷城米、瀬見村より舟下しの事② 四月十三日、御隠居様、谷地郷へ御廻り、両所村、和田 兵左衛門宅にて、御昼遊ばされ、直々大石田御泊、二十三日 御城着②疱瘡あり③	(一七三八) 幕府諸国に人別改めの提出を命 じる
一七三九 四	四月、小国郷御米積御蔵当所へ御公儀様より御立遊ばされ 候、大工は小国の者請負、壁共に、上漆土は御公儀より、 萱直路、同葺大工新庄より、人足方は小国郷より、御奉 行は、御役所より御越候事、御蔵守は、堀内村長三郎、 伝七②	

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七四〇	五	三月二十五日、津輕出羽守様御登りに大水になる 舟形舟に大ぜい乗って詰人足一四、五人死ぬ。だんだん 川より死骸でる③ 大病はやる、大方死す③ 仙台へ唐船たいぶ来る、日本人さわぐが自然といなくな る③ 二月、猿羽根山にて、勝道という禅僧殺される③ 二月二十日より古口町口留御番檜原惣右衛門殿信夫佐二 右衛門殿、守下久野右衛門殿三十日交替に仰付候より、御 手代四人御かかえ遊ばされ候事 殿様御逝去十二月なり。五〇日の禁断にて、正月門松立 てず、さびしき正月なり③ 五月中、太田村、兵藏というものより、白きツバメ指上 げる。ツバメ五つ子有る内一つ白きなり③ 新庄辺へ白き毛ふるなり③ 小国郷御米川下げにつき、午三月十五日、御役所にて岩間 作右衛門様より仰せつけられ、右御下米は、御蔵入舟 積み等の節、諸事手ちがいなき様、直々仰せ付けられ候② 御米は三月二十七日より段々積下し申し候事 鍛冶町出火、三月七日夜七つ時より五つ時まで焼失、町 の中頃より出火、両側跡先へ焼け橋本庄兵衛一軒半焼に て残る 太田の方は、両側に家四軒づつ八軒残り、寄合町にては 五軒焼失② 三月、御領内入用の塩、今たび御買上にて、問屋とも	
一七四一	元	幕府、農村の徒党強訴、逃散を 禁止 (一七四一)	
一七四二	二		

西 曆 年 号	
舟形町に関する事項	
世界・日本全国に関する事項	
一七四三	よりのぞみしだい渡すべき、自分で塩商い致し、隠し／＼売 る者、または、塩預りおくのを聞候はば預り置候者の家 屋敷、御取上仰つけ候、 堀内村塩問屋、甚兵衛、長兵衛、喜作 五月一日、九つ初め刻に、日しよくにて、しばらく夜の ごとくなる③ 五月、戸沢上総介殿御下り舟形町本陣へとまる、蠟そく 立てる 湯殿山・鳥海山・羽黒山への参詣は、新庄、紀伊正蔵院 の切手にて通るよう達しなり 七月十日、本合海町出火、家数五六軒、土蔵一三軒焼 き、町下の小屋一四軒残る② 小国向町大火 猿羽根に、六・七年夜踊りあるところ、夜中は法度にな り昼踊る③ 十一月より正月まで、毎夜西の方へ出る明星の光、長さ 五丈程、前代よりなきことなり①③ (怪星西へ現わる) 新庄藩主四代正勝婚礼 奥様の長持三三棹、他に萬道具入候長持四二棹、合せて 七三棹、十一月十六日より同二十六日まで先様より遣 わされ候事 七月十三日、大雨降り大洪水にて所々田、畑山、家大分 痛むが、猿羽根村少しも被害なし 六・七月より風引きはやる③
一七四四	延享 元
一七四二	(一七四二) 公事方御定書を定む

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七四九 一七五一 宝暦	二 元	新庄藩漆植立の奨励する① 藩主正誼、御手元金をもって赤子養育無尽をはじめ 年々三六〇俵 「真室川町史」 新庄藩主正誼永松銅山に御成り④ 四月二十八日、昼九つ時、新庄大火、落合町仏師善右衛門 火元、鉄砲丁より万場丁、神明口まで焼る、御家中町名 古屋敷、紙漉町とも屋敷九九七軒の内、五六軒の御家中 焼け、右焼け候者へは、沓人前について、米五俵づつ下 され、半人前は二俵づつ下される② 米一升一三文	(一七五〇) 幕府農民の強訴禁止 諸国の人口調査
一七五二 一七五三	三		
一七五四 一七五五	四 五	四月下旬、新庄堀端通鐘撞堂の杉に巢ごまれる子鳥三羽 の内一羽白き鳥あり この年大凶作、天候不順にて 六月十一日より土用、雨繁く、冷氣にして、帷子を着る こと稀なり。土用中晴天と申すは三・四日のみ。常に 拾をきて田畑を耕せても、さのみ暑氣を知らず 「豊年瑞相談」 大飢饉、米一升八五文。堀内村のみにて飢死一二四人、 部落の廃絶せるもの多く、藩の経済これより困難にな る 作柄は良作 五月五日昼八ツ時、西大風にて銅山出火、小屋共残らず 類焼する 九月二十五日、新庄藩城内天満宮祭典始まる、翌年より 七月になる。	(二七五五) 飢饉のため、米沢・山形・津軽・ 仙台の東北諸藩に一揆、打ちこ わしが起こる
一七五六	六		

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七五七	五月二十五日、大雨にて最上川大水出る 最上より御領内川通家数四〇〇軒あまり流さる。最上にては人少し死に、御領内にては、死人なし。猿羽根川（小国川）は増水せず平水なり 堀内村は黒森山が崩れ、家々砂にうまり、取除き人足三〇〇人藩より遣わさる 七月二十一日、昼八ツ時、堀内村火事、家数一八軒、他に寺、御蔵も類焼。火元は、表百姓新八と申すもの、二日縄付にされるが、御目付芦原関太夫殿、村中の者より口書を取り、別に新八に罪はないとの事で早速御放免になる 八月、堀内村、稻積場へ引越す 八月二十日より段々稻積場と申す所へ引越す。その節郡奉行、唐牛儀左衛門様、地方、高苗久兵衛様、木田為八様、小野吉左衛門様、御代官、隠明寺儀兵衛様、おいでになり、改の上、一丁五反程の居屋敷に決められる② 禅宗東光寺洲崎村へ引越す② 十二月晦日の晩、堀内村大火事のため、米一俵づつ堀内村の者に残らず下される② 雪少なく、寒中でも堀内村より新庄まで草履通③ 春、米三〇俵堀内村清兵衛へ下される。その他表百姓へ米二〇俵づつ、名子の者へ米五俵づつ、又米四八〇俵、堀内村本郷の者へ下される、その節の代官は隠明寺儀兵衛様、庄屋加藤門兵衛② 三月十四日、堀内村伊豆神社再建される	（一七五七） 杉田玄白オランダ流外科を開業
一七五八	（一七五八） 宝暦事件	
一七五九		

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七六〇	大工運動 「伊豆神社由緒書」 西村山郡両所村両所村の豪農、和田兵右エ門、京都、伊勢屋理右エ門、江戸、関口庄右エ門の三金主、新庄藩の「借金支払停止」の不法を江戸町奉行に訴える①	
一七六一	舟形町六一軒三三七人櫓坂村四軒 藩債三ヶ年間元利とも支払停止 幕府より御貯穀七千俵仰付けられる 藩では、庄屋以下の百姓の他領へ出るのを禁止、百姓は、春夏秋冬寸暇を惜しんで耕作に専念し、年貢諸納をおさめること、また、家作、衣類、食物などについての儉約令を出す この頃	(一七六一) 幕府一万石以上の大名に蓄穀を命ずる
一七六二	舟形庄屋 伊藤 小三郎 問屋 沼沢 嘉右エ門 同 黒坂 文兵衛 長沢庄屋 大場 清左エ門 問屋 矢野 長吉 山守 伊藤 半兵衛 猿羽根庄屋 八 敏 新兵衛 長者原庄屋 曾根田 善太郎 堀内庄屋 加藤 門兵衛 六月二十四日昼八つ時、堀内村留蔵という者、獅子口より氷まき上げ、洲崎村通り庄二郎屋根まで吹き上げられる。その節、瀬脇村二郎というもの、田の草取りの最中、風にて吹き上げられ、五間程吹きとばされる②	
一七六三		

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七六四	明和元	六月十六日、夜九つ時より清水合海より出火、家数二〇軒ほど焼失	(一七六五) 関東の農民二〇万の大一揆 幕付墮胎、間引を禁ず
一七六五	二	六月十四日、新庄大火、南本町より万場丁まで一三七軒焼失、七軒解屋	
一七六七	四	戸沢正謨(新庄藩主五代)病死 一月五日、江戸評定所の御八判下る 四月九日、夜八つ時より万場町出火、六〇軒ほど焼失②	
一七六八	五	新庄領内の人口四二一四八人、戸数七五一六軒	(一七六八) 伊勢のお蔭詣の流行
一七六九	六	越後の国の川普請高役金村毎に課せられる①	(一七七〇) 諸国大旱ばつ
一七七〇	七	最上の商人、新庄領内にて米を買いあさる	
一七七一	八	角沢街道に餓死人供養碑建立⑥ 七月、狼が荒しまわり、新庄宮内門前門兵衛子供を始め梅ヶ崎、中山、黒澤辺にて被害頻発、新庄城下までも彷徨す④	
一七七二	元	四月、遊行上人廻国、仙北より新庄へ来る。松巖寺宿④	(一七七二) 田沼意次老中になる
一七七三	二	四月四日、本合海下町出家、家数土蔵とも五〇軒程焼ける②	
一七七五	四	土地改め「安永の地押」始まる	
一七七六	五	正徳地方帳以来の土地の移動を修正① 堀内村の地押ならびに地方帳の引合せをする 安永五申十月二日より四日まで大検地帳、本田島開 発田新畑分川欠山落水引の所御役所において引合、其節御役人様方隠明寺善蔵様、木田官兵衛様、松永貞之丞様御三人、其節太兵衛罷上り迄留にて御引合せ①	

西 暦 年 号	舟 形 町 に 関 す る 事 項	世界・日本全国に関する事項
一七七七	土地改めの検査がなされる	(二七七七) 農民の江戸出稼ぎ禁止
一七七八	安永六酉四月十七日当村川欠当毛分不在付の場所御改遊ばされ候に付し、御郡奉行隠明寺善蔵様、木田官兵衛様、松永貞之丞様、地方御役人小野吉右エ門様、四人外、御代官岩間笹右エ門様上下五人外御家来都合一五人、四月十七日晚より同二十日朝まで御詣日数三日、皆々永引成下され候、其節庄屋八鍬理兵衛、筆取太兵衛、金左エ門① 農民の衣・食・住制限の触書布達 五月、衣類之義、絹布類一切御法度、絹類之分は笠の緒といえども一切用いないよう仰せつけられる。衣類の儀は、合羽ならびにふんこも、ぢやのめの傘堅く御停止の由仰せつけられる 五月より御賄方餅麵類、酒、肴一切無用と仰せつけられる。宗門御改の節の御賄方入めは、一人に付錢二文かかりに仰せつけられる。酒の儀は宗門改めの節ばかりに仰せつけられる② 赤子養育令、他国寺社参詣規制の御触書布達 「北村山郡史」 村山地方悪疫流行して死亡多し。歳時を改めて危を免れんとする風習おこる。その風習は堀内村辺まで伝わり、閏七月二十一日を大晦日と定め門松を立てて次の三日間を休日として正月を祝う④ 藩の年貢一〇万俵以上① 六代藩主正産、新庄城内に卒す④	(二七七九) ロシア船蝦夷地に来り、松前氏に通商要求 大島、桜島填火
一七七九		
一七八〇		

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七八一 一七八二 一七八三	天明 元 二 三	七月二十八日、殿様瀬見に御入湯あそばされ、その節、御なぐさみに瀬見川へ御はいりになり、その後御腹中に大病になられ、右同所より九月十八日長沢通りにて舟形御泊、翌日、御帰城あそばされ、十月三日に御死去、御年二〇歳にて。新庄藩越後高役を命ぜられる① 五月藩主が勅使馳走の大役を仰付ける④ 農民の離村禁止の触書布達① 六月二十九日、暮七時半時南風強く、白砂降るとおびただし、浅間山噴火のためなりという④ 此年大不作① 舟形郷年貢不納五四五俵 「新庄領村鑑」 大坂町人松浦長左衛門、戸沢藩役人一二名を相手どり、米三万四千俵の代金五千両の滞金について、江戸町奉行に訴える① 農休日の規定の触書布達① 六月十七日、暮時分より新庄町大火事。火元は、馬喰丁彦内と申す者、落合町半分程、馬喰丁、南本町大口まで両側共南方へひろがり、家数二〇〇軒ほど類焼大飢饉、餓死人多い 新庄藩、農業出精、赤子養育、博奕禁止の条目布達正月元日、皆既日食 三月九日、金山十日町大火、家数四七軒類焼 八月、七代藩主正良、新庄にて病死す	(一七八三〜八八) 天明の大飢饉、奥羽より全国へひろがる 浅間山噴火 (一七八四) 奥羽大飢饉、死者一〇万人 (一七八七) 幕府儉約令出す 米価騰貴し、江戸、大坂で米の買いしめのため打ちこわし(天明のうちこわし)
一七八四 一七八五 一七八六	四 五 六		

西 曆 年 号	
舟形町に関する事項	農民の江戸出稼ぎ禁止、奉行禁止の触書布達 諸国巡見使新庄へ来る 六月二十一日、御巡見御三人様舟形御昼にて御通行、同日新庄御泊、翌二十二日、清水へ御通行、清水より清川へ御舟、御昼にて御出同所へ御泊、右の御名左の通 千五百石 御使番 藤沢要人様 御宿 御本陣 早坂久兵衛 御案内 当村喜作 二千百石 御書院番 川口久助様 同 沼沢嘉右衛門 同 同半三郎 千石 御小姓組 三枝十兵衛様 同 御役屋亭主 高山茂右衛門 同庄屋 伊藤小三郎 右御三人上下百拾九人也。二十二日、清川御泊りのはずの所、同日東大風にて、舟下りかね候て、柏沢村に御舟泊り、翌二十三日清川へ御着あそばされ候由② 舟形町四九軒、人口二七六人、馬二五疋 市野関村一三軒九七人、馬五疋、樺坂村四軒一五人 三月六日、養老典、領内七〇歳以上の老人を城内に引見して料理を賜う④ 堀内村長寿の者、八一歳から七〇歳まで一四人、内男三人 一、太兵衛、七九歳、喜助七四歳、惣吉七〇歳 右の者は、寛政元酉年四月二十六日の御規式にて、当村庄屋伊藤小三郎、大小袴羽織にて右三人へ御使へまわり、三人の者、羽織ばかりにて庄屋宅へ上り、
世界・日本全国に関する事項	(二七八八) 幕府賭博を禁止 米穀買占め、酒密造、徒党等を禁じる

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一七九一	幕府内にて人数一六〇〇余人の由② 「条々」の布達、幕府からの御条目をもとにして布達された総括的な御触書	
一七九二	幕府による最上川水運の「直差配制度」の成立 在町の女、伊勢参宮、善光寺参りと称して他出する者多いので、これを戒むる条目布達 博奕禁止令を出す	
一七九三	領内旅行取締、商品仕入場所制限の触書布達 合羽無用の御触書布達	(一七九三) 松平定信、老中を辞職、家斉の大御所時代始まる
一七九四	九月十八日、八代藩主正親、新庄に卒す	(一七九六)
一七九六	五月十四日、金山十日町火事、三〇軒類焼、川原町二軒残る④	幕府、東海道の河川堤防修築を命令
一七九七	芸人の入村禁止の触書を達す	(一七九七)
一七九九	東海道筋川々の御普請御手伝の御用金を村々に課す① 金ヶ岡東海道筋川々御普請御手伝御入用に付、御借上	イギリス船、蝦夷地に来航

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八〇〇	十二	芝居統制の触書出す 「冥加金、並渡世運上銀御定法」を達す 七月二十一日、戸沢家系譜幕府に納める⑤	(一八〇〇) 伊能忠敬、北陸・蝦夷地を測量
一八〇一	元	村山地方米騒動 谷地陣屋警固のため、物頭以下足軽二〇〇人出張④	
一八〇二	二	この年旱魃、五月末より六七日間雨ふらず これよりさき、鳥海山火煙を吐き、この煙、領内鐺岳の中腹にたなびき、三ヶ年間消えることなく、焼砂小石等をしばしば降らす。この夜、亥の刻、大鳴動、由利飽海地方大地震、人や家畜の非害が多い。新庄にても行燈の火をゆりうごかし板戸がきしんで開かぬ程の大地震なり	
一八〇四	文化 元	諸国疫病流行、江戸表より厄病除けの札を下す 「条々」を布達、農民支配の基準になった法令、脇往還交通停止、赤子養育、歟下年季七年など 禁令違反者に対しての過料を課す「覚」の触書出す 赤子無尽始まる①	
一八〇五	二		
一八〇七	四	六月二日、蝦夷地へ賊船渡来につき、幕命により六月二日、及位村へ人数をくり出し、同十日よりひきあげ、これは露国船の樺太千島を荒せしためなり 十月、九代新庄藩主正胤初めて將軍に拝謁の為、村々へ御用金を課す	(一八〇六) 幕府江戸の町民に御用金を命ず アメリカ船長崎に来航
一八〇八	五	農民の他領への出稼ぎ禁止、衣類制限の条目布達 へ御用金を課す	(一八〇八) 間宮林蔵、樺太探検し、間宮海峡を発見する

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八〇九	新庄御家中騒動④ 博奕禁止令を発す	
一八一〇	四月、猿羽根村林昌院再建立という 四月、猿羽根村弥五助、杉苗木五〇〇本の植立を願ひ相 叶う	
一八一一	新庄藩主正胤、勅使参向に付き、馳走役を勤む 川内村騒動	
一八一三	この年凶作 農民の衣・食・住に関する触書布達① 諸祈禱並びに湯殿山火注連に付き、新たに仰出の布達 米一俵の価格二一銭（文化九年一四銭）	（一八一三） 幕府大坂町人より御用金二〇〇 万両を徴収
一八一四	諸寺院の山林・持山の改め仰出の布達② 南山村山崩れ	
一八一五	六月六日、七日、大雨洪水⑥ 賭の諸勝負停止令②	（一八一五） 座頭の高利貸を禁ず
一八一六	色彩異様な虫出現、相混じつて五色をなす。麻、ささげ、 菊、茄子の葉を食う。そのはなはだしき事、言語につく しがたい。稲に害はなし④ 角沢街道に、宝暦、天明の両飢饉の餓死人回向のため、 丸仏碑を建立す④	（一八一六） イギリス船、琉球に通商要求 （一八一七） 諸国大旱害 （一八一八） イギリス人コルドン浦質に来航、 貿易を要求、幕府これを拒絶
一八一八	文政 元 二月、万場町早坂多七宅にて江戸木挽丁式世という者、 浄瑠璃を興行す。此のほか同所にて軍談、講釈などたび たび興行す④	

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八一九	二	捨文、張札禁止の御触書 新庄藩主九代正胤、八月智恩院宮参向につき、天徳寺にて馳走役を命ぜられたため、各村々に御用金、冥加金を課す 衣類制限令をだす	(一八一九) 幕府物価引下げ令を命ず
一八二二	四	村々の有志、富豪を勧誘して赤子無尽を発企 十月十九日、領内庄屋一六名を城内に招いて庭先にて馳走し、木綿一反ずつ下さる⑤	(一八二二) 大日本沿海輿地全図完成
一八二二	五	十月二十九日、火付友蔵福田原刑場において磔にかかる。 これ以後、磔刑の執行はない	(一八二三) ドイツ人シーボルト長崎初外鳴 滝に診療所を開く
一八二四	七	七月、堀内村伊豆神社立替、庄屋伊藤小三郎、大工、大石田深堀多蔵 「家普請手伝申請日記覚帳」野「伊藤家文書」	(一八二五) 異国船打払令
一八二九	十二	四月晦日、新庄万場町二軒焼失 庭月村庄屋沓沢常吉の父十左衛門、薬用人参の栽培を始める④	(一八二九) 江戸大火
一八三〇	元	この年虫害のため凶作 新庄長泉寺、綾織三十三観音像できる 国産綾織の師として、上州館林、桐生、佐野の織師を招きこれをおらせる 「真室川町史」	(一八三〇) 伊勢お蔭参り大流行
一八三一	二	新庄万場丁火事、古川丁まで七五軒焼失	(一八三一) この年より全国的大飢饉
一八三二	三	富田村与右エ門、野崎松山通りに御助成の杉苗木二〇〇本の植立を願ひ相叶う 秋より翌春にかけて「曇らばくもれ箱根山コチャカもいアせん」という童謡流行す④	

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八三三	家作統制の触書が出され、初めて「石場建て」と一部の板敷が認められる 冷害にて大凶作 天候不順にて、土用中綿入れを着用する 六月、大洪水、古口町のみにて一一八軒流失 米価奔騰、一升二〇〇文に上る(平年は二七、八文)。領民は、葛の根、松の皮を食べ、「巳年の大飢饉」と言われる④ 新庄藩主正胤、臨時暇を乞うて帰国し、領内を巡見する。従者一〇人程にて、野装束頭巾にて、百姓と同じく蕨の根、芋の葉、櫛の実を食べ、大坂辺より米を買い入れて領民を救おうとする⑤ 禄制改められ、一人一日五合ずつ給する「面扶米」の制が定められる。 九月、大地震、庄内にある新庄藩、酒田役所大破、藩財政困窮のため、常府して帰国を命ぜられる者多し④ 長沢村より凶作につき夫食米の延納の願い出される 「舟形町史資料集No.2」 大飢饉、夏にかけて、悪疫流行、餓死するもの多い 夫食米を大坂表、越後より買い入れるため、各村に御用金を課す この年一月、新庄町において米一升二三〇文④ 七月十八日夜、馬喰丁より火事、山口丁まで延焼一〇〇余軒 新庄藩主正胤、天保四年の凶作の手当て行届きたる故をもつて幕府より賞せられる①	(一八三三) 幕府五年間の儉約令出す
一八三四	五	(一八三四) 水野忠邦老中となる
一八三五	六	

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八三六 一八三七 一八三八 一八三九	御物成不納に付、田畑の譲渡の証文多くなる 大塩平八郎の手配書まわる 幕府巡見使三名来る（四月二十七日）④ 六月、大洪水、新庄、吉沢堤、新堤、源六堤決潰 三月、野火停止の触書 年貢米、御下米の表附の触書 漆実他出停止の廻文 他所より持込みの商品ならびに領内通過の荷物に対して、 運上役銀を徴収する触書を出す 一、両所（清水・本合海）、金山、及位、舟形 右新会所より差出候荷物、売買荷駄賃にては、他所 へ対し宜からず候間、武士荷、商人荷賃錢あわせて、 二つ割をもつて差送り候様可致事 但新会所より差送り候荷物限り 一、舟形、古口、及位、界田右四ヶ所へ印鑑差出置、新 会所より付出候荷物限り送り状にて相通候様致べき 事 新庄藩主正胤、常盤丁に隠居、正令家督を相続す⑤ 五月、当年年貢の先納金仰付られる。最上郡十郷にて七 〇〇両① 四月野火停止の触書④ 衣服、慶弔に関する儉約令を出す 四月二十六日、御郡奉行様、御代官様惣御登城、正徳年 中以来地方帳役所へ引きあわせるよう達しあり 五月三日、庄内川北の百姓等三〇〇人ばかり、江戸に上	（一八三七） 大塩平八郎の乱 アメリカ船モリソン号漂流を伴 い浦賀港、打払令により撃退す （一八三八） 幕府儉約令を出す 江戸日本橋、神田大火 （一八三九） 蛭社の獄、渡辺華山・高野長英 ら投獄 （一八四〇） 清の商人、アヘン戦争を報じる
一八四〇	十一	
一八四一	十二	（一八四一） 水野忠邦の政治革新 全国の株仲間禁止 （一八四二） 異国船の打払令を禁止し、薪水 給与令を復活

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八四二	十三	山漆実他所越停止の触書④ 江戸表勝手向御差支にて御用金同様の才覚金領内統一に仰付かる 六月五日、新庄表において、惣庄屋に達しあり、その趣は、此度殿様（正令）入部費として金子一五〇〇両入用、内町方五〇〇両、在方一〇〇〇両とのことなりしが、郡方役人により在方困窮の事情を訴へて、五〇〇両に減額を請う① 懷胎女の保護、墮胎禁止令を出す 十一月、長沢村吉太郎他一三名、伊勢参宮に行く。十一月十三日出発し翌二月二日に帰る 一代正実家督相続、入用金の為村々へ御用金を課す① 米沢より御仕法人遠藤仁右衛門を招く① 領内郷村を巡行して、桑樹栽培の指導をする 三月二十四日、舟形代官より管内村々への達 一、漆楮等の苗木望の村方へ、米沢より召寄せられ候仕法人遣わされ、村々にて元苗ふせさせ成られ候、此節仕込置候へは、秋中植立に相成候由、尤肥こやし村々にて、手入の手間料等は成下され候との御事候、尤右仕	幕府物価引下げ令、風俗取締令出す (一八四二) (一八四三) 人返しの法（帰農法）を実施 老中水野忠邦失脚 オランダ国王、將軍に開国をすすめる (一八四五) 浦賀に砲台をつくる
一八四三	十四		
一八四四	弘化		
一八四五	元		

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八四六	三 前年に徴発した年貢の先納金に利息をつけて百姓に返還する 三月十五日、有屋村龍馬山に龍馬現われる、八月十五日まで、数回現われる 吉田勘解由、藩政改革に着手する 御改政につき、村々への達出される 在方、向後五ヶ年間の儉約令布達 普請の節は酒呑の儀停止、博奕禁止、神事祭礼の節の湯の花、花角力の興行禁止など 間道口留番人へ、他領よりの荷物、人の出入りの取締強化の触書を出す 百姓は、ますます農業、蚕桑に専念し、困窮の者は、互いに助けあうように触書出す④ 九月十六日、遊行上人廻国、松厳寺宿にて参詣人多い 藩主の牛馬を売払い、その代金を郡方に下して国産方に分かつ 助成金を補助する④ 一、金四〇〇両、両谷地郷 但二〇〇両づつ	
一八四八	元 嘉永	
一八四九	二	
一八五一	四	

西 曆 年 号	
舟形町に関する事項	
世界・日本全国に関する事項	一、同一〇〇〇両、地廻り小国郷共 但一〇ケ村一〇〇両づつ 右之通り此度成下され候間、当秋中御物成出来の節、 右金子をもつて、粃・蕎麦買入備置候よう致べく候御 事 右之通仰出られ候間、御支配村々へ相達られべく候 三月 御代官宛 備荒貯畜、植林をすすめる布達をする 二月二十六日、堀内村両徳院、伊勢講無尽にて伊勢参宮 に立する 二月、堀内、世脇、洲崎、横沢、山川、真木野原、六 村博奕にて親方より吟味され書文印形にて相済 「石井家文書」 十月十三日、最上川高水になり、大舟流れつく 農家の副業として植樹造林を奨励する 遠藤仁右衛門の指導により、紫山の開発行われる この年早ばつ、田植え過ぎより八月まで雨降らず④ 八月、新庄藩より天童様へ御払いの俵数三千俵、最上川 水がれの為、庄内へ下りかね、堀内へ上げる 「石井家文書」 新国産方掛に佐久間浅右衛門を任ずる、その中に御助成 苗木方を置く この年、藩より領内各代官へ漆・桑・桐の割当て植立の 達しあり①
	(一八五三) 関東に地震 米使ベリ―浦賀に入港 幕府諸大名にアメリカの国書を 示し、意見をもとめる ロシア使節プウチャーチン長崎 に來航

西 曆 年 号	
舟形町に関する事項	「八月二十八日、本年はペリリ渡来、將軍家代がわり、西丸炎上等にて、公役の重税を予想さるゝにつきいよいよ国本培養の必要あり。その一端として一丁前に漆・桑・桐の類五本、半丁前は三本也」 福寿野村立つ、郡奉行、佐久間浅右衛門、村山郡、岩木村藤助新田村、台村、その他無高の百姓をよびよせる領内絵図作成 米国船（ペリーの黒船）再来につき、御軍用御準備金三千両を領内に課す。ただし、黒船帰船につき、返済さる 七月四日、大雨にて最上川大洪水 御願主戸沢上総介様、御開帳あそばされ、四月二十五日城下より立ち、舟形泊り、堀内には、昼過ぎお通り、村方にては、五日ばかりの伝馬仕、その他皆道普請に出る 五月頃、赤鼠たくさんでて畠物の損害はなほだしい。小国にては、麻残らず喰われ、五月二十一日まで鼠五、三〇四あまり捕殺する。新庄辺も同じなり 堀内村御倉普請のため村林より伐採する 四月、堀内村、両徳院村備のうるしを六〇〇本あまり植える 七月、伊豆権現祭礼にて湯花なり 十月江戸表にて大地震なり 紫山植立伐開掛に（中老）寺内弥蔵、（御側御用人）中村善作、（寺社奉行）佐久間浅右衛門、（御改正方）佐藤茂平が任じられる
世界・日本全国に関する事項	（一八五四） 日米和親条約（神奈川条約）ペリーと和親条約を締結、下田・函館の二港を開港 日英・日露和親条約 （一八五五） 江戸大地震 オランダ国王より幕府に蒸気船スニビン号がおくられ、観光丸と命名

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八五六	三	四月二十七日、舟形町出火 家数九〇軒もやけ、残りは、寺・山伏・判所・小家三軒の六軒のみ 代官は常葉加兵衛殿なり 六月十四日、大洪水 十五日、堀内村伊豆権現にて、天気快晴の祈禱をする 長者原、七折沢、堤の普請および修復に関する人足出役の願書が多く見られる また、福寿野開墾についての借金返済、困窮農家への扶助米の拝借願の文書が見られる 五月十一日、西の又にて御法度のバクチを致し、村人御蔵へ三日ほど入れられる 猿羽根山にて、天気快晴の祈禱をする 四月、郡奉行、代官両方より、天気快晴、五穀成就のため村々にて祈禱するよう触れあり 赤子養育令、墮胎禁止令出す② 七月、新庄藩合丁、清水丁、馬喰丁、御長柄町、山口丁、川原町延焼 十二月、升形村にて宗積院という者ころさる 「石井家文書」	（一八五六） 安政の大獄
一八五七	四	また、福寿野開墾についての借金返済、困窮農家への扶助米の拝借願の文書が見られる 「小国家文書」 五月十一日、西の又にて御法度のバクチを致し、村人御蔵へ三日ほど入れられる 猿羽根山にて、天気快晴の祈禱をする 四月、郡奉行、代官両方より、天気快晴、五穀成就のため村々にて祈禱するよう触れあり 赤子養育令、墮胎禁止令出す② 七月、新庄藩合丁、清水丁、馬喰丁、御長柄町、山口丁、川原町延焼 十二月、升形村にて宗積院という者ころさる 「石井家文書」	（一八五七） 通商条約結ぶ コレラ（ころり）流行
一八五八	五	赤子養育、養老扶持令出す② 遠藤仁右エ門米沢へ帰る 七月、大暴風雨にて最上川大洪水 秋の米の値段一俵につき、式々四〇〇文、大豆壹々八〇〇文、小豆貳々文、そば壹々六〇〇文	（一八五八） 五国（米・蘭・露・英・仏）と 通商条約結ぶ
一八五九	六	赤子養育、養老扶持令出す② 遠藤仁右エ門米沢へ帰る 七月、大暴風雨にて最上川大洪水 秋の米の値段一俵につき、式々四〇〇文、大豆壹々八〇〇文、小豆貳々文、そば壹々六〇〇文	（一八五九） 安政の大獄

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八六〇 万延 元	八月、御上より天気快晴の御祈禱仰せつけられる 十一月、幕令により新庄藩江戸芝赤羽橋接偶所固め仰せ つかる⑤ 十二月、雪氷まざりの大洪水、堀内村にて三艘の小舟流 される。この時の最上川の大水は、前代にない大水で、 大小の舟一〇〇艘あまりも流れ、松前米の積舟、山形米 の積舟ほかに、物売りの積舟など多くこわれ、所によっ てはいろいろな物がひろえた 「石井家文書」 六月、新庄藩、神奈川異人宿固め、各村々に御用金を課 す⑤ 五月、堀内村にて寄合をいたし、盗みを行った場合の罰 を決める 七月、代官津田宗助田地改めを行う 十一月十三日、大石田川役所より川通一向来る 鮭不足の年なり 十二月、羽黒山本寺仁王院勧化参り行人一八人来る 野村定書并非常溜銭取調帳 堀内村両徳院葉山参り はしかはやる	(一八六〇) 桜田門外の変
一八六一 文久 元		
一八六二		
一八六三 三	神奈川固めにつき、非常用金郡内三千両を課す この頃、諸国の大名の妻子、国元へ帰国するもの多く、 四月二日、江戸白銀屋敷より戸沢藩主奥様御下り 正月、一万両を藩主の手許から藩主一統に配分 三月、神奈川表へ英国軍艦渡来につき、御出府の非常御	(一八六三) 徳川家茂上洛

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八六六 二	用金を村々へ課す② この頃、幕府、諸侯の妻子の帰国を許可。秋田・庄内、諸家族の帰国多し④ 三月二十五日、此度、江戸表白銀御屋敷御隠居様御下りにて、御ほうび御土産にて町家在々までも残らず、米一斗づつくだされる趣ふれる也 「石井家文書」 長者原村、鳥越村と山境の事で争う 「小国家文書」 七月、殿様武運長久のため、御日待を毎月二日づつ続け行く 「石井家文書」 新庄にはじめてコレラはやる 「真室川町史」 京都警固役終了 七月、堀内村にて賭奕致す者おり、再三吟味され詫証文を出す この年雪少ない 蔵宿、その他川舟方関係者、堀の内村舟改・伊藤源三郎、下役・金三郎、多兵衛、舟宿（最上舟）門兵衛、（酒田舟）茂吉 四月、火原沢にて、堀内村の者酒吞いたし、二九人の名前にて、詫証文を書く 堀内村伊豆権現建直しをする 六月、舟形普賢院、御上より天気快晴の祈禱仰せつけられ、猿羽根山地蔵堂にて行う 秋作物のでき悪し 藩主御手元金一万両を藩士に分配する 領内の九〇歳以上の老人を新庄役所に招いて養老米一人	長州藩外船砲撃 薩英戦争 八月十八日の政変
一八六四 元治 元	（一八六四） 蛤御門の変 長州征伐 八月、四国艦隊下関砲撃	
一八六五 慶応 元		

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八六七	三	扶持を与える 十二月、福田原刑場にて、家士小宮山半外さらし首、その他、最上市、武の市という座頭二人も打首になる④ この年作半作にて米高値なり 十二月、御上より鮭取りどもに御ほうびとして酒一斗下される 「石井家文書」 四月、舟形町大火、寺、八幡様までみな焼ける④ 染屋、御番所、寺門前の小屋家二軒残る。代官郷下周右衛門様 この年鮭不足なり 十二月、真木野原開墾始める 「石井家文書」 舟形郷代官大塚半之助様 舟形本村全村残らず焼失・戊辰戦争・舟形口合戦・新庄城落城 大区小区制始まる。舟形町村他四ヶ村第七区二小区 堀内学校東光寺を借家し開校 長沢学校福昌寺の一隅を借り開校 舟形学校代官役家を借り開校 富田学校郷倉を仮校舎にして開校 猿羽根新道完成。区長を置く 長者原学校小国政吉宅を借り開校 郡制始まる 舟形橋完成	(一八六七) 徳川慶喜大政奉還を乞う 三月九日、王政復古の大王令 五ヶ条の御誓文発布 廃藩置県 学制を制定し学区制を布く 徴兵令を布告、地租改正条例布告 本合海大火四三軒焼失、台湾出兵 元老院、大審院設置 新庄第一屯所(現新庄警察署)設置 西南戦争起こる 新庄裁判所設置(福島裁判所管轄) 学制を廃し教育令を制定
一八六八	明治元		
一八七二	五		
一八七三	六		
一八七四	七		
一八七五	八		
一八七六	九		
一八七七	十		
一八七八	十一		
一八七九	十二		

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一八八一	十四	本合海新道完成（舟形・本合海）・明治天皇巡幸 堀内、毒沢の村境界論争事件訴願（ユスナゴ事件） 堀に長沢分校新築設置	明治天皇東北へ巡幸
一八八五	十八	最上郡役所設置（新庄に）	内閣制度を設置
一八八九	二十二	町村制の施行に当たり、舟形、長沢、長者原、富田、堀 内の五ヶ村を合併して「舟形村」誕生	大日本帝国憲法公布 市制町村制施行
一八九〇	二十三	堀内村、舟形村より分離し、独立村となる	日清戦争はじまる
一八九四	二十七	堀内巡査駐在所設置	日清講和条約調印
一八九五	二十八	西又分教場設置	最上土木出張所置かる（新庄）
一八九六	二十九	実栗屋分教場設置	第一回オリンピック大会、アテ ネで開催
一八九八	三十一	真木野開墾	県立新庄中学校設置
一九〇二	三十五	大石田、舟形間鉄道開通舟形駅開設	日英同盟調印
一九〇三	三十六	舟形、新庄間鉄道開通	新庄駅開設
一九〇五	三十八	奥羽本線全線開通	日露講和条約（ポーツマス条約）
一九一〇	四十三	小国川洪水のため、伊藤権吉宅外六戸流失、渡辺直吉宅 外三戸床上浸水大破	日韓併合（朝鮮総督府設立）
一九一二	元	三光合資会社創設	
一九一三	二	三光堰水路工事はじまる	
一九一四	三	冷水害による凶作、舟形・堀内両村被害甚大 伊藤定作宅の一部を借家し、舟形宮林署として事務開始 （現舟形保育所）	第一次世界大戦に参加 陸羽西線開通
一九一五	四	富田大火住宅一二戸二六棟焼失 新庄、瀬見間鉄道開通により長沢停車場（駅）設置	株式相場高騰

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一九一七	六	第二舟形巡查駐在所長沢に移転 木友炭山に於いて、内地人夫と朝鮮人坑夫との間に大 乱闘発生し死傷者出る 陸羽東線開通	株式市場大暴落
一九一八	七	長沢地内の山中で石材採取者五名雪崩のため圧死	各地で米騒動勃発
一九二〇	九	太郎野分教場設置 大平分教場設置	第一回国勢調査実施
一九二一	十	実栗屋地内で雪崩のため、炭山関係者男四名女四名計八 名圧死	米穀法公布
一九二三	十二	堀内郵便局、民家を借入れ事務開始(無集配三等郵便局) 郡制廃止	関東大震災 小作調停法公布
一九二四	十三	舟形本町大火住宅四〇棟四七戸、物置小屋、土蔵多数焼 失	労働争議調停法公布 金融恐慌始まる
一九二五	十四	堀内地区で初めて実栗屋地内に電気供給	第一回普通選挙施行
一九二七	二	堀内村で村勢要覧を発行	世界恐慌始まる
一九二八	三	大雪	昭和恐慌激化
一九二九	四	農産物大暴落	満洲事変起こる
一九三〇	五		大日本国防婦人会結成
一九三一	六		山形市で日本最高気温四〇・八 度を記録
一九三二	七		日本、国際連盟より脱退
一九三三	八		東北地方大冷害、農村子女の身 売り多し
一九三四	九	小国川大洪水 大凶作	

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一九三五	十	大雪	室戸台風(死者二、五〇〇名)
一九三六	十一		青年学校令公布
一九三七	十二	舟形・堀内村経済更生計画書発行	二・二六事件
			日中戦争開始
一九三八	十三		仙山線開通
			国家総動員令公布
一九三九	十四		県下一斉防空訓練実施
			米穀配給統制法公布
一九四〇	十五	舟形営林署廃止さる	第二次世界大戦始まる
			木炭切符制となる
一九四一	十六	太平洋戦争はじまる	日・独・伊三国同盟締結
			紀元二千六百年祭を行う
一九四二	十七		国家総動員令公布
			米の配給通張つくられる
一九四三	十八	まき木炭配給制	各地に地方事務所設置
一九四四	十九	舟形村教育会発足	ミッドウェー海戦
一九四五	二十	太平洋戦争終結	第一回学徒出陣
			学童集団疎開うけ入れる
一九四六	二十一	第一次農地改革実施。福寿野開墾入植はじまる	学校の授業一年間停止決定
一九四七	二十二	第一回県議選実施	ボツダム宣言受諾して無条件降伏
		鼠沢分校新設	戦後初の総選挙
		長沢中学校設置	共同募金はじまる
		舟形中学校設置	児童福祉法公布
			農業協同組合法公布
			新憲法施行

西 曆 年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一九四八	堀内中学校、堀内小学校に併設 実栗屋分校設置（一、二、三年） 教育委員選挙。松山開墾入植はじまる	教育基本法公布
一九四九	堀内木橋竣工	教育委員会制度発足 福井地震死傷者多数 山形大学創設 松川事件おこる
一九五〇	舟形村勢要覽できる 長沢中学校改増築 豪雨のため各所で流失 舟形中学校本校舎建築移転	朝鮮戦争勃発 公職追放解除
一九五一	実栗屋油田開発、農地改革ほぼ終わる 県営三光堰改修工事はじまる 土地改良区設置（三光堰、大堰、富田土地改良区） 初の教育委員会	米屋の民営復活 日米安全保障条約調印 県下豪雨のため被害多し 住民登録実施
一九五二	舟形橋竣工（町はじめての花火大会） 舟形村と堀内村合併、舟形町となる。人口一一、九八一 戸数二、〇三七世帯 町連合青年団発足	町村合併促進法施行 洞爺丸転覆、死者一、〇二一人 自衛隊法成立 第一回原水爆禁止世界大会 売春防止法成立 日本の国連加盟
一九五五	堀内橋竣工	日本流六万人を越す ソ連世界最初の人工衛生打ち上げに成功
一九五七	第一回町内訪問駅伝大会（現在まで二五回継続） 茂吉歌碑さばね山にできる 舟形町農業委員会初選挙 農業共済組合合併（舟形と堀内）	

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一九五八	三十三	初の町営住宅一五戸建設（舟形一〇戸、長沢五所）	世界・日本全国に関する事項 関門トンネル開通
一九五九	三十四	富長小学校新築なる 富長橋竣工 東長沢駅でける 豪雪交通大混乱	伊勢湾台風のため被害多し 一万円札発行
一九六〇	三十五	社会教育振興優良町村で全国表彰 豪雪交通大混乱 長屋橋でける	日米安保条約に調印 チリ地震津波
一九六一	三十六	舟形に保育園誕生 堀内中学新築落成 舟形町商工会発足 遠羽根山隧道開通式 郡内で初のホップ栽培 長沢診療所新築	三五年から大雪のため列車の運 休多し 農業基本法公布
一九六二	三十七	「交通安全舟形」を宣言	キューバ危機 国産第一号原子炉点火
一九六三	三十八	舟形小学校新校舎落成	三池鉱でガス大爆発死者多数 オリンピック東京大会
一九六四	三十九	豪雨のため大洪水（冠水田畑七〇町歩） 堀内児童館落成 鼠沢分校廃校	東海道新幹線営業開始
一九六五	四十	舟形保育園新築なる 舟形町振興審議会発足 長沢児童館落成 長者原橋竣工	蔵王エコーライン開通 日韓基本条約調印
一九六六	四十一	舟形郵便局移転新築業務開始	栗子新国道開通 全日空機羽田沖で墜落（死者一 三三人）

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一九六七	四十二	役場庁舎新築工事起行式	初の建国記念日
一九六八	四十三	町の人口九、〇〇〇人を割る	山形県米づくり日本一となる 大学紛争拡大(二〇校)
一九六九	四十四	豪雨のため災害本部設置被害額三億円(死者一名) 町観光審議会発足 長沢駐在所新築落成	明治一〇〇年記念 日本初の原子力船「むつ」進出 日米共同声明
一九七〇	四十五	過疎地域指定 全国消防操法大会出場 第一次簡易水道竣工式	日米安保条約自動延長 公害問題深刻化 大阪で万国博覧会開催
一九七一	四十六	全国優良町として表彰 町民プール完成 実栗屋分校開校	沖繩返還協定調印 県立博物館開館
一九七二	四十七	新農協発足(長沢、舟形、堀内農協合併) 堀内小学校落成	全日空機岩手県雫石町上空で自衛隊機と衝突一六二名全員死亡 冬期オリンピックピック札幌大会 日中国交回復
一九七三	四十八	青年センター完成オープン 平沢地区「山くずれ」災害被害額四億円を越す、奥羽本線二〇日間不通	高松塚古墳で壁画発見 北京に日本大使館を開設
一九七四	四十九	舟形町中央公民館落成 舟形駅無人化反対総決起大会 町全体で集中豪雨被害額約一一億円 町制施行二〇周年式典 舟形小学校創立一〇〇年記念	山形大学医学部開設 石油危機はじまる 大蔵村赤松で山崩れ

西 曆	年 号	舟形町に関する事項	世界・日本全国に関する事項
一九七五	五十	町報発刊二〇〇号を迎える 療護施設光生園できる 富長小学校創立一〇〇周年記念	山形く秋田間鉄道電化 ベトナム戦争終結 新県庁完成 沖縄海洋博覧会開催 県政一〇〇年記念行事 米国のバイキング一号火星に着陸
一九七六	五十一	町全体で集中豪雨被害総額一三億余円 実栗屋町内三〇戸移転完了 舟形本町に高層町営住宅完成 町体育協会設立	第三次全国総合開発計画を正式決定
一九七七	五十二	町民グラウンドに夜間照明施設完成 NHK全国愛の巡回ラジオ体操くる	
一九七八	五十三	舟形駅無人化 簡易水道建設事業(一〇%)完成 舟形駅前老人いこいの家完成	宮城県沖地震発マグニチュード七・四(二八人が死亡) 新東京国際空港(成田空港)開港 東京サミット開く アフガニスタンでクーデター起こる
一九七九	五十四	舟形町農業青年会議所設立	
一九八〇	五十五	B & G 海洋センター開所	モスクワでオリンピック 東北地方冷害 イラン・イラク戦争
一九八一	五十六	長沢保育園開館 歴史民俗資料館開館	

執筆者

代表 大友義助

山形県立新庄北高校勤務

大滝 十二郎

山形県立新庄農業高校勤務

伊藤 和美

山形県最上郡最上町役場勤務

舟形町史

昭和五十七年三月二〇日 印刷
昭和五十七年三月二五日 発行

執筆編集 大友義助

発行者 舟形町教育委員会
山形県最上郡舟形町舟形二六三番地
電話 (〇二二三三三)二一一一一

印刷所 中央印刷株式会社
山形市十日町一丁目一一八
電話 (〇二三六三一)五五三三

